

石見銀山近代史料集

諸官省願伺届書綴
藤田組規則類

第四集

石見銀山近代史料集第四集

諸官省願伺届書綴

藤田組規則類

例言

一、島根県教育委員会と大田市教育委員会は、石見銀山遺跡総合調査研究事業の一環として石見銀山の近代開発の歴史について調査研究を行っている。本史料集は石見銀山の近代史を解明する上で基本となる史料を翻刻・刊行するものである。

一、本書では、上野家（下博多屋）所蔵史料（以下上野家文書）の「諸官省願伺届書綴」と、山中家所蔵史料（以下山中家文書）を掲載した。

一、「諸官省願伺届書綴」（上野家文書13―5）は、藤田組（現DOWAホールディングス株式会社）が明治期に石見銀山を開発するにあたり官公署との間で交わした文書を綴ったもので、明治二十五年四月から翌年九月までの「官用録二属スルモノ」を綴じた簿冊である。

一、「諸官省願伺届書綴」には鉱業活動とは直接関係のない文書が含まれており、これらについては一連の通し番号を付して目次に掲げたが翻刻は掲載していない。非掲載とした文書の概要については巻末の文書一覧に記載した。

一、山中家文書11―1は藤田組が定めた鉱業活動に関わる規則類で、本史料集では「藤田組規則類」として一括した。

一、山中家は近世に代官所地役人を勤めた家で、明治期には藤田組で大森鉱山の開発に従事していた。このことから、業務上の必要から同家で所持されていたものと考えられる。

一、本書の刊行にあたり史料所蔵者の上野寛司氏、山中孝友氏および上野家文書寄託先の石見銀山資料館の協力を得た。記して感謝する。

一、本書の編集に際し撮影した写真類、解説文その他関係資料等は島根県教育委員会 で保管している。

一、本書に掲載した史料の翻刻作業は以下の体制で輪読形式で行った。
（所属・職名は作業当時のもの）

島根県教育庁文化財課世界遺産室

熱田貴保（主席研究員）、大庭俊次（同）、守岡利栄（専門研究員）、矢野健太郎（同）、伊藤大貴（研究員）、小川斉子（嘱託）
大田市教育委員会教育部石見銀山課

山手貴生（主任）、矢部俊一（同）、渡邊良介（主事）、西尾克己（嘱託）、新川隆（同）、尾村勝（同）

なお輪読会は、第一―三集掲載史料を含め、平成二六年九月三〇日から同二九年九月二七日まで隔週で計七五回開催した。

一、本書の編集は伊藤、清水佳那子（世界遺産室嘱託）の協力を得て熱田が行った。

掲載した史料には人名や住所のほか族籍の平民・士族という現代には存在しない身分呼称が記されている。また、鉱山従事者を蔑視するような表記が一部に認められる。史料は鉱業活動に伴い作成された文書であり、本書の性格上、歴史的事実を正確に伝えることが石見銀山の近代開発の様相を明らかにするために必要であると考えことから、原文のまま掲載している。

史料が作成されて既に百年以上経過しているが、個人とその関係者の人権は現代にあっても保護されなければならず、史料の利用は先述した研究に資することに限り許されるべきであると考えた。したがって、本書及び既刊史料集の利用にあたっては、こうした趣旨を御理解のうえ適切な配慮をもっていただきたい。

凡 例

- 一、漢字は原則として新字体を使用し、人名は旧字体のままとした。
- 一、異体字・俗字・略字・合字のうち、扣（ひかえ）・并（ならびに）・メ（しめ）・メ（して）・ゑ（より）・ㇿ（こと）・𠂔（とも）・𠂔（とき）についてはそのままとした。
- 一、繰り返し記号については、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」を用いた。
- 一、本文には適宜読点（、）や並列点（・）を加えた。
- 一、文意が通じない部分には（ママ）、文字が重複する場合は（衍）と注記した。誤字や脱字が明らかな場合は正しい字を（ ）内に記した。
- 一、朱書については、その部分を「」で囲むかまたは別途注記した。
- 一、貼紙や付箋は「」で囲んで右肩に（貼紙）、（付箋）と注記した。
- 一、史料中の（ ）はそのままとし、「」は『』に置き換えた。
- 一、史料の抹消部分については二重線で見え消しとし、判読できない場合は□□とした。訂正された文字は該部分の右側にポイントを下げて表記した。ただし左側に訂正文字が書かれている場合は原文通りとした。なお内容的に必要がないと判断された場合は訂正部分をそのまま本文とした。
- 一、文字の配列は原文をできるだけ尊重したが、編集の都合上体裁を整えた箇所がある。
- 一、翻刻文中に記入できない注記は各文章の末に＊印を付して記した。
- 一、罫紙の欄外に押された割り印には、印面の字配りから三種類が使われていたと推定された。翻刻では該当する文書の後に左記のアル

ファベットで区別して文末に注記した。

A 「藤田組大森鉾山所割印」

B 「藤田組大森鉾山事務所割印」

C 「大森鉾山藤田組出張所割印」

- 一、文書を記した料紙は主に罫紙が用いられており、文末に種類を注記した。ただし藤田組の文書に多用されている「藤田組大森鉾山所」の罫紙については注記を省いた。
- 一、「諸官省願伺届書綴」は、翻刻の掲載の有無にかかわらず個々の文書に通し番号を付し、巻末に文書目録を掲載した。
- 一、翻刻文のいくつかの語句について簡単な解説を巻末に掲載した。
- 一、参考として石見銀山遺跡の位置図と明治二二年の町村制施行前後の邇摩・安濃郡の村配置図を掲載した。なお邇摩郡明治村は明治二四年四月一日に大國村と馬路村に分かれており、本書では分離後の配置を示した。

目次

例言

凡例

図1 石見銀山遺跡の位置

図2 明治二十二年町村制施行前後の邇摩郡・安濃郡

i ii viii ix

諸官省願伺届書綴

1	特置巡查へ御落居ヲ願フ件左ニ	1
2	「記」(第一撰鉦其他棟数及用材につき)	1
3	松立木御払下願	1
4	設計書	2
5	松損木御払下願	2
6	「記」(尺ノ算法)	3
7	松損木御払下願	3
8	松立木御払下願	3
9	設計書	3
10	道路開鑿願	4
11	村道開鑿仕訳書	5
12	自大森村大字大森村道路開修ニ付道敷潰地取調書	6
13	松枝条御払下願	9
14	請書(松立木払下につき)	9
15	証(松立木等領収につき)	10

16	栗丸太寸法調	10
17	「副申」(鉦山合宿所寄留者につき)	10
18	寄留御届	10
19	「依頼」(借区坑業明細表提出につき)	11
20	「書簡」(大森鉦山施業按返付につき)	11
21	坑業用火薬運搬願	11
22	自明治廿二年至同廿四年製産品数量及代価調	12
23	「添状」(明治廿二年より同廿四年に至る三ヶ年間製産品取調進達につき)	12
24	産出品数量及代価調	12
25	証(明治廿五年度請願巡查費上納につき)	13
26	鉦業用火薬類買入願	13
27	「大森鉦山概要」	13
28	鉦山用材伐採跡地ノ景況	15
29	鉦山用材伐採跡地ノ景況	16
30	「回答」(蒸汽機関用ニ使用する薪消費高取調方につき)	16
31	「副申」(鉦山合宿所寄留者につき)	17
32	寄留変換御届	17
33	「非掲載」	
34	「依頼」(コロンブス博覧会にかかる報告書及び鉦石回送につき)	17
35	「照会」(藤田組処有地の道路変更にかかる図面差出につき)	18
36	「回答」(道路開鑿願書添付図面四通差出につき)	19
37	鉦業用火薬類買入願	19
38	鉦業用火薬類買入願	19
39	「添状」(コロンブス博覧会出品物進達につき)	20
40	記(鉦物の出品につき)	20
41	大森鉦山概況	20
42	「添状」(コロンブス博覧会出品にかかる鑄型銅分析表進呈につき)	22

43	紋銅分析表	22	72	廿五年度木材及薪材木炭需用額調	31
44	紋銅分析	23	73	運搬許可証還納届	31
45	〔依頼〕（郵便物投函方問合せにつき）	23	74	鉱業用火葉類買入願	31
46	〔依頼〕（郵便切手売下免許願につき）	23	75	〔返戻〕（蒸気器械取締規則達供覧済につき）	31
47	郵便切手売下免許願	24	76	〔回付〕（蒸気器械取締規則達につき）	32
48	運搬許可証還納届	24	77	〔照会〕（鉱山使役人別種痘接種状況につき）	32
49	御払下松木及匏朶伐採済届	24	78	〔照会〕（寄留届無届職員の負担義務取り扱いにつき）	32
50	〔書簡〕（薬品類直段付取調べにつき）	24	79	〔回答〕（使役夫の種痘接種状況にかかる照会につき）	33
51	〔照会〕（郵便物投函方再度の問合せにつき）	25	80	家屋建築届	33
52	鉱業用火葉類買入願	25	81	寄留人出発届	34
53	鉱業用火葉類買入願	26	82	寄留届	34
54	運搬許可証還納届	26	83	〔86（非掲載）	
55	〔回答〕（メートル法度量衡器具員数取調につき）	26	87	転寄留御届	34
56	〔照会〕（メートル法度量衡器具員数取調につき）	26	88	〔照会〕（大乙第四一号照会の件、再応照会につき）	35
57	〔進達〕（鉱業明細表につき）	27	89	〔回答〕（道路改修願付属書類中添付洩れの分送付につき）	35
58	鉱業用火葉類買入願	27	90	摘要表	36
59	鉱業用火葉類買入願	28	91	摘要表	36
60	〔62（非掲載）		92	〔木橋目論見書〕	37
63	〔回答〕（製煉所建物棟数・坪数取調につき）	28	93	旧道縦断面	37
64	記（製煉所建物棟数・坪数につき）	28	94	旧道平面図	38
65	〔依頼〕（製煉所建物棟数・坪数取調につき）	28	95	改修線路縦断面図	38
66	〔照会〕（工業会社及製造表につき）	29	96	〔木橋目論見書〕	39
67	〔照会〕（工業会社及製造表再度の問合せにつき）	30	97	〔改修線路縦断面図〕	40
68	領収証（金銀鉛銅鉱試掘認可願聞届のうえ下付につき）	30	98	〔99（非掲載）	
69	〔依頼〕（郵便物ならびに電信受取方につき）	30	100	運搬許可証還納届	41
70	〔依頼〕（木材及薪材木炭需用額調につき）	30	101	重傷者御届	41
71	〔回答〕（木材及薪材木炭需用額調につき）	31	102	〔依頼〕（蒸気器械等の検査につき）	41

131	〔非掲載〕	50
130	〔依頼〕（管区員の鉱山事業参観につき）	50
129	〔依頼〕（地方税・村税徴税伝令書の配布につき）	50
127	〔非掲載〕	50
126	〔書簡〕（所得税調査への協力を謝するにつき）	49
125	〔依頼〕（所得税調査につき）	49
124	〔回答〕（借区坑業明細表記入内容につき）	49
123	借区坑業明細表	48
122	〔照会〕（明治二十四年上半年期鉱業明細表記入内容につき）	47
121	鉱業用火薬類買入願	47
120	寄留届	47
119	〔依頼〕（鉱物寄贈につき）	46
118	〔照会〕（石炭の消費高につき）	46
117	〔回答〕（コークスの消費高につき）	46
116	運搬許可証還納届	45
115	〔照会〕（明治廿五年中の石炭消費高につき）	45
114	〔回答〕（石炭などの使用状況につき）	45
113	〔非掲載〕	45
111	〔照会〕（他町村より入込寄留届未済者の義務負担金の寄贈につき）	45
110	〔回答〕（鉱夫一人あたりに賦課される義務金の負担につき）	45
109	〔依頼〕（蒸汽器械建造場所図面の提出につき）	44
108	〔回答〕（蒸汽器械建造場所図面の送付につき）	44
107	坑業用火薬運搬願	44
106	鉱業用火薬類買入願	43
105	〔島根県令〕（蒸汽器械取締規則）	42
104	汽鐘汽機取扱者履歴書	41
103	石見国邇摩郡大森鉱山蒸汽器械取調書	41

195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	167
坑業用火葉類運搬願	荷積車新調御届	運搬許可証還納届	鉦業用火葉類買入願	〔案内〕(石見八幡宮大祭への御申奉納につき)	〔案内〕(石見八幡宮大祭への参拝につき)	〔依頼〕(道路等変更願にかかる書類再提出につき)	〔依頼〕(江津村尋常高等小学校修学旅行生徒の見学につき)	〔照会〕(道路等変更願にかかる書類再提出につき)	納税代理人御届	運搬許可証還納届	〔通知〕(今度大森に来訪する品川彌二郎との談話会開催につき)	〔非掲載〕	運搬許可証返納届	鉦業用火葉類買入願	〔非掲載〕	〔職工長屋一覽表〕	〔届〕(職工長屋建設につき)	〔依頼〕(産出鉦物の調査につき)	〔非掲載〕	〔依頼〕(預金受取にかかる証書紛失につき)	寄留届	納付証	〔照会〕(寄付金の至急納付につき)	鉦業用火葉類買入願	謝状(先般修学旅行の際の応対につき)	〔非掲載〕
64	63	63	63	62	62	62	61	61	61	61	61	60	60	60	60	59	59	59	59	58	58	58	57	57	57	169

196	200	201	202	203
〔非掲載〕	御届(諸願伺届書の代理につき)	鉦業用火葉類買入願	御届(電報配達先につき)	
64	64	64	65	

1	2	3	4	5	6	7	8	9
〔通知〕(号外)	〔名称規程〕(規第壹号)	〔鉦山事務所通則〕(規第貳号)	〔鉦山出張所規程〕(規第参号)	〔鉦山巡視規程〕(規第四号)	〔改正旅費規程〕(規第五号)	〔社員死傷手当規則并諸工夫死傷手当規則〕(規第六号)	藤田組大森鉦山所附則	藤田組大森鉦山事務所規則
69	69	69	70	70	71	73	75	82

注	諸官省願伺届書綴	〔藤田組規則類〕文書一覽	〔諸官省願伺届書綴〕文書一覽
		横組10	横組1
		97	106

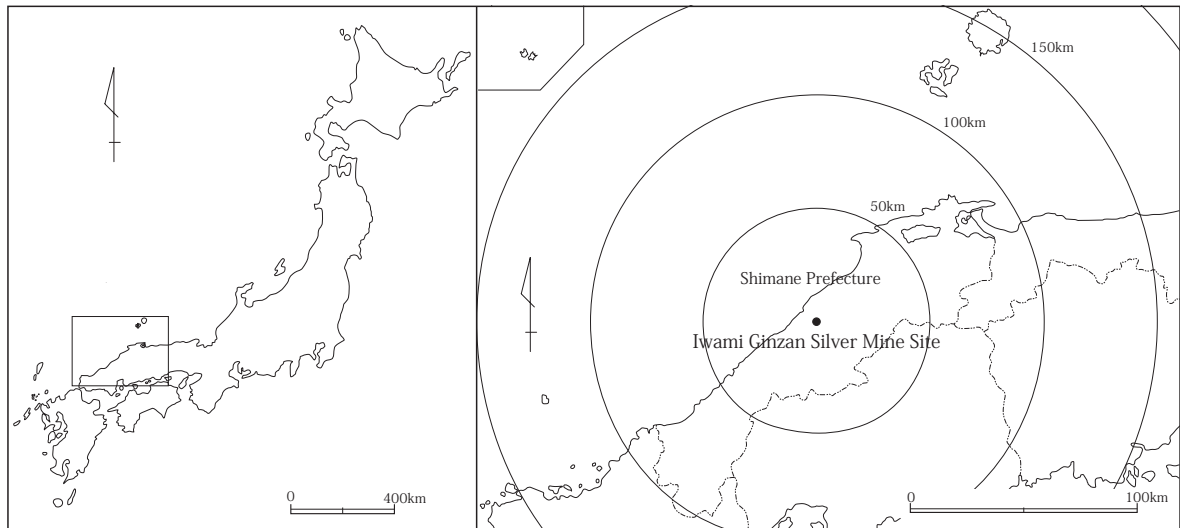


図1 石見銀山遺跡の位置

町村制施行前

町村制施行後

安濃郡

朝山

波根東

波根西

刺鹿

鳥井

静間

五十猛

長久

大田

富山

神門郡

宅野

仁万

大屋

久利

大森

川合

忍原

水上

佐比売

飯石郡

邑智郡

八代

大家

井田

波積

福浦

福光

湯里

馬路

大浜

温泉津

那賀郡

那賀郡

ix

諸官省願伺屈書綴

(表紙)「

明治廿五年四月起

同 廿六年九月迄

諸官省
願伺届 書綴

一 (貼紙) (朱印) 合名 藤田組大森鉦山事務所
会社

永年保存

「 庶務係 「

1 特置巡查^①へ御落居ヲ願フ件左ニ

- 一、縦覧証ヲ携帯セザルモノ又ハ無用之者者構内へ入ルヲ制止之事
- 一、毎日昼間式回以上夜間式回以上構内各工場巡視之事
- 一、銀山本谷ハ毎月三回凡ソ十日目毎ニ巡視之事

但非常之節ハ此限ニ非ス

- 一、坑内ハ月老回宛巡視之事
- 一、火水盜難其他非常之節ハ即時現場へ出張防禦指揮之事
- 一、諸職工長屋衛生上取締之事
- 一、諸職工故ナク徒党ヲ組ミ無法ノ挙動ヲナスハ説諭之事
- 一、各工場器械備品類ヲ猥リニ門外へ運搬セルモノアルハ又者其挙動ヲナスハ制止シ所員へ通知ノ「
- 一、坑夫其他ノ者鉦石ヲ窃ミ他へ運輸スルモノアルハ又ハ其挙動ヲナスハ速ニ制止シ所員へ通知ノ「

一、博奕其他総テ法律ニ関スル「ハ一層嚴重ニ取締之事

一、無頼ノ悪徒諸職工ノ宿所^宿へ窃ニ寄附セルモノ取締ノ事

右概略申上候也

明治廿五年

藤田組

四月

大森鉦山事務所

中山門殿

* 欄外上部に割印 B

2 「記」

明年四月建築ニ着手已来第一撰鉦其他棟数及用材何程 (鎔鉦炉ヲ除ク)
鎔鉦炉建築ヲナスノ計画別紙設計書之通り

* 無地白紙に記載

3 松立木御払下願

石見国邇摩郡大森村大字佐摩字古城山官林内^②

一、松立木 三拾本

此尺ノ百參拾六本七步式厘四毛

此代金四拾九円式拾式錢壹厘

但尺ノ壹本ニ付
金參拾六錢

右者当処永久銅山ニ於テ別紙設計書之通建築用材必要ニ御座候処、客年
以来建築セシ坪数何程或ハ (何棟) ニシテ此用材何程近傍民林ハ購求仕

候処、最早払底ニヲヨビ如何トモ事業上差支候場合ニ立至候ニ付、本行ノ金額ヲ以テ御払下被成下度、明治廿四年九月森林原野及産物特売規程⁽³⁾ヲ遵守、此段奉願候也

住処

族籍

年月日

氏名 印

広島大林区署長⁽⁴⁾

林務官有田正盛殿

* No. 3 ~ 6 は広島大林区署の罫紙に記載
* 罫紙右欄外に墨書「用紙半紙 正副式通」

4 設計書

石見国邇摩郡大森村永久銅山何々建築

一、桁行 何間 瓦葺 老軒
梁行 何間

此用材

松木柱何本 長何程
何寸角

此尺ノ何程

全何々何程 長何程
巾(厚)何程

此尺ノ何程

全松板何坪 但厚サ何程

此尺ノ何程

合計尺ノ

右之通相違無之候也

年月日

住処

姓名印

右ハ凡ソ類例ヲ示シタルモノナレバ右ノ外総テ前例ニ倣ヒ逐一明記スベシ、尤総材料ノ内幾分ハ官林ノ払下ヲ仰キ幾分ハ民林ヨリ供給スル事ノ場合ニ於テハ夫々其歩合ヲ明記スベシ

但一尺ノハ六尺立方

5 松損木御払下願

石見国邇摩郡大森村大字佐摩字古城山官林内

一、松損木 八本

此棚数八棚^{二歩〇七毛式} 但老棚ニ付
金壹円四拾錢宛

此代金拾貳円拾五錢貳厘

拾壹円六拾參錢

ハ何処ノ

右松損木銅山薪炭用トシテ私へ御払下被成下度、明治廿四年九月森林原

野及産物特売規程ヲ遵守、此段奉願候也

姓名印

年号月日

広島大林区署長

林務官有田正盛殿

* 罫紙右欄外に「用紙半紙」、表題上欄外に「正副式通」、本文上欄外に「此分ハ設計書添付ニ不及候事」と墨書

6 [記]

尺ノ壹本トハ壹尺立方尺ノ者拾貳切ニシテ即チ壹尺立方尺ニシテ貳間モ
ノナリ

是ヲ算出スルハ $(\frac{\text{丸材ヲ}}{\text{尺ノ二直ス}})$ 左記之通

目通(何尺)ヲ円周率 $(\frac{\text{三・一四}}{\text{一六}})$ ヲ以テ除シ経ヲ得ル、該経ヲ自乗シ得タ
ル者ニ高 $(\frac{\text{尺ニ}}{\text{直ス}})$ ヲ乗シ之ニ尺ノ法 (〇・〇三二七) ヲ乗ズレバ尺ノ得

$$[(\text{円周率} \times \text{目通}) = (\frac{\text{三}}{\text{一六}} \times \text{三}) (\text{尺})] \times (0.0327)]$$

7 松損木御払下願

石見国邇摩郡大森村字古城山官林内

一、松損木 八本

此棚数 八棚三分〇七毛式

此代金拾壹円六拾参銭 但 $(\frac{\text{壹棚ニ付}}{\text{金壹円四拾銭ツ、}})$

右ハ当処鉾山薪炭用トシテ私へ御払下被成下度、明治廿四年九月森林原
野及産物特売規程ヲ遵守、此段奉願候也

島根県邇摩郡大森鉾山

稼業人大阪府平民藤田傳三郎代理

明治廿五年五月十八日

牧相信⁽⁵⁾

広島大林区署長

林務官有田正盛殿

8 松立木御払下願

石見国邇摩郡大森村字古城山官林内

一、松立木 貳拾貳本

此尺ノ^(貼紙)「一百貳拾六本九歩八厘七毛」「一百拾六本五分九厘八毛」

此代金^(貼紙)「参拾八円〇九銭六厘」^(貼紙)「参拾八円四拾七銭七厘」

但尺ノ壹本ニ付^(貼紙)「参拾銭」^(貼紙)「参拾参銭ツ、」

右ハ当処鉾山永久部ニ於テ別紙設計書之通建築用材必要ニ御座候処、客
年以来建築セシ家屋貳拾貳棟ニシテ、此用材四千貳百五拾本近傍民林ヨ
リ購求仕候処、最早払底ニ及ヒ如何共事業上差支候場合ニ立至リ候ニ付、
本行之金額ヲ以テ御払下被成下度、明治廿四年九月森林原野及産物特売
規程ヲ遵守、此段奉願候也

島根県邇摩郡大森鉾山

稼業人大阪府平民藤田傳三郎代理

明治廿五年五月十八日

牧相信

広島大林区署長

林務官有田正盛殿

9 設計書

石見国邇摩郡大森村

大森鉾山永久部鉾鉾建築

一、^(桁行拾間 梁行六間)瓦葺 壹軒

此用材

松木柱 一百貳拾本 ^(長貳間 角五寸)

此尺ノ^(貼紙)「三拾本」

全 拾貳本 ^(長貳間 角六寸)

此尺ノ^(貼紙)「四本三分貳厘」

全 拾八本 ^(長四間 角六寸 角八寸)

此尺、拾七本、貳分八厘
全 拾八本 長三間 角六寸
此尺、九本、七分貳厘
全 貳本 長五間 角壹尺
此尺、五本
全 廿八本 長三間 角六寸 壹尺
此尺、廿五本、貳分
全 八本 長五間 角五寸 八寸
此尺、八本
全 七拾本 長貳間 角七寸
此尺、廿四本、五分
全 七拾四本 長貳間 角四寸 五寸
此尺、拾四本、八分
全 四百本 長壹間半 角貳寸 五分
此尺、廿貳本、五分
全 百本 長壹間 角貳寸
此尺、貳本
松板 五拾六坪 厚壹寸五分
此尺、廿五本、貳分
全 百五拾坪 厚六分
此尺、廿七本
合計尺、貳百拾五本、五分、貳厘
「此分ニ応シ小内訂正之事」
百貳拾六本九歩八厘七毛 御払下出願之松木ニテ支用ノ見込
八拾八本五分三厘三毛」 民林ヨリ買入ノ見込

右之通り相違無之候也

*貼紙下文字「内

百拾六本五分九厘八毛
九拾八本九分貳厘貳毛」

10 道路開鑿願

御部内大國村大字大國ヨリ小字柑子谷ニ至ル村道御開修相成候趣キ拝承仕候、然ルニ小字柑子谷ヨリ大森村通路里道之儀ハ旧來該谷間農家耕作ノ為メ通行スルノ外概ネ公衆ノ使用ニ関セサルモノニテ修補之儀モ該谷間住民中ニテ支弁之慣行ニ有之候之処、当鉦山再興以來諸建築、捨石場等相設候為メ該道ハ迂曲シテ将来全村及鉦業上ト不便不尠候、依テ今回別紙図面之通御開修道路終点ヨリ起工セハ独リ鉦業上之便益ノミナラス全村ニ於テモ大ニ其便益ヲ得ル義ニ有之候、且ツ変更地ノ費用及敷地ハ当組ニテ之ヲ支弁スヘキニ付、不用ニ属スル旧道敷地ハ代リ地トシテ拙者工御下渡被下度、別紙書類一切相添、此段願上候也

大阪市東区今橋貳丁目

藤田組頭取藤田傳三郎代理

明治廿五年五月廿日

牧相信

大國村長 中村狷藏殿

*欄外冒頭に朱印

市

一、

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

1

[illegible]

--	--

[illegible]

	—
	—

—	—
—	—

	—
	10

—	—
	—

[illegible]

1	1
0	1

0	

[illegible]

1

1

5

一、字丹所橋土橋目論見長四間幅壹間五分
此工費金貳拾七円七拾五錢四厘
字大國小字丹所橋

一、土橋
長四間
幅壹間半
土坪六坪
但橋台 上口三間半 橋梁渡り勾配中央ヨリ前後へ壹間ニ付貳寸下り
壹寸

全所

一、橋台石垣

東側鏡通り 上幅貳間敷幅貳間半
法高貳間半
西側鏡通 上幅貳間敷幅貳間
半法高貳間半
此面坪五坪六合三勺

此石垣合面坪拾壹坪貳合六勺

但橋台石垣法鏡通り式丸根入五分 本表木石材寸法ハ曲尺
ヲ用テ丸太物ハ皮削り取りタルモノ其他小総テ削り上テ
並寸ヲ記載ス

此工費金貳拾七円七拾五錢四厘

物品	数	長	末口 巾厚	代価	壹個 代価	用名
松丸太	三本	廿四尺	八寸	九円	三円	橋桁
同	三本	十八尺	五寸	三円	三円	橋杭 三本并ニ壹組分
栗丸太	六十八本	九尺	貳寸五分	六円八十錢 十一錢	十錢 木間八十一錢	橋横渡木
松式寸板	三本	十貳尺	巾四寸 厚貳寸	四拾五錢	拾五錢	
石工賃				四円五拾錢四厘	面壹坪 四拾錢	石垣築造方仕上り迄
大工賃	五人			壹円	貳拾錢	橋梁架渡方仕上迄一式
人夫賃	拾貳人			壹円八拾錢	拾五錢	石工手伝詰石方共一式
同	八人			壹円貳拾錢	拾五錢	架橋渡方大工手伝共壹式

合計金貳拾七円七拾五錢四厘
内

金五円五拾錢四厘 職工賃
金三円 人夫賃
金拾九円貳拾五錢 諸色代

*表欄外上方に朱書「別紙ヲ以訂正セリ」

12 自大國村大字大國 道路開修ニ付道敷潰地取調書
至大森村大字大森

大國村大字大國

千五百八拾九番字家ノ前 持主

元田反別六畝廿七步 藤田組

地価金貳拾八円三拾八錢

地租金七拾壹錢

一、潰地田反別壹畝拾八步九厘 合

地価金六円七拾錢四厘

全村大字全上

千五百五拾四番字川原田 持主

元田反別九畝拾八步 藤田組

地価金三拾七円三拾九錢貳厘

地租金九拾三錢五厘

一、潰地田反別壹畝拾四步

地価金五円七拾壹錢

全村大字全上

千五百五拾三番字丹所上

持主

元田反別八畝拾貳步

藤田組

地価金三拾四円五拾四銭九厘

地租金八拾六銭四厘

一、潰地田反別壹畝^{四合}主^{八厘}

地価金四円^{拾六銭六厘}主^{七厘}

全村大字全上

千五百五拾六番字井手ノ本

持主

元田反別壹反四畝七步

藤田組

地価金四拾六円貳拾壹銭六厘

地租金壹円拾五銭六厘

一、潰地田貳畝貳拾五步

地価金九拾貳銭

全村大字全上

千五百五拾七番字道ノ上家ノ奥

持主

元田反別壹反九畝歩

藤田組

地価金七拾四円五厘

地租金壹円八拾五銭

一、潰地田反別壹畝^{「壹」}貳畝^{「合」}貳拾貳步九厘

地価金六円八拾六銭七厘

全上大字全上

千五百五拾九番字森段

持主

元田反別壹反壹畝拾七步

藤田組

地価金四拾五円五銭貳厘

地租金壹円拾貳銭六厘^合

一、潰地田反別貳拾壹步壹厘^合

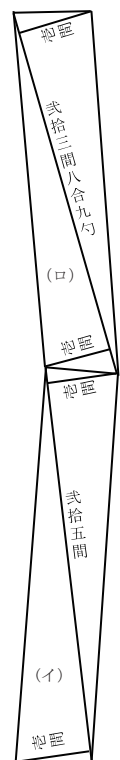
地価金貳円七拾三銭八厘^{「九畝」合}
惣計潰地田反別貳畝^{「合」}拾五步七厘^{「拾錢五厘」合}
地価金貳拾七円^{五拾七銭}

(イ) 五拾坪

(ロ) 四拾七坪七合八勺

合計九拾七坪七合八勺

二除四拾八坪八合九勺



千五百八拾九番字家ノ前 田

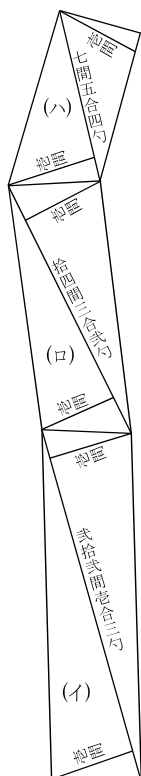
(イ) 四拾四坪貳合六勺

(ロ) 貳拾八坪六合四勺

(ハ) 拾五坪八勺

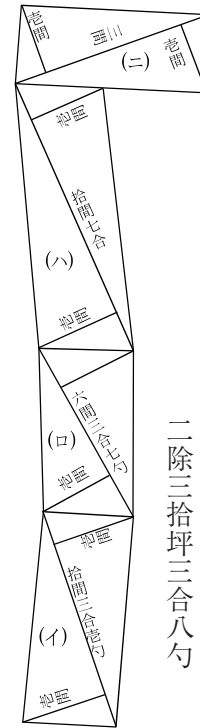
合計八拾七坪九合八勺

二除四拾三坪九合九勺



千五百五拾四番字川原田 田

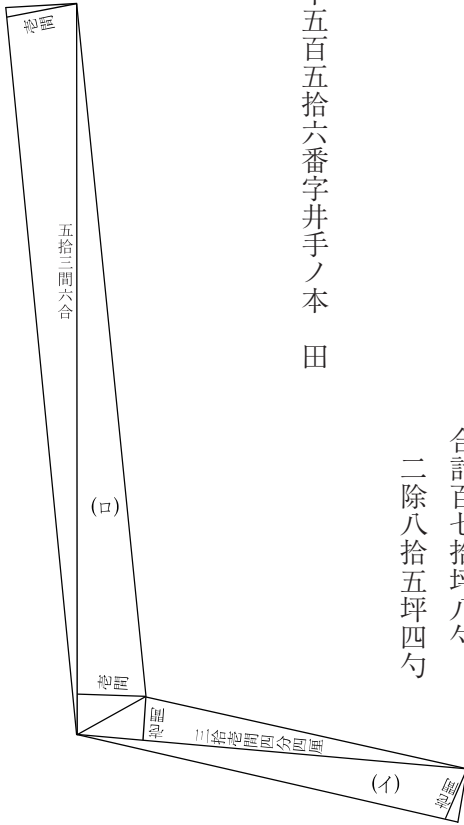
千五百五拾三番字丹所上へ 田



- (イ) 式拾坪六分式厘
- (ロ) 拾貳坪七合四勺
- (ハ) 貳拾壹坪四合
- (ニ) 六坪

合計六拾坪七合六勺
二除三拾坪三合八勺

千五百五拾六番字井手ノ本 田

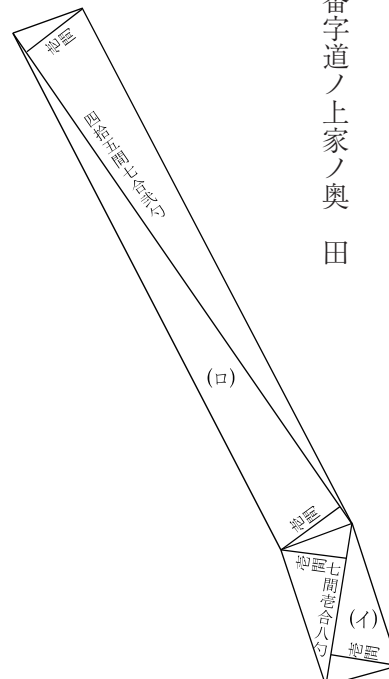


- (イ) 六拾貳坪八合八勺
- (ロ) 百七坪貳合

合計百七拾坪八勺
二除八拾五坪四勺

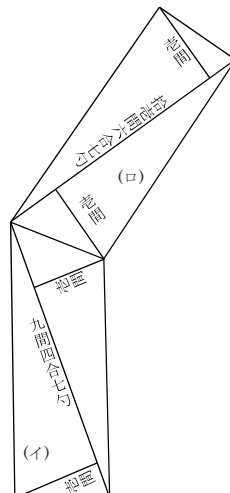
36

千五百五拾七番字道ノ上家ノ奥 田



- (イ) 拾四坪三合六勺
- (ロ) 九拾壹坪四合四勺
- 合計百五坪八合
- 二除五拾貳坪九合

千五百五拾九番字森段 田



- (イ) 拾八坪九合四勺
- (ロ) 貳拾三坪三合四勺
- 合計四拾貳坪貳合八勺
- 二除貳拾壹坪壹合四勺

* (イ) (ロ) (ハ) (ニ) は朱書き



13 松枝条御払下願

石見国邇摩郡大森村字古城山官林内

一、松枝条「鹿柴」 但壹束二付金「式厘」

此代金壹円「六錢」

「今般松立未用材ノ為メ御払下出願仕候二付、御許容相成候得ハ本行ノ鹿柴」
右ハ松枝条薪用トシテ私へ御払下被成下度、明治廿四年九月森林原野及
ヒ産物特売規程ヲ遵守、此段奉願候也

島根県邇摩郡大森鉾山

稼業人大阪府平民藤田傳三郎代理

邇摩郡大森村

牧相信

明治廿五年六月
広島大林区署長

林務官有田正盛殿

14 請書

石見国邇摩郡大森村字古城山官林

一、松立木式拾弍本

此代金参拾八円九錢六厘

今般前書之通御払下相受ケ候二付テハ、明治廿四年九月官有森林原野及
産物特売規程及左記之条項ヲ承諾シ請書差出候也

明治廿五年七月 日

石見国邇摩郡大森村

買人 牧相信

特売主任林務官有田正盛殿

一、代価払込 廿五年七月廿五日限

- 一、物件引渡 全年全月全日限
- 一、物件搬出 全年十月三十一日限
- 一、物件引渡場所 石見国邇摩郡大森村字古城山官林内

15 証

石見国邇摩郡大森村字古城山官林

- 一、松立木式拾式本

- 一、松損木八本

- 一、松籠朶五百三拾束

右御引渡相成正ニ領収候也

明治廿五年七月

島根県邇摩郡大森村

買人 牧相信

引渡主任営林主事補和合善男殿

16 栗丸太寸法調

- 一、長六尺乃至八尺 末口二寸ヨリ四寸迄

- 一、長七尺乃至拾式尺 末口五寸ヨリ八寸迄

- 一、長拾四尺乃至式拾尺 末口一尺ヨリ一尺四寸迄

木炭及薪沓ヶ年分^(使)支用高

- 一、木炭 式拾万貫目

- 一、薪 五拾万貫目

右坑内用栗丸太及炭薪^(使)支用高、前書之通ニ候也
廿五年七月十九日 藤田組大森鉦山事務所
和合殿

* 欄外上部に割印 B

* 栗丸太寸法一つ書きの上方欄外に鉛筆書あり

17 「副申」

此度杉野為吉外四名ノモノ当鉦山合宿所エ別紙届書之通寄留為致候間、
此段副申仕候也

明治廿五年八月九日

藤田組大森鉦山事務所

大國村々長中村狷藏殿

18 寄留御届

石川県金沢市石坂川岸

壺ノ小路五番地士族

杵野為吉

明治三年十二月生

山口県阿武郡南古萩町

十三番地 安富暢熊

平民 明治二年十二月生

岡山県美作国真島郡新庄村

百五拾壺番屋敷平民

大島時次郎

慶応元年十二月十三日生

山口県長門国厚狭郡厚西村

八百九拾五番屋敷平民

石川亀之助

明治二年一月二日生

大阪府下大坂市北区天神橋筋三丁目

貳百貳拾八番屋敷士族

藤井薫

弘化三年九月八日生

私共此度都合ニ依リ島根県石見国大国村藤田組大森鉾山合宿所全炊寄留仕候間、此段連署ヲ以テ御届仕候也

石見国大国村藤田組大森鉾山

合宿所寄留

明治廿五年八月九日

杵野為吉

安富暢熊

大島時次郎

石川亀之助

藤井薫

藤田組大森鉾山事務所

大国村々長

中村狷藏殿

*無地白紙に記載

*表題上方に割印B

19 「依頼」

書外

藤田組

大国村役場

大森鉾山事務所

御中

陳ハ本年自一月至五月借区坑業明細表別紙四葉調整進達候間、夫々其向へ御提出被成下度候也

明治廿五年八月九日

*藤田組大森鉾山事務所便箋に記載、印刷文字をゴシック体で表記

*冒頭に朱印

*欄外上部に割印B

20 「書簡」

別冊大森鉾山施業担当署杉浦技師より返付可致旨申越候ニ付御回送候条御落手有之度候也

八月念七日

ノ 広島鉾山監督署往復揃⁶

大原甚之助殿^順

*無地白紙に記載

21 坑業用火薬運搬願

一、火薬貳拾貫目

但樽入蒔包縄結貳個ヲ以テ壹個ニ付拾貫目入

運搬線路

明治廿五年九月九日午後二時島根県石見国邇摩郡大森村藤田組火薬庫より出荷、全年全月全日全郡仁万村鎌田健二郎方ヲ徑全県出雲国神門郡鷺港塩田萬一船永幸丸ニ積入、翌十日午前七時仁万浦出帆海上全県全国全郡鷺港ヲ徑、全月十一日午後七時全県全国全郡鷺峠鉦山藤田組出張処火薬仮貯蔵所ニ至ル

右ハ当大森鉦山藤田組火薬庫へ貯蔵之内前記之線路ヲ徑テ鷺峠鉦山坑業用トメ同鉦山へ運漕致度候間、運搬御庁許被下度、此段奉願上候也

島根県石見国邇摩郡大森村

大森鉦山鉦業人

明治廿五年

九月九日

島根県大森警察署長

警部中山門殿

22

自明治廿二年至同廿四年製産品数量及代価調

種目	数量		価額		仕向先地名
	名称	数量	名称	額	
含金銀型銅	四匁、五七匁斤	九三七五	匁六、四九〇円	八三四	大阪

備考

明治廿二、廿三兩年中ハ採鉦ヲ為サス事業拡張ノ為メ専ラ開坑、採鉦ニ従事シ○廿四年四月ヨリ採鉦專業トナシ漸ク同年四月二至リ製煉ヲナシタルヲ以テ産出品少額ナル所以ナリ

明治 年 月 日

島根県邇摩郡大森村

藤田組大森鉦山事務所

* 藤田組大森鉦山事務所便箋に記載、印刷文字はゴチック体で表記

* 表題下に朱印

* 欄外上部に割印B

23 「添状」

大乙第一九〇号ヲ以テ御達ニ相成候当鉦山明治廿二年ヨリ同廿四年ニ至ル三ヶ年間製産品別紙取調進達仕候間、御落手被成下度候也

明治廿五年九月廿日

藤田組大森鉦山事務所

大森村役場

御中

* 欄外左上に朱印の割印B

24

産出品数量及代価調

「副」

年別	名称	種目	数量	価額	仕向先地名
明治廿二年	含金銀型銅	三、〇六三斤	七五	匁、式六〇円	匁五九
全 廿三年	全	匁、式六九	〇〇	五六八	九九五
全 廿四年	全	三七、式三九	匁八七五	匁四、六六匁	六八〇
合 計		四匁、五七匁	九三七五	匁六、四九〇	八三四

備考 明治廿二、廿三両年中ハ事業拡張ノ為メ専ラ探鉱開坑ニ従事シ

傍ラ試験的ノ探鉱製煉ヲナシ、廿四年四月ヨリ探鉱專業トナシ
漸ク同年七月ニ至リ製煉ヲナシタルヲ以テ産出品少額ナル所
以ナリ

邇摩郡大国村

藤田組大森鉦山事務所

明治廿五年九月廿四日

* 藤田組大森鉦山事務所便箋に記載、印刷文字はゴチック体で表記

* 欄外に割印B

25 証

一、金百六拾参円四拾八錢七厘

但明治廿五年度請願巡査費⁽⁸⁾

右上納候也

島根県石見国邇摩郡大森村

^(百脱) 九拾番屋敷寄留藤田傳三郎代理人

明治廿五年九月十七日

大原順之助

内務部第四課長⁽⁹⁾

参事官伊藤石介殿

* 欄外上部に割印B

26 鉦業用火薬類買入願

一、火薬百貫目

一、タイナマイト三拾貫目

一、雷管三千発

右ハ借区線内諸坑内ニテ支用^(使)致候ニ付、大阪府大坂市西区京町堀五丁目
免許商栗屋品三方ニテ買入拙者所有之火薬庫へ貯藏シ其時々支用^(使)致度候
間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

明治廿五年九月廿六日

大原順之助(朱印)

大森警察署長中山門殿

* 朱印「藤田組大森鑛山事務所印」を抹消

* 欄外上部に割印B

27 「大森鉦山概要」

来歴

当鉦山開始ノ来歴ハ之ヲ旧記ノ諸史ニ徴シ之ヲ古老ノ口碑ニ尋ネ今其概
要ヲ摘載セシニ、抑モ延慶年中^(五百八十余年前)花園院ノ時ニ当リ大内弘幸
此地ヲ領シ探銀シタルヲ以テ銀山発見ノ嚆矢トス、其后元弘建武ノ
^(五百五十余年前)乱世ニ当リ足利直冬露出シタル銀鉦ヲ採取セシモ当時未タ
地ヲ鑿チ探鉦スルノ術ニ暗ク之レカ為^メ大永五年マテ中絶セルモノ、如
シ、大永六年^(三百六十五年前)大内義興当国ヲ領セシ時筑前博多ノ商估神谷
寿亭ナルモノ出雲大社ニ参詣ノ途鷺浦銅山ニテ銅ヲ交易シ山主三島清右
衛門ニ遇フ、談偶々大森銀山ノ事ニ及ヒ議熟シ於是相与ニ坑夫ヲ提携シ

当山ニ至リ鑿岩採鉞ノ業ヲ創始シ収銀ハ博多ニ輸送セリト云フ、是レ銀山鉞業ノ復興ナリ、天文二年(三百六十
年前)壽亭博多ヨリ更ニ宗丹桂壽ノ式名ヲ伴ヒ来リ炉ヲ築キ銀鉞ヲ製煉ス、蓋シ精煉ノ術此ニ濫觴セルナラン、当時大内家ノ貢銀毎年千百枚ナリト云フ、爾后近国ノ諸侯交モ銀山ヲ押領シ鉞業ノ盛衰無常ナリ、天正ノ末年徳川家ノ御料トナリ、慶長六年ニ至リ有名ナル大久保石見守奉行トナリテ之レノ支配ヲナス、當時安原田兵衛知種ナルモノアリ字本谷ニ住ム、精神ヲ凝シ多年酸苦ヲ嘗メ、釜屋間歩ノ坑道ヲ掘鑿シテ鉞脈ノ非常ニ豊饒ナルモノニ遭遇シ巨額ノ銀ヲ産出スルニ至リ、一年ノ貢銀三千六百貫目ニ達セリ、又寛永三年、竹村丹后守奉行ノ時一年貢銀千貳百貫目ノ多額ニ至ル、慶長寛永年間銀山最モ繁盛ヲ極メ人馬絡駈昼夜絶ヘス山腹溪間ニ至ルモ家屋櫛比シ近傍ノ港津ニハ諸国ノ船舶輻湊セリト、爾后盛衰榮枯アリト雖モ要スルニ漸次産銀減少シタリ、是レ坑内採鉞場ノ深遠トナリ随テ空氣ノ流通運鉞ノ方法至難疏水道以下ハ湧水排除ノ便法ナリ、加之資本薄弱ニシテ探鉞充分ニ行ハレサルニ原由セルナルベシ、大政維新ト共ニ銀山モ暫ク長州毛利家ノ預ル所トナルモ、是レ又充分ニ採鉞セサリシ、然ルニ明治五年激裂ナル震災アリテ、坑内為メニ破潰シ全山殆ト廃業ニ帰セリ、翌年出雲松江ノ安達惣右エ門ナルモノ始メテ日本坑法ニ基キ借区許可ヲ得、明治十年岸本好文ニ全十二年松本理左エ門ニ順次借区ヲ譲リ鉞業ヲナスト雖モ何レモ資本薄弱技術旧体ヲ改メサル等ニ依リ日々衰頹ニ趣キケリ、明治十六年ニ至リ税金怠納処分ニテ官没セラル、又明治十年小川兵市、田中義太郎等隣借区許可ヲ得明治十六年増区ヲナシテ三千七百七拾貳坪八合トナス、是レ僅ニ鉞業ノ命脈ヲ繋ケリ、明治十九年九月我藤田組ニ於テ廣田義二郎名義ヲ以テ此借区ヲ讓受ケ更ニ九万三千八百五拾四坪貳合ヲ増区シ明治廿年九月藤田組頭取ノ名義ニ書替、明治廿一年四月更ニ拾貳万七千五百七拾三坪ヲ増区シ合計貳拾貳万五千貳百坪トナシテ鉞業セ

リ、今回鉞業条例ニ依リ鉞業ノ特許ヲ得タリ

現今ノ有様

鉞区内銀山永久ハ含金銀銅鉞、含金銀鉛鉞等重ナル主鉞トス、採掘ノ方法ハ専ラ洋法ヲ主トシ、凡七千尺ノ坑道ヲ改修堀鑿シクルツプ式鋼鉄製軌道ヲ布設シ、三十余条東西ニ走向セル鉞脈ヲ南北ニ貫通スルモノナリ、南端ニハ深サ六百尺六段ノ坑井ヲ堀下シ此坑道ト連絡セシメ、坑道準以下ニハ更ニ大立坑ヲ堀下ケ其頭部ニホースフウイムヲ据ヘ鉞石ヲ捲揚ケ、ペルトン式水車及ダブルアクチング人力唧筒等ニテ湧水ノ排除ヲナセリ」撰鉞法ハ手撰鉞ヲ主トシ別ニ貧劣ノ鉞石ハ器械式撰鉞ヲ以テ淘汰ヲ行フ、其器械ハ、リ・ヒュー・ハンチングトン式クラツシャー、シヤレンヂ式オワー・フヒダー、ハンチングトン式セントリ・ヒューガル・ローラミル、ダンカン式マンセントレーター、円形不働バツトル等ニシテ、チユウビエラー、ボイラー及ホリゾントアル・エンジンヲ以テ原動ト成ス、製煉法ハ米国新式ノ、ストオル・ロースチング法ニテ鎔燒シ、ブラストフアネス、ニテ鎔解シ、送風ハルト式ブローヲ用ヒテ含金銀型銅ヲ製出ス、又英式分銀炉ヲ以テ分銀ヲ為シ混淆金銀ヲ製出ス、又東端ナル本谷ハ福石ト称スル一種ノ銀鉞ヲ多量ニ産出スル所ニシテ旧坑道ヲ改修堀鑿シ諸鉞脈ヲ貫通ス、銀山清水谷トハ長三千尺ノ坑道ニテ連絡シ採鉞準備中ナリ、撰鉞法ハ器械式ヲ用ヒ製煉法ハ湿式ナルラツセル法ヲ用ユベキ計画ニテ後來有望ノ鉞区ナリ

以上掲記スルハ現今ノ景況ニシテ後來ノ計画ハ此余又タ巨額ノ資金ヲ投シ日新文明ノ技術ヲ応用シ多々益々拡張セントスルモノ也

名称

名称ハ藤田組大森鉞山事務所ニシテ邇摩郡大國村ニ設置シ、鉞夫現在數千百三拾五人、賃金壹ヶ月五千九百六拾七円六拾錢トス、外ニ職員以下四十三名、給料八百円八拾錢ナリ

製産含金銀型銅ハ現今一ヶ月式万式千斤ニメ売上ケ代金ハ壹万四千三百円ナリ

輸出

含金銀型銅毎月ノ式万式千斤ハ温泉津港ヨリ汽船ニ搭載シ大坂本店へ送り御料局製煉^①處へ売却ス

運搬ハ旧国道ナル有名ノ峻坂降露坂ヲ越へ温泉津へ駄送シ、同港ヨリ商船会社汽船便ニテ回漕セリ、其運賃ハ温泉津迄^(三)式拾四貫目ニ付拾八錢ニメ温泉津ヨリ大坂迄ノ汽船賃ト殆ト同額ナリ

輸入

火薬、タイナマイト、洋鉄釘、油類等ハ大坂ヨリ、導火繩ハ佐渡ヨリ、コークスハ九州ヨリ、木炭ハ邑智郡ヨリ輸入セリ、其惣金額凡一ヶ月式千円内外ナリ、但器械代等ハ除ク

運搬大坂ヨリ温泉津迄汽船便ニテ温泉津ヨリハ降露坂ヲ駄送シ来ル、運賃ハ前記輸出ノ如シ、又別路尾ノ道マテ汽船便ニ籍リ尾ノ道ヨリ備后三次マテ陸路夫ヨリ郷川ヲ和船ニテ下タシ浜原ニ揚ケ当山迄ハ壹駄凡壹円八拾錢ニ至ル、此ノ内三次ヨリノ運賃三分ノ式以上ヲ占ム、又一線ハ汽船便温泉津港へ揚ケ和船ニ積替仁万浦ニ至リ大田村ヲ経ル、運賃ハ仁万浦ヨリ当山迄^(二)壹駄拾六錢ニメ実ニ過当ノ賃金ナリ佐渡ヨリハ新潟港ヲ経伯州堺へ汽船便ニ籍リ和船ニ積替仁万浦へ揚ケ同浦ヨリ陸送セリ、九州ヨリハ和船便ニテ温泉津或ハ仁万浦等ニ揚ケ陸送セリ

邑智郡ヨリハ遠キハ四五里近キハ式里位ナリ、駄賃式拾錢以下拾錢以上ナリ

運搬

前記ノ如ク当山ヨリ各地ニ達スル必需ノ村道路ハ峻阪險路殊ニ地方ノ人土開通ノ必要ヲ感セズシテ之レノ開修ニ意ヲ注クモノナシ、否ナ誘導セ

ルモ蒙昧不開ニシテ交通ハ殖産ノ素タルヲ知ラザルモノ、如シ、依之其運搬ノ不便賃金ノ過当ナル此ノ如シ、之レノ開修ヲナサントセハ邑智郡ノ道路ハ荷車ニテ運搬スルヲ得ヘシ、温泉津ヨリノ通路ハ降露坂ノ峻坂ナレハ容易ニ車^道送ニハナシ得可ラサルモ独リ仁万浦ヨリハ僅カ十八丁間ヲ開修セハ将来ノ二種道路温泉津道ニ接続シ地方共通ノ利益ヲ計リ随テ当処運搬上ニモ不少減額ヲ為シ荷車ニヨレハ九壹駄五錢以内ニ至ルヘシ、実ニ公共ノ利益言フ可ラサルナリ

需用

需用ノ重ナルモノハ左記ノ如ク現今一ヶ月凡式千五百円ナリ

火薬 八十貫目 木炭 壹万八千貫目
代百四十円 代三百九十六円

導火繩 壹万千尺 コークス 壹万貫目
代四十五円 代三百卅円

板材木類 三百六十円 鉛鉄類 四百円

タイナマイト 千百発 雑品類 七百九十八円
七十七円 閱

外ニ内外製ノ器械什器又ハ建築用木材買入等起業上ニ^関備スル臨時ノモノハ此余トナセリ

右之通り候也

明治廿五年九月廿二日

藤田組大森鉾山事務処

大森郵便電信局御中

*冒頭欄外に「大森郵便局へ差出タル扣」

*欄外上部に割印B

28 鉾山用材伐採跡地ノ景況 但^{官民林}共

一、鉾山用

「○」一、明治何年ヨリ今日迄官林木ヲ払下タル凡面積及松、杉、桧、栗、
雑木、等ノ材積

但既往ハ調査ノ及フ丈ケノ年ニ止ム

一、民林ヨリ購求ノ分モ同断

但全上

一、前項面積ヲ左ノ如ク類別ス

一、萌芽又ハ植樹ヲ以テ既ニ林ヲ成シタルモノ

二、現今無立木地ナルモ萌芽ヲ以テ林ヲ成スヘキモノ

三、現今無立木地ニシテ新植セサレハ林ヲ成サ、ルモノ

「○当署ヨリ過日御払下致タル外ニ是迄他ノ小林区署ヨリ払下タル義ハ
無之哉、果シテ然ラハ官林ノ分ハ御取調ニ不及候事」

右御手数ナカラ大急御取調被下置候事

*広島大林区署の罫紙に記載

29 鉾山用材伐採跡地ノ景況

一、鉾山用

一、明治廿年十月以後廿五年八月マテ民林買入

一、面積拾六町四反廿壹歩 木炭製造用

栗及雑木材積四千百貳拾本

木炭製造済ニテ現今無立木地ナルモ成長期ニ至レハ萌芽

ヲ以テ林ヲナスヘキモノナリ

一、明治廿年十月以後ヨリ廿五年八月マテ民林買入

一、面積九拾町四反壹畝七歩 木炭製造用

栗及雑木材積壹万六千三百六拾本

木炭製造未済ニシテ現今多少立木アルモ追々伐採スヘ
キモノニシテ前記ノ如ク成長期ニ至リ萌芽ヲ以テ林ヲ
ナスヘキモノナリ

一、明治廿年七月以後廿五年五月マテ民林買入

一、面積

建築材用

松尺ツメ四百九拾八本五分四厘 本数貳百六拾本

現今無立木地ナルモ植木ヲ以テ林ヲナスヘキモノナリ

一、明治廿一年三月ヨリ廿五年八月マテ民林買入

一、面積 杉尺ツメ八拾六本四分七厘 本数百五拾七本

栗全三拾本九厘 本数百三拾九本

松全貳百九拾八本九分貳厘 本数貳百五拾八本

現今無立木地ナルモ栗ヲ除クノ外植木ヲ以テ林ヲ成ス

ヘキモノナリ

*冒頭欄外に朱書「広島大林区大森小林区派出所へ出シタルモノ」^⑫

*表題下方に朱印

30 「回答」

本月七日付大乙第一九九号ヲ以テ当鉾山ニ於テ蒸汽機関用ニ使用セル薪
壹ケ年間消費高取調方之儀御照会之趣拝承、即チ^{別紙}之通ニ有之候間
各々御了知被成下度此段及御回答候也

明治廿五年十月八日

藤田組大森鉾山事務所

大國村役場御中

蒸汽関ニ要スル 薪老年間使用高	代 価
拾七万千五百五拾貫目	六百八拾六円貳拾銭

右之通ニ候也

廿五年十月八日

藤田組大森鉦山事務所

* 欄外上部に藤田組の割印B

31「副申」

此度公田刀市ナル者、当鉦山合宿所工別紙届書之通、全戸寄留為致候間、此段副申仕候也

明治廿五年十一月十二日

藤田組大森鉦山事務所

大国村々長中村狷藏殿

* 欄外冒頭に墨書「扣」

32

寄留変換御届

島根県石見国邇摩郡大森村
〔貼紙〕
「百九拾五番屋敷寄留戸主」

原籍

島根県石見国安濃郡大田村

公田刀市

五百拾六番数ノ三居住

嘉永貳年正月十八日生

妻ブン

万延元年十一月朔日生

母キヨ

文政貳年拾月十七生

長女サト

明治廿貳年七月三十日生

右ハ都合ニ依リ此度島根県石見国邇摩郡大国村藤田組鉦山合宿所江寄留換致候間、此段連署ヲ以而御届仕候也

明治廿五年十一月十二日

右「戸主」
〔貼紙下〕

公田刀市（朱印）

藤田組大森鉦山事務所

大国村長中村狷藏殿

* 貼紙訂正ニヶ所に朱印

* 欄外上部に割印B

34「依頼」

今般米国「シカゴ」府ニ開設スル「コロンブス」博覧会^{〔註〕}ヘハ諸般ノ生産品工芸品等夫々出品相成ヘキ儀ニ候処、此際米国ヨリ我国鉦業ノ長足進歩ヲ伝聞シ、鉦業ニ関スル諸般ノ出品ヲ促シ来リ候ニ付テハ、我国鉦業進歩ノ状況及製鉦品ノ良否等ヲ彼国一般ニ知ラシムルノ好機会トナリ、将来輸出ノ途ヲ拡張シ、前途鉦業ノ為メ尠ナカサル利益ヲ来タスヘク被存候間、今回当局ニ於テ全国ノ鉦業ヲ総括スル出品ヲナシ、且我国鉦業發達史編纂印刷ノ上、此出品ニ添度存候得共何分其資料ニ乏シク候間、貴山ニ係ル分別記ノ事項ニ照シ、
〔報告書及鉦石出品物共〕
鉦石及母岩トモ来ル十一月三十日迄

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

二当局へ御回送有之度此段及御依頼候也
明治廿五年十月八日

藤田傳三郎殿

鉾山局長^⑭ 和田維四郎^⑮ (朱印)

報告ヲ要スル事項

- 一、鉾山ノ位置
- 一、発見ノ時代及由来 (若シ之レアラハ)
- 一、著シキ盛衰
- 一、鉾床ノ種類或ハ炭層ノ層数、厚薄
- 一、地質ノ概略
- 一、鉾石ノ貧富 (平均ニ就テ云フ) 或ハ炭層ノ厚薄
- 一、竪坑ノ深淺及坑道ノ延長
- 一、採鉾費又ハ採炭費
- 一、製煉所ノ位置
- 一、維新前ノ製煉法ノ概略
- 一、維新後ノ製煉法ノ概略
- 一、製煉法ノ改良
- 一、薪炭等ノ多寡
- 一、生産品ノ数量
- 一、運搬法 (坑内及坑外)
- 一、収穫ノ割合 (鉾石含有ノ何割ヲ収穫ス)
- 一、製煉費
- 一、汽力水力等ノ使用
- 一、市場ノ遠近

其他特異ノ事項

出品スヘキ品料

「必シモ^(直方)方ナルニ及ハズ」

一、金属鉾ハ「凡」五寸立方以上、一尺立方以下ノモノ式塊

但シ此寸法ニ切採シ難キモノハナルベク大塊

一、脈石及伴隨鉾物 式塊「一石英及白ツラノ如キモノ」

一、鉾床ノ母岩 式塊「一安山岩 (福石 式塊)」

一、半製煉品ハ適宜ノ数量「一焼鉾及三番鉾 凡式百目ツ、」

一、売買ニ付スヘキ鑄形銅「一鉾^(鉾)リ銅」

但金銀ハ見本不入用

「三十五番上鉾 式塊 石英 式塊

銀山 式塊 白ツラ 式塊

福石 式塊 安山岩 式塊

鉾^(鉾)リ銅 式塊

焼鉾 式百目

壹番鉾 式百目」

* 無地白紙に青焼きされた文書。青焼きの文字はグレーで表記。

* 朱印「鉾山局長」

* 報告ヲ要スル事項の各項目に朱点

* 欄外冒頭に朱印、一行目に朱印「大原」

35「照会」

予テ申出相成居候藤田組処有地字家ノ前第千五百八拾九番ヨリ字丹処第千五百五拾三番ノ間道路変更ノ件、今般本村会ニ於テ可決相成候^(マ)ニ付テハ其筋ノ許可ヲ請ベキニ付、該書面ニ添附ノ図面 (明治廿三年本県訓令第五拾号^⑯第六條第二項第一、二ニ該当) 製整差出相成候様致度、此

段及御照会候也

明治廿五年十一月十五日

大國村役場（朱印）

藤田組事務処

御中

* 役場用紙の罫紙に記載

* 朱印「島根縣近摩郡大國村役場印」

36 「回答」

本月十五日付ヲ以テ曩ニ差出置候道路開鑿願書へ添付シタル図面式葉宛更ニ可差出旨御照会之趣拝承仕候、即チ別紙図面四通差出申候間御落握被成下度、此段及御回答候也

明治廿五年十一月十八日

藤田組大森鉦山事務所

大國村々役場 御中

追テ橋梁之儀ハ新旧トモ別ニ異動無之やも菅堅牢ヲ主トスル為メ多額ノ入費ヲ要スルノミニ付右ニ対スル比較表ハ差出不申候間左様御承知被成下度、此段申副候也

* 欄外上部に割印B

37 鉦業用火薬類買入願

一、ダイナマイト参拾貫目

一、雷管参千発

右ハ借区線内諸坑内ニ於テ支用致候ニ付、大阪府大坂市西区京町堀五丁目免許商栗屋品三方ニテ買入拙者所有之火薬庫へ貯蔵シ其時々支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

明治廿五年十一月廿二日

大森警察署長中山門殿

西田挺

* 欄外上部に割印B

38 鉦業用火薬類買入願

一、ダイナマイト参拾貫目

一、雷管参千発

右ハ借区線内諸坑内ニ於テ支用致候ニ付、大坂府大坂市西区京町堀五丁目免許商栗屋品三方ニテ買入拙者所有之火薬庫へ貯蔵シ其時々支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

明治廿五年十一月廿二日

大森警察署長中山門殿

西田挺

* 欄外上部に割印B

39 「添状」

拜啓、去十月八日付ヲ以テ御達相成候米国『シカゴ』府ニ開設セル『コロンブス』博覧会へ出品ノ義ニ付縷々御示諭之趣了承仕候、即チ別紙ノ通り鉱物一切并ニ鉱況報告氏進達仕候、尤モ鉱物類ハ箱詰ニシテ当郡温泉津港ヨリ汽船便ヲ以テ海路輸送仕候間、此段御了承奉願上候也
明治廿五年十一月廿四日
農商務省
藤田組大森鉱山事務所

鉱山局

御中

*冒頭一行目に朱印

*欄外上部に割印B

40 記

- 一、鉱石 四塊
 - 一、福石 貳塊
 - 一、伴隨鉱 貳塊
 - 一、脈石 貳塊
 - 一、安山岩 貳塊
 - 一、焼鉱 四百三拾六匁
 - 一、壺番鉾 四百九拾四匁
 - 一、鑄型銅 七拾壹磅 壹塊
- 右之通ニ候也

明治廿五年十一月廿四日

藤田組大森鉱山事務所

農商務省

鉱山局

御中

*無地白紙に記載

*欄外上部に割印B

41 大森鉱山概況

鉱山ノ位置

島根県下石見国邇摩郡大森村及大國村ノ両地ニ跨リ県庁所在地ナル松江市ノ西廿三里、広島市ノ北廿五里

発見ノ時代及由来

当鉱山ノ発見ハ五百八十余年前ナレト、其由来未タ詳ナラス

著シキ盛衰

今ヲ去ル五百八十余年前、延慶年中大内弘幸此地ヲ領セシト採銀シタルヲ以テ当山ノ開始トス、元弘建武ノノ乱(^併)(五百五十余年前)、足利直冬石見ヲ攻撃シテ銀山ヲ押領シ、露出シタル銀鉱ヲ尽ク採取シタリ、此地當時未タ地ヲ鑿チ採銀スルノ術ニ暗ク、為之建武以還大永マテ鉱業中絶シタリ

大永六年(三百六十六年前)、大内義興石見ヲ領セシト、筑前前博多ノ人神谷壽亭、雲州大社ニ參詣ノ序大社近傍鷺浦ノ銅山ニテ銅ヲ交易シ、山主三島清右衛門ニ遇ヒ談大森銀山ノ事ニ及フ、於是相与ニ三人ノ坑夫ヲ連レ来リ鑿岩採銀ノ業ヲ創始シ、収ムル所ノ銀鉱ハ博多ニ輸送シ銀山ノ鉱業ヲ復興セリ、天文二年(三百六十年前)、壽亭博多ヨリ宗丹桂壽ト云フ人ヲ伴ヒ来リ、炉ヲ築キ銀鉱ヲ精煉ス、

銀山ニ於テ精煉ノ術此ニ濫觴ス、當時大内家エノ貢銀毎歳千百枚ナリト云フ

爾来近国ノ諸侯交モ来リ当山ヲ押領シ盛衰常ナシ、天正ノ末年徳川家ノ御料トナリ、慶長六年ニ至リ有名ナル大久保石見守奉行トナリテ来リ支配ス、當時安原田兵衛知種ト云フ人備中国早島ヨリ来リ、字本谷ニ住居シテ精神ヲ凝シ、多年克ク酸苦ヲ凌テ遂ニ現今尚ホ存在スル釜屋間歩ト称スル坑道ヲ掘鑿シ富鉦帶ニ切当テ巨額ノ銀ヲ産出スルニ至リ、元年ノ貢銀三千六百貫目ニ達シタリト云フ、慶長寛永年間銀山最モ繁盛ヲ極メ人馬絡駢昼夜絶ヘス山腹溪間ニハ人家櫛比シ近傍ノ港津ニハ諸国ノ船舶夥ク輻湊セリ、當時大約五十ノ寺院アリ其ノ繁昌推測スルニ足ル、寛永三年竹村丹後守奉行ノ時壹ケ年貢銀壹千貳百貫目ナリ

爾後盛衰消長アリト雖モ要スルニ漸次産銀減少シタリ、是レ上部ノ採鉦シ易キ所ハ掘採シ残ル採鉦場ハ深遠トナリ、随テ空氣ノ流通運鉦ノ方〇^法至難トナリ疎水道以下ニテハ湧水排除ノ便法ナリ又長程ノ坑道年々修補行届カス稼行資本欠乏シテ採鉦充分ニ行ハレサル

等ニ職由ス、明治五年激烈ナル震災^{「ア」}起リ「為メニ」坑内破壊シ全山殆ント廢棄^棄ニ属ス、翌年出雲松江ノ人安達惣右エ門初テ日本坑法ニ基キ借区鉦業ヲ営ム、其后チ前後相繼ギ鉦業ヲ経営スル者アリト雖比資本薄弱技術旧体ヲ改メサル等ニ依リ銀山日ニ月ニ衰頹ニ傾ケリ其後銀山町ノ有志者別ニ少許ノ借区ヲ得微ニ採鉦ヲ為シ纔ニ銀山鉦業ノ命脈ヲ繋ケリ、明治十九年九月藤田組ニ於テ此借区ヲ讓受更ニ増区シテ遠大ノ目的ヲ立テ専ラ開坑採鉦事業ヲ勉メ当山真正ノ再興ヲ企図シ昨年来營業ノ緒ニ就キ現今毎月混淆金銀凡五拾貫銅凡貳万斤許産出スルニ至レリ

鉦床ノ種類

真正裂罅鉦脈ニシテ主鉦ハ含金銀黃銅鉦ト含銀輝鉛鉦トス、而シテ主要ノ伴隨鉦ハ菱鉄鉦輝重鉛鉦石英及黃鉄鉦等トス

別ニ角蜜岩狀ノ安山岩中ニ自然銀及硫化銀鉦等ノ鉦染セルモノアリ方言福石ト称ス

地質ノ概要

地質ハ火成岩ナル安山岩及火成岩ニ関接関係アル凝灰岩及砂岩等ヲ以テ成ル

鉦石ノ貧富

含銀万分ノ五、四、含銅百分ノ三、四六、含金拾万分ノ〇、三七八
堅坑ノ深淺及坑道ノ延長

堅坑深サ壹百尺ノモノ七個、七拾尺ノモノ貳個、坑道ノ最モ長キモノ凡七千尺、三千尺内外ノモノ数ヶ所

採鉦費

百貫目ニ付凡六円五拾錢

製煉所ノ位置

大森鉦山内字柑子谷ニ在リ

維新前ノ製煉法ノ概略

鉦石ハ手撰シタル后チ通常燒竈ニテ焙燒シ、山下吹床ニテ鎔解シ、次テ銅吹含銅吹南蜜吹及灰吹等ヲ行ヒ精銀精銅等ヲ製出セリ

維新後ノ製煉法ノ概略

前項ニ全シ

製煉法ノ改良

現今鉦石ハ手鑠及新式機械撰鉦ヲ為シ、米國式^{ストールローテンク}燒竈ニテ焙燒シ、次ニ徑三尺ノピルツ式鎔鉦炉ニテ鎔解ヲ為シ、次ニ銅吹含銅吹鉸鉛吹及英國式分銀等ヲ行ヒ混淆金銀及精銅ヲ製出ス

前項福石ト称スル銀鉦ハ生鉦ノ俣ラツセル式収銀法ニ掛ケ採銀スヘ

キ計画中ナリ

薪炭等ノ多寡

薪炭ハ近傍山林ヨリ多量ニ調達シ得ヘシ、外ニ鎔解用トシテ九州若松港ノ焦煤ヲ廉価ニテ船載シ得ヘシ

生産品ノ数量

鉾石ハ壱ヶ月凡拾万貫目但精鉾凡五割付

運搬法

坑内外凡鋼鉄製軌道ヲ布設シ半噸入ノ木製運鉾車ヲ用ユ

収獲ノ割合

含銀含銅共凡八割ヲ収獲シ得ヘシ

製煉費

撰鉾百貫目ニ付貳円五拾銭

汽力水力等ノ使用

坑内ニハ径壱呎半ノペルトン水車壱台ヲ用ユ、坑外ニハ実馬力卅五ノ汽機壱台并実馬力壱・九分ノ汽機壱台木製上ハ掛ケ水車大小貳個ヲ使用ス

市場ノ遠近

製産品販売市場ハ大阪ニシテ海路汽船ノ便アリ、其距離三百五拾五哩陸路百拾壱里ナリ

右之通ニ候也

明治廿五年十一月

藤田組大森鉾山事務所

*冒頭欄外に朱印

*欄外上部に割印B

42「添状」

今般米国『シカゴ』府ニ開設セル『コロンブス』博覧会へ出品ノ儀ニ付、本月廿五日付ヲ以テ進達仕候鉾物類之内、鑄型銅ニ対スル分析表別紙一葉為念進呈仕候間、御落手被成下度、此段開陳仕候也

廿五年十一月廿六日

藤田組大森鉾山事務所

農商務省

鉾山局

御中

*欄外上部に割印B

43

絞銅分析表

種別	金	銀	種別	銅	鉛
万分中金銀位	〇、三二	五、三〇	百分中銅鉛位	九七、四一	〇、二〇

右之通ニ候也

明治廿五年十一月廿五日

藤田組大森鉾山事務所（朱印）

農商務省

鉾山局 御中

*欄外上部に割印B

*朱印「藤田組大森鉾山事務所印」に抹消線

*宛名の前に朱書「米国シカゴニ開設ノ博覧会へ出品、十一月廿五日農

商務省へ差送り候」

44 絞銅分析

一、万分中 金 〇. 三三
一、〃 銀 五. 三〇
一、百分中 銅 九七. 四一
一、〃 鉛 〇. 二〇
右之通ニ御坐候也

分析場（朱印）

明治廿五年十一月廿五日

* 藤田組大森鉦山事務所便箋に記載、印刷文字はゴシック体で表記

* 表題下に朱印「裏松」、分析場下に朱印「稲村」

45 「依頼」

客月廿八日、当所ヨリ出雲国神門郡鵜峠浦鵜峠鉦山藤田組出張所へ向ケ別紙図面之通ナル郵便物ヲ第四種郵便ノ積リヲ以テ郵便切手式錢ヲ貼付シ投函致候処、郵便条例ニ抵触ノ廉アルヲ以テ第一種郵便トナシ可差出旨御明示相成候付、即チ該郵便物量目拾壹匁五分有之ヲ以テ郵便切手拾式錢ヲ貼付シ再ヒ投函致候タル次第第二有之候、右ハ郵便条例第何条ニ抵触致候哉、為参考承知致置度候間乍御手数許細ニ御明示相成候様致度、此段及御依頼候也

明治廿五年十二月二日

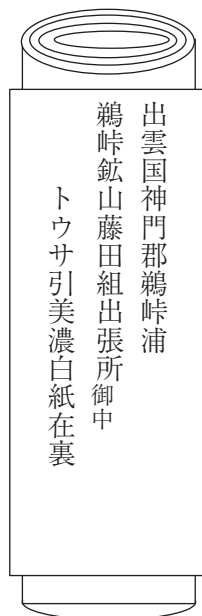
藤田組大森鉦山事務所

大森郵便電信局

御中

別紙ニ認ム

此重量拾壹匁五分
長サ九寸三分
巾式寸三分



検査シ易キ為メ帯紙ヲナセリ

* 欄外上部に割印B

46 「依頼」

郵便切手売下免許願書尅葉差出候間可然御取計被下度、此段及御依頼候也
明治廿五年十二月四日

藤田組大森鉦山事務所

大森郵便電信局

御中

* 欄外上部に割印B

47 郵便切手売下免許願
私儀、肩書之場所ニ於テ郵便切手売下仕度候間御免許被成下度、此段奉願候也

島根県石見国邇摩郡大田村^{式百四拾六番屋敷ノ三}
藤田組大森鉦山事務所

明治廿五年十二月四日

松江郵便電信局

御中

藤田組社員上野席次郎

48 運搬許可証還納届

一、火薬壺百貫目并ニダイナマイト参拾貫目、去十月廿八日到着候二付、別紙五百八拾号及火薬壺百貫目并ニダイナマイト参拾貫目本月四日到着致候二付、別紙百九拾三号、六百三拾四号以上三葉運搬許可証還納致候也

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

西田艇

明治廿五年十二月六日

大森警察署長中山門殿

*欄外上部に割印B

49 御払下松木及鹿朶伐採済届

石見国邇摩郡大森村字古城山官林内

一、松立木 式拾式本

一、松損木 八本

一、鹿朶 五百三拾束

右伐採済ニ相成候間御検査被成下度、此段御届申上候也

石見国邇摩郡大森鉦山
牧相信代理

明治廿五年十月三十一日

広島大林区

大森小林区署

御中

西田艇（朱印）

*欄外冒頭に朱印

*欄外上部に割印B

*西田艇朱印に抹消線

50 「書簡」

（欄外）十二月十四日

杵浦讓三様

藤田組事務処

拝啓、寒威凜烈之時下益々御清^{（通力）}廸奉太賀候、陳ハ大原へ之御書東御附箋之趣ヲ以テ同人上坂不在ニ付拝見仕候、被仰聞候薬品ノ類直段付別紙取調可示申候間御落手奉願上候、尤モ備格^{（意）}小当地方ニハ製造元無之候間備格ハ何レモ大森市内之小売直段ニ御座候、仕入元ハ大阪^{地方ニテ有之候得共}井ノ上仕入直段ハ商店ヨリ付入候訳ニハ難^{（意）}到候、此辺不念御了承可被下候、先ハ為貴酬、匆々白々

硫 酸	紅 殻	亜 砒 酸	丹 礬	綠 礬	鉍 名
					或ハ山場
					六月
					七月
					八月
					九月

一、市場相場ハ〔卸〕相場乃チ製造元ヨリ商店ニ売込相場ヲ言フ
 一、価位ハ量百斤ニ付キ示スモノヲ言フ
 一、亜砒酸、硫酸ノ量ハ便宜ニヨリ示サレタシ

硫 酸	紅 殻	亜 砒 酸	丹 礬	綠 礬	鉍 名
同上	同上	同上	同上	大森市場 小売値段	市 或ハ山場
壺 磅 貳拾八錢	同上 貳拾貳円四拾錢	百斤 貳拾貳円	同上 拾七円	百斤 九円五拾錢	六月
同上	同上	同上	同上	同上	七月
同上	同上	同上	同上	同上	八月
同上	同上	同上	同上	同上	九月

一、大森地方ニ製造元ハナシ、商店ノ売直段ナリ

*冒頭欄外上部に割印

51 〔照会〕
 本月二日付ヲ以テ郵便物投函方之儀ニ付御問合及ヒ置候処今ニ御回答ニ接セス、甚御手数之儀ニハ候得共何卒至急ニ御回報願度、此段及御照会候也

廿五年十二月十八日

藤田組大森鉍山事務所

大森郵便電信局宛

*冒頭に朱印

*欄外上部に割印B

52 鉍業用火薬買入願
 一、火薬 四百吉魯 但此和量百六貫六百六拾六匁六
 右ハ借区内諸坑内ニテ支用^使致候ニ付、大阪府大阪市東区淡路町三丁目百五拾五番屋敷免許商通山丑松方ニ於テ買入拙者所有之火薬庫ヘ貯藏シ其時々支用^使致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

大森鉍山鉍業人

藤田傳三郎代理

明治廿五年十二月廿二日

大原順之助

大森警察署長中山門殿

*欄外上部に割印

53 鉦業用火薬類買入願

一、タイナマイト参拾貫目

一、雷管式千発

右ハ借区線内諸坑内ニテ^(使)支用致候ニ付、大阪府大阪市東区淡路町三丁目百五拾五番屋敷免許商通山丑松方ニ於テ買入拙者所有之火薬庫へ貯蔵シ其時々^(使)支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

明治廿五年十二月廿二日

大原順之助

大森警察署長中山門殿

*欄外上部に割印B

54 運搬許可証還納届

一、火薬壱百六貫六百六拾六匁并ニダイナマイト参拾貫目、本月八日到着致候ニ付、別紙第壱号証式葉運搬許可証還納致候也

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年一月九日

大原順之助

大森警察署長中山門殿

*欄外上部に割印B

55 「回答」

本月九日付大乙第四号ヲ以テ『メートル』⁽¹⁸⁾法度量衡器具員数取調方御照会之趣拝承仕候、即チ別表壱葉差出申候間御落握相成度、此段御回答ニ及ヒ候也

明治廿六年一月九日

藤田組大森鉦山事務所

大国村役場

御中

別表半紙ニ製ス

『メートル』法度量衡器具調査表

種類	名称	員数
度器		ナシ
量器		〃
衡器	クラム	壱個
〃		ナシ

右之通ニ候也

藤田組大森鉦山事務所

*欄外上部に割印B

56 「照会」

「大乙第四号」

参考上必要ノ趣ヲ以目下使用ニ供スル『メートル』法度量衡器具員数取調方其筋ヨリ照会之候条、予ネテ使用相成候ハ、来ル十二日限別紙様式ニ準シ調査表御差出相成度、此段申達候也

明治廿六年一月九日

大國村役場（朱印）

藤田組事務所御中

追テ使用無之候ヘハ其旨直チニ御届相成度候

『メートル』法度量衡器調査表

種類	名称	員数
度器		
量器		
衡器	クラム	壹個
〃		

備考 メートル法度量衡トハ形状ノ如何ニ拘ハラス其命位ノ度器ハ『メートル』、量器ハ『リットル』、衡器ハ『グラム』ニ係ルモノヲ云フ
名称ハ天秤トカ『カン／＼』秤トカ普通秤ニテ宜シ

* 無名の役場用紙に記載

* 朱印「島根縣彦摩郡大國村役場印」

* 欄外上部に役場印で割印

57 「進達」

拜啓、当鉦山明治廿五年六月ヨリ十二月ニ至ル鉦業明細表別紙正副三通進達仕候間、御査収奉願候也

明治廿六年一月廿二日

藤田組大森鉦山事務処

広島鉦山監督署

御中

* 冒頭に朱印「挺印」

* 欄外上部に割印 B

58 鉦業用火薬類買入願

一、タイナマイト三拾貫目

一、雷管三千発

右ハ借区線内諸坑内ニテ支用致候ニ付、大阪府大阪市東区淡路町三丁目百五拾五番屋敷免許商通山丑松方ニ於テ買入拙者所有之火薬庫ヘ貯蔵シ其時々支用^(使)致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長中山門殿

* 欄外上部に割印 B

59 鉾業用火藥類買入願

一、火藥四百吉魯 但此和量百六貫六百六拾六匁六

右八借区内諸坑内ニテ支用致候ニ付、大阪府大阪市東区淡路町三丁目百五拾五番屋敷免許商通山丑松方ニ於テ買入拙者之火藥庫ヘ貯蔵シ其時々支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

大森鉾山鉾業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年一月廿二日

大原順之助

大森警察署長中山門殿

* 欄外上部に割印B

63 「回答」

大乙第一一六号ニテ御申越相成候当山製煉所建物坪数_ニ別紙ノ通ニ有之申候、此段御回答ニ及申候也

廿六年一月廿七日

藤田組大森鉾山事務所

大國村役場

御中

* 欄外冒頭に朱印

* 欄外上部に割印B

64 記

一、製煉所 拾壹棟

内

鉾焼釜 壹棟 坪数拾貳坪

焼鉾竈 壹棟 坪数百坪

製銅場 壹棟 全 八拾五坪

分銀及南蛮場 壹棟 全 八拾七坪

鎔鉾場 壹棟 全 六拾坪

鉾舎 壹棟 全 三拾貳坪

第一撰鉾場 壹棟 全 九拾八坪四合

第二撰鉾場 壹棟 坪数六拾四坪

木工場 壹棟 全 四拾坪

鍛冶場 壹棟 全 五拾貳坪

分析及試鉾場 壹棟 全 拾貳坪

炭末場 壹棟 全 拾貳坪

右之通ニ候也

明治廿六年一月廿七日

藤田組大森鉾山事務所

65 「依頼」

「大乙第一一六号」

調査上入要之義有之候条左記之廉御取調此脚者ニ托シ御通報相成度、此段使冊特使ヲ以申進候也

明治廿六年一月廿七日

大國村役場（朱印）

藤田組大森鉾山事務所御中

記

一、製煉場

棟数

坪数

* 邇摩郡役場用紙に記載
 * 冒頭に朱印「艇印」
 * 朱印「島根縣邇摩郡大國村役場印」
 * 欄外上部に役場印で割印
 * 訂正箇所朱印

66 「照会」

「大乙第一五号」

貴鉦山ノ工業ハ会社ヲ以組織アルヤ又ハ一己人ノ事業ナルヤ其筋達ノ趣モ有之調査上入用ニ候間、会社事業ナレハ別紙第一表ニ依リ、一己人又ハ組合事業ナレハ第二表ニ依リ、各項目及備考参照夫々御取調ノ上折返シ御報ヲ煩度、此段及御照会候也
 明治廿六年一月廿四日

大國村役場（朱印）

藤田組事山
 事務所御中

第一表

合 計	名 称	工業会社及製造所表（一）資本ヲ株式ニ分割シタル者									
	種別	所在地	創業年月	資本金	全払入高	一株ノ金高	株主人員	職工人員	客年十二月末日現在		
				円	円	円			蒸気機関	水	車
									数	馬力	数

第二表

合 計	名 称	工業会社及製造所表（二）資本ヲ株式ニ分割セサル者									
	種別	所在地	創業年月	資本金	全払込高	組合人員	職工人員	客年十二月末日現在			
				円	円			蒸気機関	水	車	
								数	馬力	数	馬力

一、本表ハ諸製造ノ為ニ工場ヲ設ケ千円以上ノ資本金ヲ以職工ヲ使役スル会社組合製造所及一己人ノ資本ヲ以スルモ亦千円以上ニシテ職工ヲ使役スル工場ノ年末現数ヲ記載スルモノトス
 但組合又ハ一己人ノ資本ヲ以テスル製造所ハ第二表ニ記入スヘシ
 一、諸会社ノ中商工ヲ兼タル者ノ記入方ハ前表ノ例ニ従フ
 一、職工員数ハ毎月末ノ現数ヲ十二ヶ月ニ平均シタルモノヲ掲クヘシ
 但營業月数一ヶ年ニ滿タザルモノハ現ニ營業セシ月数ヲ平均ヲ掲クヘシ
 一、土木坑業ノ類ハ本表中ニ記入シ国税ヲ課スヘキ釀造業ハ記入ニ及ハス

* 照会文書は邇摩郡役場用紙に記載
 * 冒頭に朱印「艇印」
 * 朱印「島根縣邇摩郡大國村役場印」
 * 欄外上部に役場印で割印
 * 第一表、第二表及び一つ書きは無地白紙に記載

67 「照会」

「大乙第二二号」

曾テ御照会致置候貴鉦山工業ハ会社ヲ以組織アルヤ又ハ一巳人^(マ)ノ事業ノ有無今ニ何等ノ御回報無之調査上差支候条、本昼着次第折返何分ノ御通報煩度、此段再応及御照会候也

明治廿六年一月三十一日

大國村役場（朱印）

藤田組鉦山

事務所御中

追テ廿四年迄事務所銀山ニ設置有之節ハ、大森役場ヨリ右調査ニ当リ会社トメ調査進達相成候哉ニ付御参考迄申添候

*無名の役場用紙に記載

*朱印「島根縣迹摩郡大國村役場印」

*欄外に役場印で割印

68 領収証

一、金銀鉛銅鉦試掘認可願壹通

右^広鉦試第四五号ヲ以テ御聞届ノ上御下付相成正ニ領収仕候也

大阪府大阪市東区今橋式丁目壹番屋敷

藤田組頭取願人 藤田傳三郎

島根県石見国邇摩郡大森村第百九十三番屋敷

明治廿六年二月五日

右代理 大原順之助

広島鉦山監督署長田中隆⁽¹⁹⁾三殿

*欄外上部に割印B

69 「依頼」

当所宛ノ郵便物受取方トシテ從來荒木仙太郎、門脇栄昌ノ両名差出来候処、門脇栄昌儀此度解雇致候付、以往ハ荒木仙太郎、小川兵市ノ両名差出候間、右郵便物并ニ電信共該人工御渡相成候様致度、此段御依頼ニ及ヒ候也

明治廿六年二月八日

藤田組大森鉦山事務所

大森郵便電信局御中

70 「依頼」

今般林業上ノ必要ニ依リ、木材ノ需用供給額取調ノ義、其筋ヨリ御達有之候ニ付、廿五年度間ニ於テ鉦業ニ要スル用材（尺^メ）及ヒ薪材木炭（量目）ノ需用額入用ニ付、取調ノ上申出相成度、此段及御通報候也

廿六年二月廿日

大森小林区署（朱印）

大森銀山事務所

御中

*広島大林区署の野紙に記載

*朱印「広島大林區大森小林區署印」

71 「回答」

林業上必要之為メ、廿五年度間ニ於テ用材及薪材木炭之需用額取調之義御通知被下拝承仕候、即チ別紙調書之通ニ有之候間此段御答申上候也

明治廿六年二月廿五日

藤田組大森鉾山事務処

大森小林区署御中

* 藤田組大森鉾山事務所便箋に記載

* 欄外上部に割印B

72

廿五年度木材及新材木炭需用額調

一、木材尺ノ千四百四拾七本七厘八毛

一、薪四拾八万九千五百拾壹貫五百目

一、木炭貳拾貳万千六百四拾八貫八百目

右之通ニ有之候也

明治廿六年二月廿五日

藤田組大森鉾山事務処

大森小林区署

御中

* 欄外上部に割印B

73

運搬許可証還納届

一、火薬壹百〇六貫六百六拾六匁并ニタイナマイト参拾貫目、本月四日

到着致候付、別紙第八六号、第一一号証式葉運搬許可証還納致候也

大森鉾山鉾業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年二月五日

大原順之助

大森警察署長中山門殿

* 欄外上部に割印B

74

鉾業用火薬類買入願

一、火薬百貫目

一、タイナマイト参拾貫目

一、雷管参千発

右ハ借区線内諸坑内ニテ支用^(使)致候ニ付、大坂府大坂市西区京町堀五丁目免許商粟屋品三方ニテ買入拙者所有之火薬庫ヘ貯藏シ其時々支用^(使)致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

大森鉾山鉾業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年二月五日

大原順之助

大森警察署長中山門殿

* 欄外上部に割印B

75 「返戻」

牛般県令第五拾五号

庶第五拾七号ヲ以テ御回付相成候県令第三拾三号御達書并蒸氣器械取締規則共閱覽済ニ付御返戻致候間、御落手相成度、此段及御回答候也

廿六年三月九日 事務所

大森村役場御中

76 「回付」

「庶第五拾七号」

今般県令第三拾三号ヲ以蒸氣器械取締規則別紙ノ通り達シ相成候間、為御参考及御回付候也

明治廿六年三月八日

大森村役場（朱印）

大森鉦山

藤田組事務所御中

追而御閱覽済ノ上ハ御返戻被下度、此段申添候也

*大森村役場の野紙に記載

*朱印「島根縣邇摩郡大森村役場印」

*欄外上部に役場印で割印

77 「照会」

「大乙第四〇号」

各府県ニ於テ天然痘流行、既ニ本県下ニ於テモ伝播ノ兆有之ニ付、本年本県告示第十二号ヲ以テ三十年以下ノモノ臨時種痘施行之義達セラレ本

村人民接種方着手致候処、貴鉦山使役人民多数字柑子谷各々群居罷在筈ナレ共、寄留届出ノ向ハ僅少ニシテ無届ニ打過候モノ最多数ヲ占メ、三十年以下ノモノ何程有之哉知ルニ由ナク甚不都合ノ次第ニ有之、去迎テ種痘実施無之テハ天然痘感染ノ恐モ有之、予防ノ良策タル種痘実施方法此際御取設ケ貴鉦山使役人別接種ノ状況速ニ届出相成度、此段及御照会候也

明治廿六年三月十日

大國村役場（朱印）

藤田組

大森鉦山事務所御中

*無名の役場用紙に記載

*朱印「島根縣邇摩郡大國村役場印」

*欄外上部に役場印で割印

78 「照会」

「大乙第四一号」

貴鉦山ノ事業追々御拡張使役人民モ多数有之、殊ニ客年事務所ヲ永久部へ御移転以來漸次本村内へ入込人員増加セルモ、寄留届出履行ノ向ハ僅少ニシテ甚シキハ貴組ノ職員ノ内ニモ無届ノ俣経過ノ向有之様被察、鉦夫其他製練所ニ從事セル賤業者ノ如キハ丸テ無届ト云フモ過言ニアラサル状況ニシテ、右無届者ト雖モ事アル場合ニ於テハ本村役場ヲ經由スルノ手煩ヲ供スル不尠、然ルニ前陳ノ次第ニ本村へ対スル義務ヲ負荷スルモノハ僅数ニシテ右無届者ニ負荷セシムル方法ヲ設ケサレハ本村不幸之廉モ有之、去迎逐一寄留ノ手續実行セシムルハ頗ル難事ニ付、貴組ニ

於テモ本村内ニ於テ盛大ノ鉦業御経営ノ事故、凡使役人員ヲ予定シ、一人何程ト額ヲ定メ事務所ニ於テ各自負担ノ義務ヲ尽サシメ候様取扱ノ途モ可有之、篤ト協議ノ上追テ何分御報可有之筈ニ曾テ北林兼司氏出頭之際御協議致置候次第モ有之候得共、於今何分之御報ニ接セス、今宇廿六年度本村歳入出予算編製之場合ニテ、貴組御商議ノ結果何分之御報ニ接シ度、此段御依頼旁及御照会候也

明治廿六年三月十日

大國村役場（朱印）

藤田組

大森鉦山事務所

御中

*役場用紙に記載

*朱印「島根縣速摩郡大國村役場印」

*役場印で欄外上部に割印、罫紙の継ぎ目に押印

79 「回答」

大乙第四〇号ヲ以テ当処使役夫之内、寄留届セサル者ノ種痘接種之状況速ニ届出相成度云々御照会之趣キ了承仕候、右ハ天然痘流行之際万一感染之恐れモ有之、殊ニ寄留届未済之分ニ限り傍觀スルニ忍ヒズ、当鉦山処ニ於テ義務トシテ明後日より雇医員ヲシテ接種為致可申手筈ニ有之候間、右様御了得相成度候

大乙第四号ヲ以テ御照会之儀ハ当処ニ於テ詮議中有之候間、追テ何分御確答可申候

右及御回答候也

明治廿六年三月十二日

大國村役場御中

藤田組大森鉦山事務処

*欄外上部に割印B

80 家屋建築届

速摩郡大國村大字大國字表田千五百九拾番 田壹反四畝九歩之内自分所有地

四間半	㊦	㊦
四間半	㊦	㊦

式百四拾六番屋敷ノ六

役員居宅 壹棟

式百四拾六番屋敷ノ五

此坪数四拾五坪

111	111
式間半	式間半
111	111

式百四拾六番屋敷ノ七

巡查駐在所兼門衛所 沓棟

式百四拾六番屋敷ノ八

此建坪数八坪七合五勺

右建築致候間、此段御届仕候也

大阪市東区今橋式丁目沓番地

藤田組頭取藤田傳三郎代理

明治廿六年二月十五日

大原順之助

大国村長中村狷藏殿

*欄外上部に割印B

*駐在所兼門衛所の上部欄外に（付箋残欠）「千五百 組所有」

81 寄留人出発届

山口県長門国厚狭郡厚西村

八百九拾五番屋敷平民

石川亀之助

右ノ者は迄当鉾山合宿所へ全炊寄留致居候処、昨十七日出発帰国致候間、

此段御届致候也

明治廿六年二月十八日

大国村役場御中

藤田組大森鉾山事務所

*欄外上部に割印B

82 寄留届

山口県長門国厚狭郡吉田村

三百四十五番屋敷平民

西田稔

嘉永五年拾壹月式拾壹日生

右ハ当鉾山従業ノ為メ島根県石見国邇摩郡大国村式百四十六番屋敷ノ五
へ寄留仕候間、此段連署ヲ以テ御届仕候也

石見国邇摩郡大国村第式百四十六番

屋敷ノ五

明治廿六年二月十五日

西田稔

右家主

藤田組事務所

大国村長

中村狷藏殿

87 転寄留御届

石見国邇摩郡大国村二百四十

七番屋敷全居寄留

本籍福井県下若狭国大飯郡

裏松勇太郎

本郷村大字野尻第十番地居住

当三十一年十一月

平民裏松六太郎長男

右ハ都合ニヨリ此度石見国邇摩郡大国村字表田藤田組役員居宅二百四十六番屋敷ノ六へ寄留致候ニ付、連署ヲ以テ此段御届仕候也

明治廿六年三月十八日

右

裏松勇太郎（朱印）

藤田組大森鉤山事務所

大国村長中村狷藏殿

* 欄外上部に割印 B

88 「照会」

「大乙第四九号」

本月十日大乙第四一号照会ニ対シ本月十二日ノ御回答ノ趣ニ依レハ、其当時御詮議中ニ付追テ確答可有之御申越被下候所、爾今御回答無之、當時廿六年度通常会開会中ニテ歳入出予算會議ニ取懸リ居至急御確報ノ必要ヲ感シ候間、本日中御商議ノ顛末御確報ニ接シ度、此段再応及御照会候也

明治廿六年三月廿八日

大国村役場（朱印）

藤田組大森鉤山事務所

御中

* 朱印「島根縣邇摩郡大国村役場印」

* 欄外上部に役場印で割印

89 「回答」

曩御照会相成候道路改修願ニ付属スヘキ書類中添付洩ノ分、別紙耄通調製御送付致候間、御落手被成下度、此段御回答及ヒ候也

廿六年三月廿九日

藤田組大森鉤山事務所

大国村役場

御中

* 藤田組大森鉤山事務所便箋に記載

* 欄外上部に割印 B

90 摘要表

摘要表																												
位置	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号	第二十三号	第二十四号	第二十五号	第二十六号	第二十七号	第二十八号
中心点ニテ全	間上ケ	三六	六	〇						一二	一〇		四四	三五	二二八				八	九						二〇		二三
	下ケ				一二	六	〇	一八	〇							〇	一二	二四				一〇	二五	四五		四二五		
道幅	間	一	一	一	一	一																						
	溝幅	間	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
法	左右																											
距離	三 百 二 十 七 間 二 歩 一 厘																											
勾配	〇 分 寸																											

91 摘要表

位置	第壹号	第貳号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第拾号	第拾壹号	第拾貳号	第拾叁号	第拾肆号	第拾伍号	第拾陆号	第拾柒号	第拾捌号
中心点ニテ上ケ	間 六〇	〇 一〇							〇 二〇	〇 一七		〇 七三	〇 五九	〇 三七				
全上下ケ	間			〇 二〇	〇 一〇	〇 式〇		〇 三〇										
道幅	間 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇
溝幅	間 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五	〇 一五
法	一 割	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	一 〇〇
距離	テマ号三点始起従 厘六分八間三十三			テマ号七号三従 厘八分四間老十五			テマ号九号七従 厘五分八間七十			テマ号一十号九従 厘七〇分間廿			テマ号六十号式十従 厘五分老間四拾三			テマ号八十号六十従 厘七分五間老十三		
勾配	上 全 分九寸五			上 全 厘七〇寸老			上 全 厘八分五寸六			上 全 厘式分式寸五			上 全 厘六〇寸式			上 全 厘八分老寸九		

92 「木橋目論見書」

一、字丹所橋木橋目論見 壺ヶ所

長五間半
幅壺間六分五厘 六厘
面坪九坪壺分三厘

右

橋台石垣

東側鏡通り 上幅四間、敷幅四間半
高 三間
此面坪拾貳坪七合五勺

西側鏡通り 上幅貳間半、敷幅三間半
高 貳間半
此面坪七坪五合

此石垣合面坪貳拾坪貳合五勺

物品	数	長	末口巾厚	代価	代価個	用名
松角材	千三百八拾三才六分	貳間モノ		貳拾四円九拾錢五厘	壺才壺錢八厘	橋梁桁、欄干用
松貳寸板	五坪五分三厘	七尺モノ	厚内四寸貳寸	五円五拾三錢	壺坪壺円	橋板用
欄板	九枚	壺間モノ		六拾三錢	壺枚七錢	橋欄干用
釘	三貫目			九拾錢	壺貫目三拾錢	鉄具ノ用
ボルト及板鉄并鉄具	三拾貫八百目			七円七拾錢	壺貫目五錢	杭ナシニテツリ橋用壺式
雜品代				五 円		鍛冶用小炭其外壺式ノ雜品
大工賃	百三拾人			貳拾六円	壺人貳拾錢	橋梁架渡方仕上り壺式
鍛冶賃	拾三人			貳円六拾錢	壺人貳拾錢	ボルト板鉄及鉄具一式拵方
石工	六拾壺人			拾三円拾六錢三厘	面壺坪六拾五錢	石垣築造一式
平夫	五拾人			八円五拾錢	壺人拾七錢	大工及石工手伝共一式

合計九拾四円九拾貳錢八厘

内

金四拾四円六拾六錢五厘 諸物品代

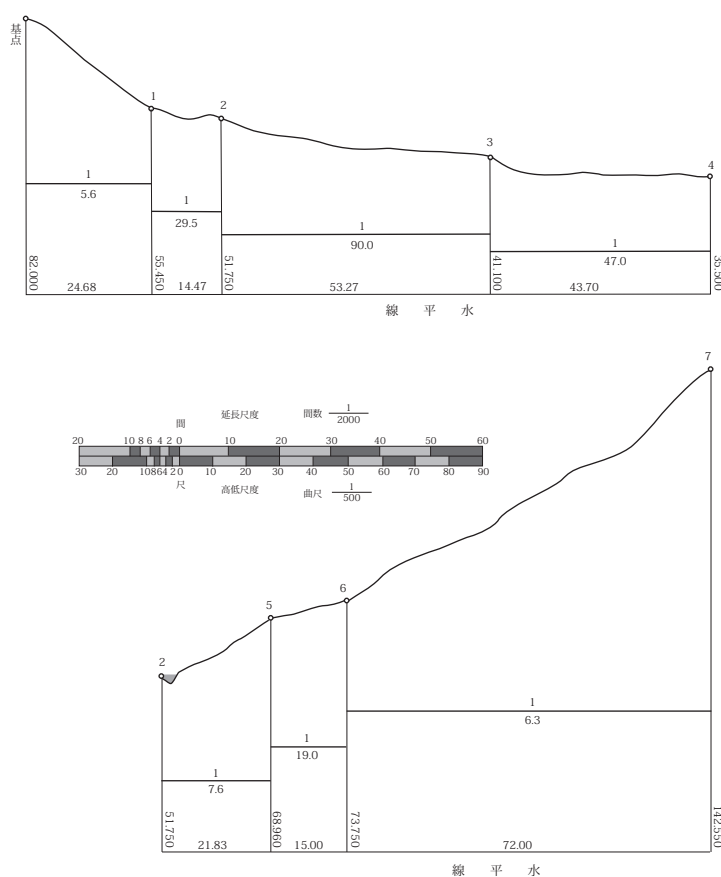
金四拾壺円七拾六錢三厘 職工賃

金八円五拾錢

人夫賃

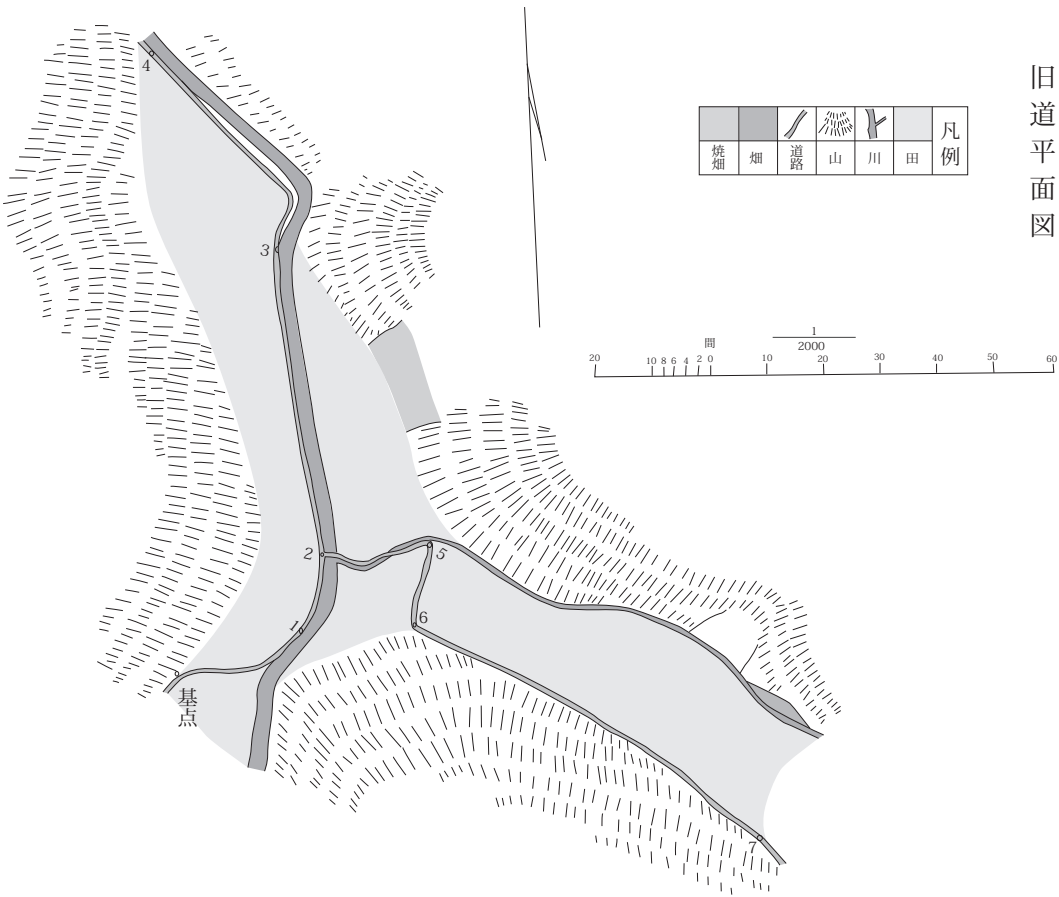
93 旧道縦断面図

旧道縦断面図



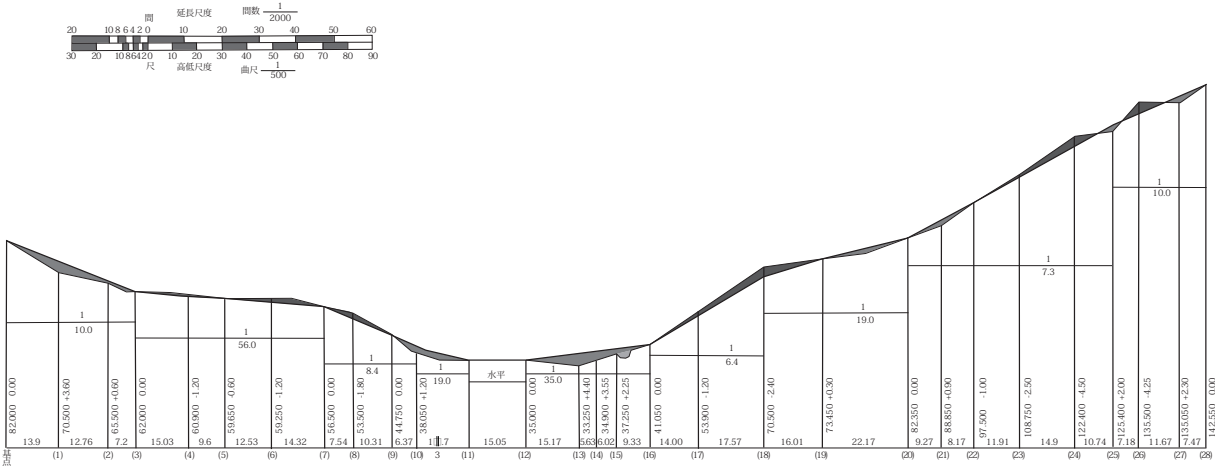
旧道平面図

旧道平面図



改修線路縦断面図

改修線路縦断面図



96
「木橋目論見書」

字丹所橋木橋目論見 壺ヶ所

長五間半
幅壺間六分六厘

面坪九坪壹合三勺

橋台石垣

東側鏡通

上幅四間、
敷幅四間半

此面坪拾貳坪七合五勺

西側鏡通

上幅三間半
高式間半
敷幅三間半

此面坪七坪五合

此石垣合面坪貳拾坪貳合五勺

松板	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	松角材	全	全	全	全	松角材	物品
厚巾 四寸	五寸 三寸七分 角	五寸 五寸九分 角	四寸 四寸九分 角	六寸 六寸九分 角	六寸 六寸九分 角	四寸 五寸角	六寸 五寸四分 角	六寸 四寸九分 角	六寸 五寸三分 角	八寸 八分角	五寸 五寸三分 角	六寸 六寸三分 角	全	全	厚巾 三寸六分 角	三寸 三寸六分 角	六寸 六寸三分 角	全	六寸 六寸三分 角	全	全	四寸 四寸三分 角	角	
拾尺モノ	三尺三寸	全	全	六尺五寸	拾壹尺	全	全	拾尺五寸	拾六尺	厚三寸五分	三尺三寸	三尺三寸	三尺	拾壹尺	拾五尺八寸	式尺四寸	拾壹尺	三尺	拾五尺八寸	拾壹尺	三尺	拾五尺八寸	長	
	拾式本	八本	四本	四本	式本	八本	式本	全	八本	八ヶ	全	四本	三本	壹本	四本	三拾八本	壹本	三本	四本	壹本	三本	四本	員数	
五坪五分三厘	五拾式才 一分七厘	百拾三才 八分八厘	三拾八才 式厘	五拾六才 三分九厘	六十才三分五厘	百式拾才	五拾壹才 八分四厘	百八十八才 壹分六厘	式百九拾四才 〇三厘	壹才 九分四厘	式拾五才 四分式厘	三拾六才 叁分三厘	式才七分七厘	三才三分九厘	拾九才三分五厘	八拾四才三分一厘	三拾才 叁分八厘	廿四才 六分八厘	百七拾三才 四分四厘	拾七拾三才 三分五厘	拾壹才 三分式厘	七拾九才 五分九厘	坪才数	
五円五十三銭	七十八銭三厘	壹円七十廿七銭七厘	五十七銭三厘	八十四銭六厘	九拾銭五厘	壹円八十銭	七拾七銭八厘	式円八十式銭式厘	四円四拾壹銭	式銭九厘	三拾八銭一厘	五拾四銭式厘	四銭式厘	五銭壹厘	式拾九銭	壹円貳十六銭三厘	四拾五銭三厘	三拾七銭	式円六十銭式厘	拾七銭	拾九銭四厘	壹円拾九銭四厘	代価	
壹坪壹円	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	壹才壹銭五厘	単価	
橋板用	方杖	スイシ	両方々杖	橋短木	方杖下地覆用	短狭	橋台木用	梁木用	橋桁用	全上附屬笠木用	高欄袖柱用	高欄男柱用	全	全	高欄横用	高欄短木用	全	全	高欄笠木用	全	全	高欄地覆用	用名	

木材代合計金貳拾七円七拾四銭九厘

物 品	員 数	老ケニ付 目方	総目方	代 価	単 価	用 名
平 夫 賃	五拾人			八円五拾銭	老 人 拾七銭	大工及石工手伝
石 工 賃	六拾一人	野面石ニテ 石代価無し		拾三円 拾六銭三厘	面老坪 六十五銭	石垣築造
大 工 賃	百三拾人			貳拾六円	老 人 貳拾銭	橋梁架渡方仕上り一式
雑 品 代				五円		
釘	三貫目			九拾銭	老 貫目 三拾銭	鉄具ノ用
其 外 鉄 具	拾個	老貫目	拾貫目	三円三拾五銭	全	全上
ボ ー ト	六拾四本	三百廿五匁	廿貫八百目	六円九十六銭八厘	平均老貫目 三拾三銭五厘	杭ナシニテツリ橋用一式

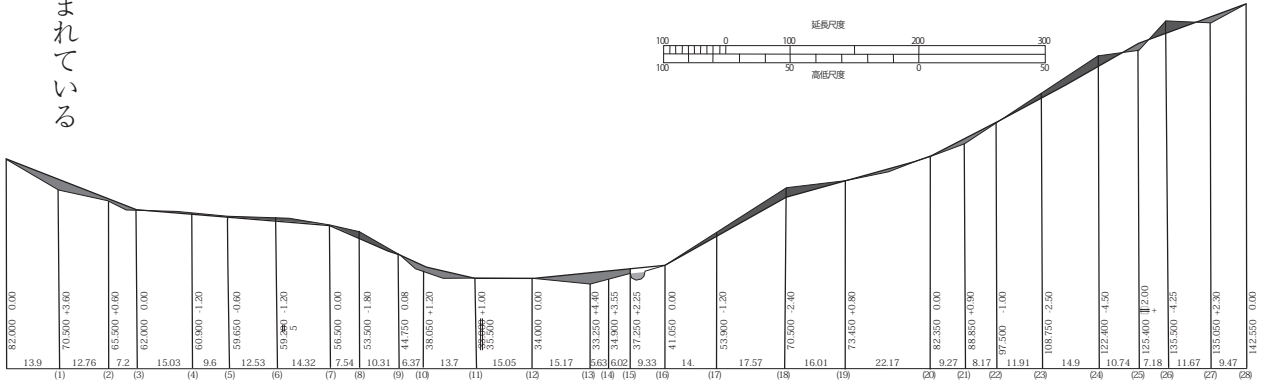
計金六拾三円八拾八銭老厘

総計金九拾壹円六拾三銭「五厘」
張り紙抹消

* 藤田組大森鉦山事務所の罫紙に記載

* 欄外冒頭朱書「川北民雄ニ廻付セシ扣」

97 「改修線路縦断面図」



* No. 95 とほぼ同じ図面が天地逆に折り込まれている

* 裏面に鉛筆書「官上宛」

100 運搬許可証還納届

一、火薬壱百貫目、タイナマイト三拾貫目、本月廿五日到着致候付、別紙第一九三号運搬許可証還納致候也

明治廿六年三月三十日

大森鉦山稼業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長中山門殿

* 藤田組大森鉦山事務所便箋に記載

* 欄外上部に割印B

101 重傷者御届

本年二月一日雇入ヲナシタル坑夫本県出雲国意宇郡出雲郷村大字出雲郷貳百五十五番屋敷平民菅井善太郎ナル者本日午前六時入坑シ稼業中、同九時頃坑中へ仕込ミタル火薬俄然爆烈之為メ面部ニ大傷ヲナシタルニヨリ、直ニ医師之療治ヲ施シ尚又原籍ヘハ電報ヲ以テ大傷ノ段通知致シ置申候、此段不取敢御届申上候也

大森鉦山稼業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

明治廿六年三月卅日

大森警察署長

警部中山門殿

* 表題下方に朱印「挺印」

* 欄外上部に割印B

102 「依頼」

本県令第三拾三号蒸汽器械取締規則御達シヲ遵奉シ、別紙之通り蒸汽器械取調書、汽鐘汽機取扱者履歴書外ニ図面四葉共進達仕候間御検査被成下度、此段奉願候也

石見国邇摩郡大森鉦山稼業人

藤田組頭取藤田傳三郎代理

兵庫県丹波国多紀郡笹山西新町

廿番屋敷當時

石見国邇摩郡大森村百九拾三番屋敷寄留

明治廿六年

三月卅一日

島根県知事大浦兼武殿⁽²⁵⁾

士族

大原順之助

* 欄外冒頭に朱印「挺印」

* 欄外上部に割印B

103 石見国邇摩郡大森鉦山蒸汽器械取調書

一、汽鐘ノ種類個数

甲 英国^{○製}ルーツ式管状汽鐘^{チューリッシャー・ボーイラー・ボイラー}

乙 米国製易搬汽鐘但汽機全体^{ポータブル・エンジン}

二、汽鐘ノ寸法及鐘板ノ厚サ

甲 長サ(高サ)八呎九吋^{フイット インチ}(八尺七寸)内径四吋八分ノ五(三寸八分)

鐘板ノ厚(管ノ厚サ) 壹吋ノ拾六分ノ三(壹分五リ) 管ノ数 三拾五個

乙 長サ(高サ)四呎拾吋(四尺九寸)内径壹呎三吋五分ノ四(壹

尺三寸六分)

鐘板ノ厚サ^{〇一吋}拾分ノ七(六分)

三、最大汽圧

甲 百八十ポンド(但汽圧針ノ最大度数)

五十五ポンド(常用汽圧)

乙 百五十ポンド(汽圧針ノ最大度数)

七十五ポンド(常用汽圧)

四、汽機ノ種類

甲 陸用定置汽機(不凝汽式)
ホリソナル・ステーションナリ! エンヂン・コンデンシング・ボイラブル・エンヂン

乙 易搬汽機(汽鐘全体)

五、公称馬力

甲 壹六、五

乙 壹、〇強

六、煙突ノ高サ

甲 五十呎(五十尺)

乙 式拾四呎(廿四尺)

七、汽鐘及汽機製造ノ年月

甲 汽鐘 明治廿三年、汽機 明治廿四年

乙 明治十二年頃(兼詳)

八、汽鐘汽機ノ取扱ヲ担任スル者ノ族籍氏名並ニ履歴ノ要

別紙記載ノ通り

右之通ニ候也

明治廿六年三月卅一日

石見国大森鉾山稼業人藤田組頭取
藤田傳三郎代理

大原順之助

* 欄外冒頭に朱印二ヶ所(うち一つは「大原」)

* 欄外上部に割印B

104

汽鐘汽機取扱者履歴書

岩手県陸中国盛岡市油町

四拾八番地平民

長沢徳之助

明治三年一月生

一、明治廿四年四月ヨリ廿三年一月迄陸中国小坂鉾山⁽²⁶⁾ニテ器械夫見習トナリ、器械据付及運転ニ従事ス

一、明治廿三年二月ヨリ廿四年四月迄甲斐国保金山⁽²⁷⁾ニテ器械運転ニ従事ス

一、明治廿四年五月大森鉾山ニテ器械据付ニ着手シ、全年九月据付落成シ其後機関運転ニ従事ス

秋田県羽後国北秋田郡阿仁銅山村

字銀山町百廿五番地平民

安保東助

明治三年十一月生

一、明治廿五年六月ヨリ廿三年五月迄羽後国阿仁鉾山⁽²⁸⁾ニテ器械夫見習ニ従事ス

一、明治廿三年六月ヨリ全年七月迄石川島造船所ニテ器械製作夫ニ従事ス

一、明治廿三年八月ヨリ廿四年四月迄甲斐国保金山ニテ器械運転ニ従事ス

一、明治廿四年五月ヨリ大森鉾山ニテ器械据付ニ従事シ、九月据付落成シ、其後機関運転ニ従事ス

右之通ニ候也、

* 欄外冒頭に朱印
* 欄外上部に割印B

105 「島根県令」

島根県令第三十三号

蒸気器械取締規則別紙之通定ム

明治二十六年三月六日 島根県知事篠崎五郎

蒸気器械取締規則

〔(鉱業ニ使用スルモノヲ除ク)〕

第一条 工業其他何等ノ用〇ニ供スルヲ問ハス蒸気器械ヲ建造シ又ハ其構造ヲ変換シ若シクハ修理セントスル者ハ所轄警察署又ハ分署ヲ経テ県庁ニ届出認可ヲ受クヘシ

第二条 前条ノ届出ヲナストキ建造ニ係ルモノハ汽缶汽機ノ図面并左ノ各項ノ取調書建造場所ノ図面近接地主家主ノ承諾書変換又ハ修理ニ係ルモノハ其方法書ヲ差出スヘシ

一 汽缶ノ種類個数

二 汽缶ノ寸法及缶板ノ厚サ

三 最大汽圧

四 汽機ノ種類

五 公称馬力

六 煙突ノ高サ

七 汽缶及汽機製造ノ年月

八 汽缶汽機ノ取扱ヲ担任スル者ノ族籍氏名並ニ履歴ノ概要

第三条 第一条ノ認可ヲ受ケ其工事ヲ竣リタルトキハ更ニ同条ノ手続ニ依リ届出検査ヲ受ケタル後使用スヘシ

第四条 前条ノ届出ニ依リ蒸気器械ノ検査ヲナシタルトキハ最大汽圧

ヲ検定シ検査証書ヲ交付シ且安全弁ニ封印スルモノトス

前項ノ検査証書ハ場内見易キ所ニ掲示スヘシ

第五条 検査証書ノ有効期限ハ其蒸気器械ノ現状ニ依リ十二個月以内ニ於テ之レヲ定ムルモノトス

検査証書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其事由ヲ詳記シ所轄警察署又ハ分署ヲ経テ県庁ニ届出再渡ヲ受クヘシ

第六条 蒸気器械ヲ壳渡シ又ハ譲渡シタルトキ又ハ使用ヲ廃シ又ハ撤去スルトキハ所轄警察署又ハ分署ヲ経テ県庁ニ届出ヘシ但シ壳渡譲渡ニ係ルモノハ双方ノ連署ヲ要ス

第七条 蒸気器械建設ノ場所ハ当該官吏ヲシテ時々検査セシムルコトアルヘシ但器械ノ検査ヲ行フトキハ予メ其期日ヲ管理者ニ通知ス

第八条 安全弁ノ封印ヲ妄リニ開閉シ又ハ検査証書ニ記載シタル最大汽圧ヲ超過スヘカラス

第九条 蒸気器械ノ毀損其他危害ヲ生スヘキ虞アリト認メタルトキハ何時ニテモ其使用ヲ差止メ又ハ修理ヲ命スルコトアルヘシ

第十条 第一条第三条第八条ヲ犯シタル者及第九条ノ命令ニ従ハサル者ハ刑法第四百二十五条第五項⁽²⁹⁾ニ依リ処分スヘシ

附則

一 此規則施行以前ノ建造ニ係ルモノハ明治二十六年三月三十一日限り第二条ニ記載シタル図面并ニ取調書ヲ添ヒ所轄警察署又ハ分署ヲ経テ県庁ニ届出検査ヲ受クヘシ

検査証様式

蒸気
器械検査証

第 号

場		汽缶汽機ノ件名		
位置	持主	汽缶個数	汽缶種類	公称馬力
		最大汽圧	汽機種類	

記事

検査ノ回数	検査証有効期限	検査年月日	検査官氏名認印
第 回	至明治 年 月 日	明治 年 月 日	
第 回	至明治 年 月 日	明治 年 月 日	
第 回	至明治 年 月 日	明治 年 月 日	
第 回	至明治 年 月 日	明治 年 月 日	

明治二十年 月 日

島根県

*冒頭に朱印「大原」、「艇印」

*欄外上部に割印B

*第一条の上部欄外に朱書「明治廿七年五月五日追加」

106 鋳業用火薬類買入願

一、火薬百貫目

一、ジエリグナイト三拾貫目

一、雷管三千発

右ハ借区線内ノ諸坑内ニテ支用致シ候ニ付、大坂市西区京町堀五丁目免許商粟屋品三方ニテ買入拙者所有之火薬庫ヘ貯蔵シ其時々支用致シ度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願上候也

大森鋳山稼業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年三月卅一日

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

*欄外上部に割印B

107 坑業用火薬運搬願

一、火薬貳拾貫目

但樽入蒔包繩結貳個ヲ以テ壹個ニ付拾貫目入

運搬線路

明治廿六年四月一日午後三時島根県石見国邇摩郡大森村藤田組火薬庫より出荷、全年全月全日全郡仁万村鎌田健二郎方ヲ経テ全県出雲国神門郡鷺港塩田萬一船永幸丸ニ積入、翌十日午前七時仁万浦出帆海上全県全郡鷺港ヲ経テ全月三日午後七時全県全郡鷺港鉦山藤田組出張所火薬仮貯蔵所ニ至ル、右ハ当大森鉦山藤田組火薬庫ヘ貯蔵ノ内前記ノ線路ヲ経テ鷺港鉦山坑業用ニシテ同鉦山ヘ運漕致度候間運搬御聴許被下度、此段奉願候也

島根県石見国邇摩郡大森村

大森鉦山鋳業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年四月一日

大原順之助

大森警察署長中山門殿

* 欄外上部に割印B

108 「回答」

森坤第五二九号ヲ以テ蒸汽器械取調書ニ属スル建造場所ノ図面御入用ノ趣御申越之旨拝承、即チ別紙甲汽缶据付所之図面壹葉御送付致シ候間御落手被成下度、且又乙号ハ易搬汽機ニ付不差出候間右ニ御了知被成下度、此段御回答仕候也

明治廿六年四月二日

藤田組大森鉦山事務所

大森警察署御中

* 藤田組大森鉦山事務所便箋に記載

* 欄外上部に割印B

109 「依頼」

(表面) 邇摩郡大国村大字大国

藤田組大森鉦山事務所

御中

(裏面) 「森坤第五二九号」

本日蒸汽器械取調書御差出相成候処、右ニ属スル建造場所ノ図面入用ノ趣ニ付、至急御差出有之度候也

明治廿六年三月卅日

大森警察署(朱印)

* 郵便はがきに記載

* 料額印面部分に消印「石見大森三月三十一日二便」、その下方に消印「石見大森四月一日イ便」

* 朱印「鳥根縣大森警察署印」

110 「回答」

大乙第五五状(ママ)ヲ以テ御照会相成候、当鉦山ニ於テ使役セル諸鉦夫他町村ヨリ入込寄留未済(届出脱)ニ係ルモノニ対スル義務金負荷ノ義ニ付テハ、御申越相成候如ク使役者総計五百人ト仮定シ、毎月一人ニ付金壹錢宛ヲ徴収シ、月額五円ハ本年本月ヨリ満一ケ年間ハ当所ヨリ毎月貴場へ納入可仕候、此段御回答ニ及ヒ候也

明治廿六年四月五日

藤田組大森鉦山事務所

大国村役場

御中

* 冒頭一行目に朱印「挺印」

* 欄外上部に割印B

111 「照会」

「大乙第五五号」

貴鉦山永久部ノ使役人民ニシテ他町村ヨリ入込寄留届出未済ニ係ル向、

本村へ対スル義務負荷之義ニ付追々及御照会、過日西田梃氏御出張本村
長へ商義ノ末、鉾山使役夫ハ常ニ出入頻繁ニシテ成法ノ手續キ履行方行
届兼候ニ付永久部使役者工夫并ニ水引夫ヲ合計五百人ト仮定シ一人一ヶ
月ニ付金壹銭ツ、貴所ニ於テ御徴収月額五円トナシ、本年〇以^{「本月」}降月々貴
所ヨリ御寄贈可相成筈ニシテ該金受額ノ件本村会議定ノ都合有之候条、
前陳ノ主旨御了承折返シ公然ノ御報答ニ接シ度、此段及御照会候也

明治廿六年四月四日

大國村役場（朱印）

藤田組

大森鉾山事務所

御中

* 役場用紙に記載

* 役場朱印「島根縣迹摩郡大國村役場印」

* 欄外上部に役場印で割印

* 挿入朱書文字に朱印「中村」

114 「回答」

大乙第六三号ヲ以テ御照会之儀致拝承候、当工場ニハコークスハ使用致
候得共石炭ハ使用不致候間、右様御了知相成り度、此段及御回答候也

廿六年四月十日

藤田組大森鉾山事務所

藤田

大國村役場

御中

* 藤田組大森鉾山事務所便箋に記載
* 欄外上部に割印B

115 「照会」

「大乙第六三号」

調査上入用ニ候間、廿五年中工場ニ使用相成候石炭消費高承知致度候間、
御取調有無共折返し御回報相成度、此段申進候也

明治廿六年四月十日

大國村役場（朱印）

藤田組鉾山

事務所御中

* 役場用紙に記載

* 朱印「島根縣迹摩郡大國村役場印」

* 欄外上部に役場印で割印

116 運搬許可証還納届

一、火薬壹百貫目、シエリグナイト三拾貫目

本月十一日到着致候付、別紙第三一六号運搬許可証壹葉還納致候也

大森鉾山鉾業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年四月十三日

大原順之助

大森警察署長中山門殿

* 欄外上部に割印B

117 「回答」

大乙第六四号ヲ以テ当鉾山工場ニ使用セルコークス壺ヶ年間ノ消費高御問合之趣拝承仕候、右ハ五万六百七拾貫目費消費致候間、右様御了知相成度、此段及御回答候也

明治廿六年四月十二日

藤田組大森鉾山事務所

大國村役場

御中

* 藤田組大森鉾山事務所便箋に記載

* 欄外冒頭に朱印

118 「照会」

「大乙第六四号」

調査上入用ニ付貴鉾山工場ニ消費相成候石炭高承知致度件ニ対シ御回答ノ赴了承、客年中コークス消費高承知致候間、直チニ御調査折返し御回報煩度、此段申進候也

明治廿六年四月十一日

大國村役場（朱印）

藤田組鉾山

事務所御中

* 役場野紙に記載

* 欄外上部に役場印で割印

119 「依頼」

謹呈、陳者御鉾山ヨリ左記ノ鉾物産出候趣就テ右ハ鉾物学教授上必要ノモノニ有之、然ルニ貴鉾山ヲ除キ他所ヨリ産出無之候為、御繁業中甚タ御手数ノ義ニ候得共該品一両塊御寄贈被成下度奉懇願候也

明治廿五年九月廿四日

大分県尋常師範学校教諭篠本二郎（朱印）

石見銀山御中

追而貴鉾山ヨリ左記鉾物ノ外銀鉾、銅鉾等ノ結晶^{○○○}体御発見相成候ハ併テ御惠贈被成下度奉願候
又本文鉾物御寄贈被下候^{（マ）}通運先払ヲ以テ御差出奉願候

重晶石

此鉾ノ結晶透明ナルモノ貴鉾山ヨリ純銀鉾、硫銀鉾ト俱ニ班岩^{（斑）}（ポル^{（ポ）}）
フキリ）上ニ付着シテ産ス

純銀鉾

班岩^{（斑）}上ニ付着シテ細微ナル苔草ノ状ヲナス

* 大分県尋常師範学校の野紙に記載

120

寄留届

石見国邇摩郡大森村二百八十番屋敷士族

明治二十五年四月三十日石見国邇摩郡大國村
大字大國二百八十番屋敷ノ八へ全戸寄留
八十六

酒井美福

弘化四年十二月十三日生

妻 スエ

安政五年三月二十二日生

長男 信雄

明治七年一月五日生

次男 貞一郎

明治九年十一月廿一日生

四男 高美

明治十五年十二月二十三日生

五男 子末

明治十八年四月二十三日生

長女 ヨシノ

明治廿年十一月八日生

六男 武雄

明治廿三年八月廿五日生

右及御届候也

明治二十五年十一月五日

右戸主

酒井美福○

藤田組大森鉦山事務所

大田村長 中村狷藏殿

*欄外上部に割印B

121 鉦業用火薬類買入願

一、火薬百貫目

一、ジエリグナイト三拾貫目

一、雷管三千発

通山タマニテ買入

栗屋品三ニテ買入

右ハ借区線内ノ諸坑内ニテ使用致シ候ニ付、大坂市西区京町堀五丁目免許商栗屋品三及通山タマ方ニテ買入拙者所有ノ火薬庫ヘ貯蔵シ其時々使用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願上候也

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年四月廿七日

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

*欄外上部二か所に割印B

122 「照会」

拝啓

陳ハ藤田組代理として貴殿へ差出相成候、島根県石見国邇摩郡大森鉦山ニ係ル明治二十四年上半年期鉦業明細表中製煉高即チ製煉ニ附セル元鉦高三七、四七九貫ト記入有之、且入費日数及工数ノ各製煉之欄ニ夫々数字記入有之候処、出来高之欄ニハ数字記入無之候間、為念及御回答候条、至急御回報相煩し度、此段及御照会候也

四月二十二日

鉦山局統計主任（朱印）

藤田傳三郎殿代理

大原順之助殿

*無地白紙に記載

*朱印「土肥」

		表細明業坑区借																												
坑物税	坑区税	区内		入費	区内		工数	区内		行業日数	製品	品製	区内	代価	製品	亮	品製	出来高	製品	品製	々	々	々	品坑	号年	明治廿四年	石坑	県府	証券番号	許可年月
		製煉	堀出		製煉	堀出		製煉	堀出																					
	四百五拾円四拾銭	七千七百二十四円八十九銭五厘	七千七百二十四円八十九銭五厘	ナシ	貳万五千四百四十一人	ナシ	貳万五千四百四拾壹人	八十二日	八拾二日											ナシ	ナシ	ナシ	營業準備中掘出高ナシ	自一月至三月	三ヶ月分精算	銀銅鉦	借区	嶋根県	借第四千五百四拾四号	
	六百五十七円六十六銭八厘	九千六百四十五円九十八銭六厘	壹万三千三百三十四円六十五銭四厘	八百七十七人八歩	四万八千八百六十六人	八十三日	四万六千六百廿三人八歩	八十三日	百六拾六日											ナシ	全	全	掘鉦四万八千六百四拾八貫目	自四月至六月	三ヶ月分精算	月年業開	村	大森村		
	六百五十七円六十六銭八厘	壹万七千三百七十四円八十八銭一厘	壹万八千貳拾八円五十四銭九厘	八百七十七人八歩	六万五千九百四十七人	八十三日	六万六千七百六十四人八歩	百六拾五日	二百四拾八日											ナシ	全	全	掘鉦四万八千六百四拾八貫目	合計	人区借	字	昆布谷山 (山形)	外拾		

借區坑業明細表

- * 無地白紙に記載
- * 冒頭に朱書「写」

124
[回答]

鉦山局

土肥統計主任殿

大原順之助

陳者今般呈出セシ当山廿四年自一月至六月借区坑業明細表中製煉高即チ製煉ニ附セル元鉾高及製鍊工数ハ記入アルモ、出来高ノ欄ニ数字記入無之ハ如何ノ段御問合セ相成了承仕候、右ハ燒鉾ヨリ製品トナス迄ノ工費ニテ、漸ク七月ニ至リ製產品ヲ出セシニヨリ、此季間中者出来高無之候間、此段御回答申上候也

＊藤田組大森鉦山事務所便箋に記載

* 欄外上部に割印 B

125
「依頼」

「所第三八号」

所得税調査ニ関シ必要有之候ニ付、邇摩安濃郡内居住者ニシテ貴組役員又ハ傭員等ト為リ、其給料若シクハ手当賞与配当金等凡ソ合計額一箇年五拾円以上ヲ受ケルモノ、住所、姓名、金額御取調至急御通報ヲ煩シ度、此段及御依頼候也

明治二十六年四月十一日

所得稅下調委員

彌摩安濃郡書記原田豐之助（朱印）

大森鉾山藤田組出張所
大原順之助殿

* 島根県邇摩安農郡役所の罫紙に記載
* 冒頭に朱印「艇印」
* 差出人朱印「島根縣邇摩安農郡書記原田豊之助」

126 「書簡」
拝啓

所得税調査材料之儀ニ付テハ大ニ御高配ヲ蒙リ鳴謝ニ候、右ハ今度其筋内訓ニ拠リ各団体ニ向ケ給料等凡五拾円以上ヲ得ルモノヲ取調フル事ト相成タル儀ニ付斯ク御手数ヲ相備ヘシ儀ニ御座候、御来示之如ク固より所得ニ関スル件ハ該法ニ規定セラレタル如ク調査ニ関スル者ハ一切他ニ漏洩スヘカラサルハ勿論ニメ最秘密ニ取扱候儀ニ付、之レヲ漏スハ相当処罰アル儀ニメ秘密厳正ヲ主トスル次第ニ付御了知置被下度、右ハ挨拶迄如斯候、勿々敬具

四月十四日
大原順之助殿
原田豊之助

* 島根県邇摩安農郡役所の罫紙に記載
* 冒頭に朱印「艇印」

129 「依頼」
「大乙第七〇号」

別紙地方税并村税徴税伝令書壹括及御送付候処、右ハ何レモ貴地内寄留者ニ候条、乍御手数夫々配付方御取計相成度、此段及御依頼候也
廿六年四月十九日

藤田組事務所
御中
大國村役場（朱印）

* 役場用紙に記載
* 役場印「島根縣邇摩郡大國村役場印」
* 欄外上部に役場印で割印

130 「依頼」
「号外」

貴鉾山事業參觀トシテ本管区員来ル二十三日坑内へ可罷出候、付テハ其際御操合セ諸事御指示相成候様致度、此段予テ及御依頼置候也
明治廿六年四月廿一日

邇摩郡大森村
島根県第三土木管区員派出所（朱印）

大森鉾山
藤田組出張所
御中

* 島根県罫紙に記載
* 朱印「島根縣第三土木管區員派出所」

132 運搬許可証還納届

一、火薬百貫目、ジエリグナイト三拾貫目、本月十三日到着致候付、別紙第四〇七号及四七号運搬許可証式葉還納致候也

大森鉾山鉾業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年四月十四日^五

大森警察署長中山門殿

* 藤田組大森鉾山事務所便箋に記載

* 欄外割印あり（種別不明）

133 「通知」

「森坤第七〇五号」

蒸気器械取締規則諸則ニ依リ大森銀山建造器械検査執行ノ為メ来ル五月三日本県々属出張相成候条、汽缶汽機等掃除シ当日検査ニ差支ナキ様準備可至候、全規則第七條ニ依リ此段通告候也^(致力)

明治廿六年四月廿八日

大森警察署（朱印）

邇摩郡大森村大森鉾山稼業人

藤田組頭取藤田傳三郎代理

大原順之助殿

* 島根県大森警察署の野紙に記載

* 印字部分はゴシック体で表記

* 冒頭欄外に朱印「梃印」

* 朱印「島根縣大森警察署印」で欄外上部に割印

134 鑑定書

浜田区裁判所ノ命ニ依リ、明治廿五年六月十四日午前八時ヨリ全十一時マテ、島根県那賀郡三階村大字細谷字長谷式千百番地ノ内第四山式町三反五畝歩、大字全字シダヲ式千三百番地山式町式畝九歩ニ於テ鉾物（銀銅鉾）含有ノ有無並ニ試堀ノ形跡有無ヲ鑑定シ左ニ其手続結果ヲ記ス

鉾物（銀銅鉾）含有ノ有無

字長谷並シダヲノ両山トモ佐々木亀太郎ノ指導ニ依リ全人ガ鉾脈露頭ノ走向スルト推測セル岩石露出ノ箇所ニ就キ嶮峻ヲ厭ハス詳細点検セシニ、両所トモ顕著ナル真正鉾脈ノ露頭ヲ視ス、但字長谷ノ内旧穴ノ在ル所ニ接シ厚サ壹尺^許内外ナル鉾脈露頭ニ類似ノモノアルヲ視ル

両山ノ岩体ハ蓋シ火性質ナル^(題)班岩ナルモイニシテ、一面ニ茶褐色ヲ帶ルハ岩中ニ散点嵌合セラル、微細硫化鉄鉾ノ風化シテ酸化鉄ト成リ岩面ヲ鉾染セシニ依ルモノニシテ、素人ノ眼ニハ一見鉾脈露頭ト誤認セラル、景状ヲ具備スルモイナリ

字長谷ノ内ニ於テ佐々木亀太郎ガ正ニ銀銅鉾ト思考セル或ル鉾物ノ標本ヲ採取シ、精密ニ其鉾質ヲ検査セシニ、銅鉾ニ似テ非ナル微晶硫化鉄鉾ナルモカ微晶ニシテ銀銅鉾ニ非ス、且其存在セル^{景状ハ}真正ノ鉾脈ニ非ス岩体中ノ厚壹分内外ナル分割条^ヲ中ニ充実スルモノトス

以上ノ諸件ニ依リ、銀銅鉾ハ存在セザルモノト鑑定ス^{之ヲ要スルニ両山共}

試堀セシ形跡ノ有無^{以上ノ諸件ニ依リ}

試堀セシ形跡ノ有無

字長谷ノ内ニテ長見往来ニ沿ヘル小溪流ヲ距ル^一凡三拾尺ノ所ニ一ノ坑穴アリ、坑口ハ高サ約四尺巾式尺許ノ大サナレト、少シ右方ニ傾斜シテ奥ニ進メハ高サ巾トモ甚タ縮少シ、匍匐スルモ尚ホ身ヲ容ル、ニ足ラサル程ナリ、且坑口ヨリ六尺許奥ヘハ岩片填充ノ為メ、進入スルヲ得ス是坑穴ハ前項ニ記述セシ鉾脈露頭ラシキモノニ沿ヒ東北ノ方向ニテ堀鑿セシモノト鑑定ス、其年代ハ茲ニ明言スルヲ得スト雖モ、要スルニ近コ口新ク堀鑿セシモノニハ非スト鑑定ス、但前述ノ如ク坑穴狭少ニシテ坑外ニ投棄ノ岩片中更ニ銀銅鉾ノ痕跡^{細片タニ}ヲ見当ラサレハ該坑ハ深ク堀入り該鉾ノ存在ヲ確メタルモノニ非ルヘシト信ス

右誓テ公平誠実ニ鑑定シ鑑定材料^試ニ供セシ鉾物岩石標本三種差出候也

明治廿五年六月十^五日

石見国邇摩郡大森銀山所

藤田組技師工学士

大原順之助

135 「回答」

渡辺又三郎殿

藤田組大森鉾山事務処

貴書拝見致候、当山ニ従事ノ工学士姓名及ヒ当山所在ノ郡村御尋ノ処、左ノ通りニ御座候、此段御回答申上候也

工学士 大原順之助

石見国邇摩郡大國村

*藤田組大森鉾山事務所便箋に記載

136 「依頼」

拝啓、御盛業奉賀候、然者突然の御尋に御座候へ共貴鉾山へ御従事成候技士工学士ノ御姓名拝承仕度義御座候間、乍御手数此書着し次第御知セ被成下度、此段御依頼仕候也

五月三日

渡邊又三郎

大森銀山

藤田傳三郎殿

事務所御中

追テ貴鉾山所在ノ郡村名モ併テ御知セ奉頼候也

*渡邊用紙の罫紙に記載

*冒頭に朱印「梃印」

137 「回答ならびに照会」

貴郡内波根西村尋常小学校生徒徒修学旅行^{③〇}之途次、当鉾山内縦覧之儀ニ付御依頼之趣拝承致候、聊故障無之候間当山着御予定ノ期日前以御通報相煩度、此段致御回答候也

明治廿六年五月十二日

藤田組大森鉾山事務所

邇摩安濃郡役所

御中

*藤田組大森鉾山事務所便箋に記載

*冒頭部分に朱印「梃印」

*欄外上部に割印B

138 「依頼」

「二乙第八八二号」

部内安濃郡波根西村尋常小学校生徒凡四十名近日修学旅行之途次、貴所永久部鉦業參觀致度ニ付、紹介方全村長ヨリ申出候処、右ハ学術上多少之参考ニ可相成義ト存候ニ付、甚タ御依頼致兼候へ共特別參觀之義御承諾相成候様致度、至急何分之御回答相待候也

明治廿六年五月十一日

邇摩安濃郡役所（朱印）

藤田組大森鉦山所

御中

* 島根県邇摩安農郡役所の罫紙に記載

* 朱印「島根縣邇摩郡安濃郡役所之印」

* 欄外上部に「邇摩安濃郡役所第貳課之印」で割印

139 「依頼」

明十三日日本校生徒（第四年生
第三年生）凡二十名、訓導一名之ヲ引率シ貴鉦山器械

場等拝観ノ為御地へ修学旅行致候ニ付、工事上御妨可有之ヤモ難計候へ共、特別ヲ以テ縦覧御許可相成度様前以御依頼申上置候也

明治廿六年五月十二日

安濃郡大田村外九村
邇摩郡五十猛村外三村組合高等学校（朱印）

大原順之助殿

* 大田高等学校の罫紙に記載

* 冒頭に朱印「大原」、「梃印」

* 朱印「安農郡大田村外九村邇摩郡五十猛村外三村組合高等学校印」

143 「通知」

「森坤第八七八号」

左記之通二十六年度請願巡査費徴収方通牒有之候条、該費金当署へ上納可有之、此段及通牒候也

明治廿六年六月一日

大森警察署（朱印）

大森鉦山藤田傳三郎代理

大原順之助殿

左記

一、金百四拾貳円五拾貳錢參厘

内訳^③

金百貳円

俸給

金參拾九円九拾八錢壹厘

雜給

金五拾四錢貳厘

庁費

* 島根県大森警察署の罫紙に記載

* 文書の記号番号の印字をゴシック体で表記

* 朱印「島根縣大森警察署印」

* 欄外上部に警察署印で割印

* 金額部分に朱印「梃印」

147 「依頼」

昨日之電報料并ニツツ金貳錢合セテ金拾貳錢其者へ御送付被下度、此外ハ未納ニ付金四錢御渡相成度候也

中田（朱印）

事務所御中

148 病氣届

本月七日鑑定ノ為メ備後国三次郡作木村ニ出頭スヘク段御召喚相成候
処、当時病氣ニテ保養罷在申候間出頭相成兼申候、依之医師診断書相添、
此段御届申上候也、

石見国邇摩郡大森村
第百九十三番地寄留

明治廿六年六月四日

大原順之助

三次区裁判所長殿

149 診断書

邇摩郡大森村

百九拾三番屋敷

大原順之助

右者五日前来僕麻質斯ニ罹リ四肢ノ疼痛甚タ歩行困難等ノ症ヲ呈ス、依而
適当ノ治療罷在候得共、予後四週間モ立サレハ全治セサル者診断仕候也

明治廿六年
六月四日

大森村貳百三拾貳番屋敷

医士 加藤俊富（朱印）

154 証

一、金百四拾貳円五拾貳錢参厘

但請願巡査費

内訳

金百貳円

俸給

金参拾九円九拾八錢壹厘

雑給

金五拾四錢貳厘

庁費

右上納候也

明治廿六年六月二日

石見国邇摩郡大森村大森鉦山稼人

藤田傳三郎代理人

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

*無名野紙に記載

155 「回報」

藤田組鉦山水引夫募集云々ノ義ニ付客月卅日付ヲ以テ御申越ノ次第モ有
之候所、本郡労働者ハ近来彼ノ布哇国并ニ濠州クインスランド出稼等ノ
挙アルヨリシテ、一日貳拾三錢位ノ賃金ニテハ目今ハ十分ナル労働人物
無覺束候条、此段一応及御回報候也

大島郡役所³³

明治廿六年六月五日

渡邊渡（朱印）

西田艇殿

*無地白紙に記載

156 委任状

拙者義大原順之助ヲ以テ部理代人ト定メ、拙者ノ名義ニテ左ノ權限ノ事ヲ代理為致候事

一、石見國邇摩郡大森村及大國村ニ於テ諸官衙ヨリ下付金一切受取方ノ件
右代理ノ委任状仍テ如件

明治廿六年 大坂市東区今橋式丁目一番屋敷

一月 藤田組頭取

藤田傳三郎

* 欄外冒頭に朱印「稗印」

157 「回答」

税第一九号ヲ以テ御照会相成候委任状写シ別紙ノ通ニ御座候、此段御回答ニ及ヒ候也

明治廿六年六月八日 大原順之助

大森村役場

御中

158 「照会」

「税第一九号」

明治廿五年度分電信柱敷地手当金受取方代理届書其筋へ進達致候処、藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助ト記載有之候ニ付テハ、其代理委任状写添付差出候旨照会之趣モ有之候条、右委任状写御差出相成度、此段及御照会候也

明治廿六年六月七日

大森村役場（朱印）

藤田組頭取藤田傳三郎代理

大原順之助殿

* 大森村役場の罫紙に記載

* 朱印「鳥根縣邇摩郡大森村役場印」

* 欄外上部に役場印で割印

159 御届

今般都合ニ依リ当所ニ宛テタル電報到着候節ハ、都テ大森村田中田林吉方エ御配達被下度、此段御届仕候也

明治廿六年六月十日

藤田組大森鉾山事務所（朱印）

大森郵便電信局

御中

* 藤田組大森鉾山事務所便箋に記載

* 朱印「藤田組大森鉾山事務所印」を抹消

* 欄外上部に割印B

160 「書簡」

拝啓、益御清迪奉賀候、陳者至極慮外ナル御願ニハ御座候得共、当山水引夫目下欠乏ヲ来シ鉾業上差聞不尠ニ付大ニ募集仕度之処、折柄当節ハ

各村長出頭ノ内ニ付、好時機ナルヲ以テ各村長ニ向ヒ一応稼業上実地ノ工合及賃金額等ヲ談シ、各村長ヨリ村方ヘ奨励被成下候ハ、仕合ノ儀ト相考、社員須田浅市差出申候間、委曲御聞取奉願候、且ツ貴下ヨリモ各村長工此段御序之節御発声ヲ奉願度候、左スレハ各村方ニ於テモ貧民救助ノ一助ニモ可相成儀ト愚考仕候間、御職務外之事ニテ奉恐入候得共、此辺可然奉願上候也

廿六年六月十日

藤岡直藏殿

*欄外上部に割印B

161「依頼」

拝啓、別紙五七五号立木払下代納入告知書及大森支金庫⁽³⁴⁾為換納金領収証書壹葉宛致御回送候間可然御取計被成下度、且右ニ対スル領収証書至急御回報相成度及御依頼候也

廿六年六月十四日

藤田組大森鉦山事務所

浜田支金庫

御中

*藤田組大森鉦山事務所便箋に記載

*欄外上部に割印B

162「書簡」

拝啓、向暑之節ニ御座候処、益々御清適御奉職可被為在奉太賀候、近頃打絶御無沙汰ノミ申上例ノ疎懶御海宥可被成下候、二小生義近来当鉦山ニ従事仕居不相棄、且々消光罷在申候間乍他方御放念可遊候、さて者至極卒爾之至ニ御座候得共、御郡内ニハ新開上ニ於テ見レバ、布哇園^ニ出稼人モ沢山有之、由^レ処当鉦山ニ於テ水引夫沢山要用ニ御座候処、兼ヨリ勞役ニテ尋常ノモノニサハ耐ハ難ク御座候得小勞力ニ耐ワル違者ノモノサレバ強サ貴郡内ニハ布哇園ヘノ出稼人モ随分有之様新聞上ニ於テ承知仕居申間、該水引夫ニ従事セントスルモノ貧賤有之候ハ、使用致シ度、賃金ハ八時間働キニテ賃金廿三錢御座候間并随分労働社会ノ賃金ニハよろしき方ニ御座候、^ニ忠御高見相伺候^濟貧民ニシテ糊口ニモ困却セルモノ等モ有之候ハ、一ハ貴郡内救恤^濟ノ御助ニモ可相成義ト奉存候、依之応募者有之候ハ、社員一名募集方ニ差出シ可申^{二付}間一応御高見相伺候、此段乍卒爾御願申上候、草々

明治廿六年五月卅日

西田挺

大嶋郡長

渡辺渡殿

二伸、水引夫者素人ニテモ只勞力ニ耐フルモノニサヘ有之候ハ、致テ六ツケ敷仕事ニハ無之候

165「通知」

「二乙第九五一号」

安濃郡波根西尋常小学校生徒修学旅行之途次貴所永久部鉦山參觀之義ニ付、本月十一日一乙第八八二号御依頼ニ対シ直ニ承諾ヲ得候処、右ハ来ル廿六日午後參觀致度旨申出候条御承知被下度、此段申遣候也

明治廿六年五月十九日

邇摩安濃郡役所第一課（朱印）

藤田組大森鉦山事務所

御中

* 島根県邇摩安濃郡役所の罫紙に記載

* 朱印「邇摩安濃郡役所第貳課之印」

* 欄外上部に課印で割印

166 「指令」

「指令」一一六四「号」

島根県邇摩郡

大森鉦山稼業人

大坂府平民藤田傳三郎代理

西田挺

明治廿六年五月廿一日石見国邇摩郡大森村字古城山松立木松下願之趣聞
届候条、諸事浜田小林区署ノ指揮ヲ受クベシ

明治廿六年六月三日

広島大林区署長

林務官有田正盛（朱印）

* 広島大林区署の罫紙に記載

* 冒頭の記号番号部分は朱印、号は墨書

* 朱印「林務官有田正盛之印」

* 欄外上部に大林区署の割印

170 謝状

先般修学旅行ノ際ハ意外ナル御優待ヲ承ケ、懇切鄭重到ラサルナク肝銘
ノ至リニ堪ヘス、依テ謝状捧呈候也

明治貳拾六年五月貳拾八日

安濃郡波根西尋常小学校長

竹下濱市（朱印）

同村長

竹下英三（朱印）

藤田組大森鉦山事務所御中

* 波根西村役場用紙に記載

* 村長朱印「島根縣安濃郡波根西村長竹下英三印」

171 鉦業用火薬類買入願

一、火薬百貫目也

右ハ借区線内之諸坑内ニテ支用致シ候ニ付、大坂市東区淡路町三丁目百
五拾五番屋敷通山タマ方ニテ買入、拙者所有之火薬庫へ貯蔵シ其時々支^使
用致度候間、免許証御下付被成下度、此段奉願上候也

大森鉦山稼業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年七月五日

大原順之助（朱印）

大森警察署長

警部中山門殿

* 無名の罫紙に記載

* 文書頭欄外下に扣への記載
* 欄外上部に割印B

172 「照会」

「大乙第一三八号」

曩キニ明治廿六年度本村費ノ内へ金員寄贈ノ義申出相成○候所未^居タ納付
無之、支出上ノ都合モ有之候条至急納金ニ預リ度此段及御照会候也

明治廿六年六月廿七日

邇摩郡大國村役場（朱印）

藤田組大森鉦山事務所

御中

* 無名の役場用紙に記載
* 朱印「島根縣邇摩郡大國村役場印」
* 欄外上部に役場印で割印

173 納付証

一、金拾五円也

右当鉦山内へ寄留ノ諸職工ニ対シ諸税金トシテ毎月五円宛寄贈ノ段契約
仕候、廿六年四、五、六ノ三ヶ月分トシテ前書ノ通納付仕候也

明治廿六年六月廿八日

藤田組大森鉦山事務所

大國村役場

御中

* 藤田組大森鉦山事務所の罫紙に記載
* 冒頭欄外に朱印「稗印」
* 欄外上部に役場で割印

174

寄留届

山口県長門国阿武郡萩町大字

熊谷町第六拾三番屋敷平民

戸主 金子十兵衛

安政貳年二月廿一日生

仝人妻よし

明治五年一月十日生

仝人次男初熊

明治廿六年一月三日生

右ハ今般島根県石見国邇摩郡大國村貳百四拾六番屋敷ノ六へ寄留仕候
間、此段家主連署ヲ以テ御届仕候也

右

明治廿六年七月七日

金子十兵衛

家主

藤田組事務所

大國村長

中村狷藏殿

* 無地白紙に記載

175 「依頼」

拜啓、貴殿へ兼テ預金之内受取ノ為今廿四日付第五拾号金壹千円之仮領収証壹葉預金六千五百円之内
第二回帳目ニ対スル分ヲ以今朝可受取筈之処該証書昨夕紛失致候ニ付、仮令何人該証書ヲ持参候共現金一切御渡方無之候様御頼申候、依之該証書ハ反古トナシ取消シ可申ニ付此段御了承被成下度候也

藤田組事務所

熊谷信常殿

追該証書ハ反古トナシ事以上

左文御承知候段ヲ乍御手数一筆御回答可被成度候也、尚又該証書ヲ以テ万一受方請求致シ候者有之候ハ御渡候方無之前直ニ当所へ御通知奉願候

* 藤田組大森鉦山事務所便箋に記載

* 欄外上部に割印 B

177 「依頼」

「大乙第一四六号」

客年七月郡訓令一第三八号ニ依リ郡内特有物産調査上入用ニ候条、貴鉦山製造ニ係ル金銀銅其他左ノ表式ニ倣ヒ明十三日迄ニ当役場へ御差出相成度、此段申進候也

明治廿六年七月十二日

大國村役場（朱印）

藤田組鉦山

事務所御中

* 無名の役場用紙に記載

* 朱印「島根縣迦摩郡大國村役場印」

* 欄外上部に役場印で割印

178 「届」

当鉦山内ニ於テ別紙略図之通職工長屋拾式棟建設致候間、此段御届致シ候也

藤田組大森鉦山事務所

大國村役場

御中

明治廿六年七月十七日

* 藤田組大森鉦山事務所便箋に記載

* 本文後段に朱印「稗印」

* 欄外上部に割印 B

179 「職工長屋一覽表」

種別	桁行	梁行	坪数
老号 長屋	拾壹間半	貳間半	貳拾八坪 七合四勺
貳号 全	拾間	貳間半	貳拾五坪
三号 全	九間	四間	三拾六坪
四号 全	拾間半	四間	四拾貳坪
五号 全	拾間半	四間	四拾貳坪
六号 全	拾間半	四間	四拾貳坪
七号 全	九間	四間	三拾六坪
八号 全	拾六間	四間	六拾四坪
九号 全	拾五間	四間	六拾坪
十号 全	拾間半	四間	四拾貳坪
十一号 全	拾間半	四間	四拾貳坪

右の通二候也

安富

藤本様

* 藤田組大森鉦山事務所の罫紙に記載

181 鉦業用火薬類買入願

一、火薬百貫め 通山たま方

一、ジェリグナイト三拾貫め 栗屋品三方

一、雷管三千発

右八借区線内ノ諸坑内ニテ使用致シ候ニ付、大坂市免許商人ヨリ買入拙

者処有ノ火薬庫へ貯蔵シ其時々^{（使）}支用致度候間、免許証御下付被成下度、
此段奉願上候也

大森鉦山稼業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

明治廿六年八月二日

大森警察署長

警部中山門殿

* 欄外上部の二か所に割印 B

182 運搬許可証返納届

一、火薬百貫め七月三十日到着致候ニ付、別紙第六老四号運搬許可証返
納致候也

明治廿六年八月二日

大森鉦山稼業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

* 藤田組大森鉦山事務所便箋に記載

* 欄外上部に割印 B

184 「通知」

前内務大臣子爵品川彌二郎君、今般出雲大社参拝ノ上來ル十五日大森着泊ニ付、地方有志ヨリ殖産上ノ談話有之様請求候処速ニ承諾相成、十六日午前八時ヨリ同地ニ於テ開会相成有志者勧誘之義発起者ヨリ申出候条、精々御操合御参聴相成ハ、将来ノ裨益不尠義ト存候ニ付、御勧誘旁及御通知候也

明治廿六年八月十四日

大田村長中村狷藏（朱印）

大森鉦山藤田組事務所

御中

*無名の役場用紙に記載

*朱印「中村」

*冒頭欄外に朱印「梃印」

186 運搬許可証還納届

一、火薬百貫目

一、ジェリグナイト三拾貫目

右ハ本月十七日到着致候ニ付、別紙第七三〇号并ニ第七三二号運搬許可証式葉還納致候也

明治廿六年八月十九日

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長中山門殿

*藤田組大森鉦山事務所の罫紙に記載

187 納税代理人御届

邑智郡君谷村大字君谷

三浦萬二郎

右ハ私義御部内君谷村ニ於テ土地処有罷在候ニ付、該土地ニ係ル納税ハ前記之人名ヲ以テ代理為致候ニ付、連署ヲ以テ此段御届申上候也

大坂府東区今橋式丁目壹番屋敷

藤田組頭取

藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百九拾番地

明治廿六年八月

大原順之助（朱印）

邑智郡君谷村大字君谷

代理人 三浦万二郎

邑智郡君谷村役場

御中

*無名の罫紙に記載

*文書頭欄外に「○備考後見人山根善一郎（但三浦万二郎）（未了者ニ付）」と記載

*大原順之助の部分に張り紙下に牧相信の記載あり

188 「照会」

「大乙第一八三号」

本村大字大田字柑子谷ヨリ大森村へ通スル里道、貴鉦山永久部構内外ニ関スル箇所変更願ノ件其筋へ出願候処、不完全ノ廉有之付箋却下相成訂正ヲ要シ候ニ付、調査主任者ニ相尋度ニ付、実測野帳ヲ始メ関係書類悉皆携帶來ル廿五日午前当役場へ出頭相成候様御取計有之度、此段及照会

候也

明治廿六年八月廿三日

大國村役場（朱印）

大森鉾山

藤田組事務所御中

*無名の役場用紙に記載

*欄外冒頭に朱印「梃印」

*朱印「島根縣迹摩郡大國村役場印」

*欄外上部に役場印で割印

189
「依頼」

「大乙第一九九号」

那賀郡江津村^{尋常高等}小学校生徒六拾名許り修学旅行トメ貴鉾山ノ結構觀覽
ヲ目的ニ本月拾四日ヨリ廿日頃迄ニ出発罷越候ニ付、通常參觀人ノ例ニ
依ラス特別ノ待遇³⁶ニ預リ度旨ヲ以テ紹介方本日該村長ヨリ依頼越候条右
御了知宜敷御詮議ニ預リ度、乍御手数御諾否報道之都合有之ニ付折返何
分ノ御報ニ接度、此段得貴意候也

明治廿六年九月八日

大國村長中村狷藏（朱印）

大森鉾山藤田組事務所御中

*無名の役場用紙に記載

*朱印「島根縣迹摩郡大國村長中村狷藏之印」

*欄外上部に割印「島根縣迹摩郡大國村役場印」

190
「案内」

拝啓

郷社石見八幡宮³⁷大祭来ル十四日晚ヨリ翌十五日へ古例之通り執行可致候
間、当日御一同御参拝有之度、此段及御案内候也

右社氏子惣代

尾川利三

廿六年九月八日

菅森源右衛門

安井好尚（朱印）

藤田組鉾山

事務所御中

*西阜堂の罫紙に記載

*朱印「安井」

*欄外上部に割印

191
「依頼」

古例之通り郷社石見八幡宮大祭執行いたし候ニ付、貴山ヨリ当日御串御
奉納有之候様御配意被成下度、此段及御依頼候也

右社氏子惣代

尾川利三

菅森源右衛門

廿六年九月八日

安井好尚（朱印）

藤田組鉾山

事務所御中

*西阜堂の罫紙に記載

*欄外上部に割印

192 鉱業用火薬類買入願

一、火薬貳百貫目

東区淡路町三丁目百五十五番屋敷

一、ジエリグナイト三拾貫目

通山たま方
西区京町堀五丁目

一、電管三千発

栗屋品三方

右借区線内ノ諸坑内ニテ支用^{ニ付}致候ニ付、大坂市免許商人ヨリ買入拙者処有之火薬庫へ貯蔵シ其時々支用^{ニ付}致度候間、免許証御下付被成下度奉願候也

大森鉾山稼業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年九月十日

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

*藤田組大森鉾山事務所の罫紙に記載

*冒頭欄外に朱書「扣」

*通山たま、栗屋品三の上方欄外ニか所に割印B

193 運搬許可証還納届

一、火薬百貫目

一、ジエリグナイト三拾貫目

右ハ昨廿一日到着致候^{ニ付}別紙第二四三号并ニ八三〇号運搬許可証式葉還納致候也

明治廿六年九月廿二日

大森鉾山稼業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

*藤田組大森鉾山事務所の罫紙に記載

*冒頭欄外に墨書「扣」

194 荷積車新調御届

一、荷積車 壹輛

但大八車

右新調仕候間御検印相成度、此段及御届候也

明治廿六年九月廿二日

大森鉾山稼業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

島根県知事大浦兼武殿

*藤田組大森鉾山事務所の罫紙に記載

195 坑業用火薬類運搬願

一、火薬 三拾貫目

一、ジエリグナイト 四貫目^六

一、雷管 五百発

但火薬ハ樽入筥包縄結三個ジエリグナイト^{及雷管ハ箱入箱入雷管}

運搬線路

明治廿六年九月廿三日午後^{前七時}島根県石見国邇摩郡大園村藤田組火薬庫

より出荷、全年全月全日全郡仁万村鎌田健二郎方ヲ経テ全県出雲国神門

郡鷺港塩田萬一船永幸丸ニ積入、^{同日午後一時}翌廿三日午前七時仁万浦出帆海上全県

全国鷺港ヲ経テ、全月廿四日午後六時全県全国全郡鶴峠鉾山藤田組出張

処火薬仮貯蔵所へ至ル^五

右ハ当大森鉾山藤田組火薬庫へ貯蔵ノ内^前記ノ線路ヲ経テ鶴峠鉾山坑業

用トシテ同鉾山へ運漕致度候間、運搬証御下付被下度、此段奉願候也

島根県石見国邇摩郡大森村
大森鉾山鉾業人

明治廿六年九月廿二日

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

*藤田組大森鉾山事務所の野紙に記載

201 御届

大森鉾山藤田組事務所詰

大原順之助

自今諸願伺届書ニ付右両名ノ内ヲ以拙者ノ代理為致候間、此段御届申上
候也

明治二十六年九月

大坂市東区今橋二丁目壹番屋敷

藤田組頭取

藤田傳三郎

島根県知事大浦兼武殿

〔県庁内務部
届ケ（郵便ニテ）〕

邇摩郡大園村長中村狷藏殿

邇摩郡大森村長福井栄輔殿

各通

邇摩郡長藤岡直藏殿

大森警察署長中山門殿

〔廿六年九月廿三日 届書進達セリ〕

*藤田組大森鉾山事務所の野紙に記載

202 鉾業用火薬類買入願

一、火薬式百貫匁

右借区線内ノ諸坑内ニテ使用致度候ニ付、大坂市西区京町堀五丁目免許
商栗谷品三方ニテ買入拙者所有ノ火薬庫へ貯蔵シ其時々ニ使用致度候
間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

大森鉾山稼業人

藤田傳三郎代理

明治廿六年九月廿五日

大原順之助（朱印）

大森警察署長

警部中山門殿

西田 稔

* 藤田組大森鉾山事務所の罫紙に記載
* 欄外上部に割印B

203 御届

当事務所宛及当事務所肩書アル宛名ノ電信ハ、爾後総而大森村北林兼司
方へ御配達相被成下度、此段御届申上候也

明治廿六年九月廿四日

邇摩郡大國村

藤田組大森鉾山事務所

大森電信郵便局御中

* 藤田組大森鉾山事務所の罫紙に記載
* 欄外上部に割印B

藤田組規則類

1 「通知」
号外

本店ノ規則并各部各種ノ規程ニシテ社員雇員一般ニ遵守スヘキモノハ其制定又ハ改正等ニ際シ之ヲ告知スルハ通常事務取扱ノ告知書ト區別シ規則告知ノ番号ヲ定メ（規ノ一字ヲ略符トス）取締課ヨリ之ヲ告達スヘシ本店各課主管ノ件ニシテ事務取扱ノ順序ヲ定メ又ハ規則定例ニ照シテ処分スヘキモノハ各課通牒ノ番号ヲ定メ（各課ノ頭文字ヲ用ユ）其主務課ヨリ告知又ハ照会スヘシ
右之通相定メ候事

明治廿一年七月二日

藤田組取締課

2 「名称規程」
規第壹号

本組所轄ノ鉾山中事業ノ景況ニ随ヒ左ノ區別ヲ以テ其名称ヲ定ム

鉾山事務所

所轄鉾山ニシテ独立營業シ収益ノ目的確立セシモノ又ハ興業中ニテ未タ營業トナス能ハサルモ鉾況既ニ確認スルニ至リタルモノ

鉾山出張所

所轄鉾山ニシテ専ラ探鉾ニ従事シ或ハ一時独立營業スルニ足ルモ鉾況未タ確認スルニ至ラサルモノ

右頭取ノ裁可ヲ經本組ノ規程ト相定候事

明治廿一年七月二日

藤田組取締課

3 「鉾山事務所通則」
規第貳号

鉾山事務所通則頭取ノ裁可ヲ經別紙ノ通相定メ藤田組職務規程中鉾山所ノ部ハ相廢シ候事

但年度ニ關係アル事件ハ廿壹年十月ヨリ實施ノ積リニテ準備ヲナシ又第拾貳条鉾山事務所附則ハ遅クトモ廿一年八月中迄ニ編製シ本店ノ認可ヲ受クヘシ

明治廿一年七月二日

藤田組取締課

鉾山事務所通則

第一条 各鉾山事務所ニ所長壹名ヲ置キ該山ニ關スル一切ノ事務ヲ總理セシム時宜ニヨリ技術部長事務部長ヲ置キ各其事務ヲ分掌セシムルヲアル可シ

第二条 所長ハ頭取ノ訓令ニ從ヒ所屬職員ヲ指揮シ該山一切ノ事務ヲ總理セシム其權内ノ事項ハ之ヲ專決シ頭取ニ對シテ總テ其責ニ任スヘシ

第三条 所長ハ課長以下ノ職任ヲ授ケ所屬職員ノ勤怠ヲ視察シ各其本務ヲ尽サシムヘシ

第四条 課長以下社員ノ進退黜陟ハ所長ノ意見ヲ具シテ頭取ニ稟請シ雇員以下ハ其意見ヲ以テ之ヲ專行ス可シ

第五条 鉾山事務所ニ於テハ每半季ニ収支予算表ヲ調製シ頭取ノ裁可を経テ之ヲ實施スヘシ

第六条 鉾山事務所ニ於テハ毎月々表ヲ以テ營業上ノ収支ヲ本店ニ報告シ每半季ニ決算報告書ヲ編製シテ本店ノ検査ヲ受ク可シ

第七条 所長ハ毎月事業ノ景況ヲ本店ニ報告シ且毎年度末ニ於テ一周

「業」
年間事務ノ功程事務ノ顛末ヲ輯録シ之ヲ本店ニ報告スヘシ
第八条 毎年三月本店ニ於テ總會ヲ開キ所長ヲ招集シテ各鉾山ノ予算
ヲ商議シ其他必要ノ条件を討議セシム可シ

第九条 所長ハ本店ノ許可ヲ得ルニアラサレハ自ラ關係部外ノ地ニ旅
行スヘカラス其所屬職員ヲ各地ニ派遣スルハ所長ノ命スル所
ニ依ル

第十条 所長關係部外ヲ旅行スルハ上席職員ヲシテ其事務ヲ代理セ
シメ之ヲ本店ニ報告シ其帰任スルハ其代理ヲ解キ亦之ヲ本
店ニ報告スヘシ

第拾壹条 各鉾山事務所ノ會計法ハ別ニ定ムル規則ニ從フ可シ

第拾貳条 各鉾山事務所ニ於テハ該山ノ情況ニ随ヒ自ラ鉾山事務所附則
ヲ編製シ本店ノ認可ヲ得テ之ヲ施行スヘシ

4 「鉾山出張所規程」 規第三号

鉾山出張所規程頭取ノ裁可ヲ經別紙ノ通改定候事

但規則中明文ナキモノハ其事由ヲ具シ本店ノ認可ヲ經テ施行ヲ經テ施
行スベク且第五条ノ出張所附則ヲ編製セントスルモノハ遅クトモ廿一
年八月迄ニ本店ノ認可ヲ受クヘシ

明治廿一年七月二日

藤田組取締役

鉾山出張所規程

第一条 各鉾山出張所ニ於テハ主務一名ヲ置キ頭取ノ訓令ニ從ヒ一切ノ
事務ヲ整理セシム

但主務ヲ置クト雖モ時宜ニヨリ本店或ハ近傍鉾山ヨリ管理セ
シムルヲアルヘシ

第二条 鉾山出張所ニ於テハ事務取扱ヒ會計整理法ハ専ラ簡略ヲ主トシ
勞費ヲ節減スルヲ旨トスヘシ

第三条 鉾山出張所ノ會計法ハ別ニ定ムル規則ニ從フ可シ

第四条 鉾山出張所ニ於テハ家屋ヲ建築シ器械ヲ購求シ其他新タニ工事
ヲ起サントスルハ其都度本店ノ許可ヲ受ク可シ

但予算中ニ編入シ得ヘキモノハ此限ニアラス

第五条 各鉾山出張所ニ於テハ該山ノ情況ニ随ヒ自ラ出張所附則ヲ編製
シ本店ノ認可ヲ得テ之ヲ施行スルヲ得

5 「鉾山巡視規程」 規第四号

鉾山巡視規程頭取ノ裁可ヲ經別紙ノ通相定メ鉾山監督規程廃止候事

明治廿一年七月二日

藤田組取締役

鉾山巡視規程

第壹条 頭取ハ本店社員ニ訓令ヲ授ケ定時又ハ臨時ニ所轄鉾山ヘ派遣シ
其事業并ニ會計ヲ巡視セシム之ヲ巡視員ト称ス

第貳条 鉾山巡視員ハ各鉾山ニ於テ頭取ノ訓令ニ背クヲナキヤ否及ヒ規
則ニ違フヲナキヤ否ヲ精査シ其実況ヲ頭取ニ報告シ併セテ其意
見ヲ具申スヘキモノトス

第叁条 鉾山巡視員ハ事業ノ進歩會計ノ整理上ニ就キ該所長或ハ主務ニ
対シ直ニ其意見ヲ述フルヲ得

第四条 鉾山巡視員ハ鉾山ノ常務ハ勿論所長或ハ主務権内ノ事柄ニ干涉

ス可ラス又之ニ対シテ訓令ヲ為スノ権ナキモノトス

第五条 鉾山巡視員ハ本店詰ノ社員ニ限ラス頭取ノ意見ニヨリ各鉾山事

務所員ヲシテ他ノ鉾山ヲ巡視セシムルヲアル可シ

第六条 各鉾山職員ニシテ該山事業ノ利害得失ニ付意見ヲ有スルモノハ

巡視員巡視ノ際直接ニ陳述スルヲ得

* 1〜5は無地白紙に謄写印刷された縦帳（山中家文書11・1・7）

* 表紙はなく、各文書が袋とじて綴られている。

* 1の右下方に朱印「山中」、文末左上に朱印「藤田組大森鑛山所印」

6 「改正旅費規程」

規第五号

旅費規程頭取ノ裁可ヲ経別紙^{〔冊〕}ノ通改正、明治廿一年十月一日ヨリ実施候

事

明治廿一年七月二日

藤田組取締役

藤田組規則第十一章改正（明治廿一年十月一日ヨリ実施）

第十一章 旅費規程

第一項 社員雇員社用ヲ以テ各地へ出張スル時ハ其等級ニ随ヒ旅費定

則ニ依リテ旅費ヲ支給ス

但重役ノ旅費ハ総テ実費ヲ支出スヘシ

第二項 旅費定則名称等級表左ノ如シ

旅費等級	名	社員等級	称	汽車賃	全手当	郵便飛脚船	全船中手当	小蒸氣船	全船中手当	車馬賃	一里里程ニ付	滞在日当	宿泊料	日帰手当
				中等	汽車賃ノ全額	上等	船賃ノ式割	上等	船賃ノ五割	二十三銭	一元	一元	一元	八十銭
一等	二級	三級	四級	中等	全九割	中等	全三割	上等	全四割	廿銭	八十銭	六十銭	六十銭	七十銭
二等	五級	六級	七級	中等	全八割	中等	全三割	中等	全三割	十七銭	五十銭	五十銭	五十銭	六十銭
三等	八級	九級	十級	下等	全金額	下等	全三割	中等	全三割	十三銭	四十銭	四十銭	四十銭	五十銭
四等	十一級	十二級	十三級	下等	全金額	下等	全三割	下等	全三割	十銭	三十銭	三十銭	三十銭	四十銭
五等	十四級	十五級	十六級	下等	全八割	下等	全二割	下等	全二割	八銭	二十五銭	二十五銭	二十五銭	三十銭
六等	十七級	十八級	十九級	下等	全八割	下等	全二割	下等	全二割	八銭	二十五銭	二十五銭	二十五銭	三十銭
七等	二十級	二十一級	二十二級	下等	全八割	下等	全二割	下等	全二割	八銭	二十五銭	二十五銭	二十五銭	三十銭

〔1〕 汽車旅行ニハ表面ノ汽車賃実費并汽車手当ヲ給シ汽船旅行ニ

ハ表面ノ汽船賃実費并ニ其船中手当ヲ給ス

〔2〕 汽車汽船中ノ宿泊ニハ宿泊料ヲ給セス然レモ其発車出帆時刻

ノ都合ニヨリ旅亭ニ宿泊スルモ前頭諸費ノ外宿泊料ヲ給ス

〔3〕 陸路旅行ニハ里程ニ応シテ表面ノ車馬賃ヲ給シ尚ホ宿泊ノ数

ニ依テ宿泊料ヲ給ス

〔4〕 一日以上滞在スルモハ滞在費ヲ給シ滞在ノ促宿泊スルモハ滞

在日当及宿泊料ヲ併セ給ス但滞在日当ハ目的ノ地ニ到着セシ

翌日ヨリ起算スルモノトス

〔5〕 近傍出張等ニテ滞在宿泊セサルモハ車馬賃ノ外日帰手当ヲ給

シ汽船汽船ノ旅行ハ一日間ニ往復スルモ日帰手当ヲ給セス

〔6〕 滞在日当及宿泊料ハ出張員ニ限り之ヲ給シ在勤員ハ之ヲ給ス

ルノ例ニアラス

- 「7」一 滞在地ヲ転セスシテ測量又ハ工事ノ為メ凡三里六里未滿ノ路程ヲ巡視又ハ往復スルハ車馬賃及日帰手当ヲ給セス滞在地当ニ五割ヲ増給ス
- 「8」一 表面ノ旅費ハ片道三里（往復六里）以上ノ旅費ニ対シテ之ヲ給スヘシ
- 「9」一 一日間旅程ノ端数里程拾八丁以下ハ切捨トシ以上ハ壹里ニ算ス其旅程数日ニ渉ルモノハ切捨ノ端数ヲ通算スヘシ
- 第三項 旅費ハ旅行中一切ノ費用ニ充ツルモノニシテ食料運賃其他雜費等總テ之ニ含有ス
- 第四項 旅行中社用ノ電信郵便及ヒ欠ク可ラサル交際ノ費用ハ其事由ヲ詳記シ領収証ヲ添ヘ請求スルニ於テハ社費ヲ施^以テ之ヲ支弁ス可シ
- 第五項 小使下男旅費ハ汽車賃及船賃ハ七等ニ準シ車馬賃滞在日当宿泊料等ハ第七等ニ壹割ヲ減シ支給スヘシ
- 但第七項第十三項第十五項ハ適用スルノ限ニアラス
- 第六項 急事ヲ以テ出張ニ当リ昼夜ヲ兼ネ二人曳ノ腕車ヲ命スル等ノ急行ハ車馬賃ノ五割増ヲ支給ス
- 第七項 峻阪險路或ハ車馬ナキ僻地ニ臨ムハ該道程ニ応シ車馬賃ノ式割ヲ増給スヘシ
- 第八項 旅行中大雪洪水等ニ際シ臨時費用ヲ要スル時ハ車馬賃ヲ給セス別ニ其實費ヲ支給スヘシ然ルハ其受取証ヲ要ス
- 第九項 出張ニ当リ社用荷物ヲ携帶シ別ニ人夫ヲ要スルニ於テハ旅費ノ外運搬ノ実費ヲ給ス然ルハ支払額ノ受取証ヲ要ス
- 第十項 商事ノ都合ニ依リ旅費ハ実費ヲ支給スルヲアルヘシ、然ルハ其支払額ノ受取証ヲ要ス
- 第十一項 出張ニ当リ自己ノ都合ニヨリ重役又ハ各部長ノ許可ヲ得テ迂

- 第十二項 路延滞スルハ其日数里程ハ旅費支給ノ数ニ加算セス最近路最短日数ノ旅費ニ当ル金額ノミヲ給ス
- 第十三項 汽船又ハ汽車便アル地方へ出張ニ当リ自己ノ都合ニヨリ重役又ハ各部長ノ許可ヲ得テ陸行スルトモ陸路ノ旅費ヲ給セス汽船^{又ハ}汽車旅行ノ例ニヨル
- 第十四項 各地在勤又ハ転勤ニ当リ家族ヲ提携スルハ（社員ニ限り）家族人別移転料トシテ家族ノ数ニ応シ七等旅費ヲ給ス然レハ小兒滿四歳迄ハ之ニ加ヘス
- 但五級以上ハ此時ニ限り従者壹人アルモノト見做シ下男ノ旅費ヲ加給ス
- 第十五項 新タニ雇聘スル社員ニシテ優待スヘキモノ又ハ特殊ノ技芸ヲ有シ他ニ之ヲ得ヘカラザルモノハ其現住地ヨリ任地迄ノ旅費ヲ新任等級ニ依リ支給スヘシ
- 但家族ヲ携帶スルモ家族移転料ハ之ヲ給セス
- 第十六項 各地在勤ニ当ル時ハ其地支店出張所其他ノ構内ニ止宿ス可シ若止宿成リ難クシテ他宿スル者ハ到着ノ翌日ヨリ起算シ三十日間滞在日当宿泊料ヲ給ス但三十日以内ニ甲ヨリ乙ニ転スルモノハ甲乙通算シ其支給額ハ三十日ヲ超過スヘカラス
- 第十七項 各地在勤ヲ命スル者ト雖出張所ノ設置ナキ場合ニ於テハ出張員同様滞在日当及宿泊料ヲ給シ出張所開設後（仮設ト雖）ハ前項ニ倣ヒ三十日ヲ限り滞在日当宿泊料ヲ廢ス
- 第十八項 各部ニ於テハ其關係部内ノ旅費ニ対シ旅費定則ノ二割以内ヲ減シ別ニ其規則ヲ定ムルヲ得
- 但部内ノ区域ハ各部ニ於テ予メ之ヲ定メ置ク可シ
- 各部間渉ノ事柄ニ付本店又ハ他部ノ社員雇員旅行スルハ其旅費ハ該主務ノ各部ニ於テ之ヲ負担スヘキモノトス

但二部以上ニ関渉スルハ其負担ノ割合ハ其主務部ト出張員トノ協議ヲ以テ之ヲ定ム可シ

第十九項 甲部ヨリ乙部ヘ転勤スル者ノ旅費ハ乙部ニ於テ之ヲ負担スヘ

キモノトス

第廿項 外国旅費ハ其用向ニ依リ臨時協議シ別ニ之ヲ定ムルモノトス
第廿一項 旅費ハ出発前往復里程及滞在日数ノ予算金額ヲ受取り置キ帰着後五日以内ニ旅行日記ヲ添ヘ旅費計算書ヲ出シ過不足ノ決算ヲ為スヘシ

(貼紙)
第十七項ニ依リ関係部内旅費割減

一、五里以内 壹割五分引

一、五里以上拾里以内 壹割引

一、拾里以上 五歩引

*無地白紙に謄写印刷された縦帳(山中家文書11-1-6)

*表紙は無く、袋とじされている

*一枚目右下に朱印「山中」、通知文に朱印「藤田組大森鑛山所印」

*第八項の左に「第九項脱落ニ付下へ出ス」と朱書され、末尾に当該条文が朱書されているが、便宜的に本文中に翻刻文を挿入した。

7「社員死傷手当規則并諸工夫死傷手当規則」

規第六号

社員死傷手当規則并諸工夫死傷手当規則頭取ノ裁可ヲ経別冊ノ通改正明治二十一年七月一日ヨリ実施候事

明治二十一年七月二日

藤田組取締役

社員死傷手当規則

第一条 社員社務ノ為メ死歿若クハ負傷シタルハ本則ニ依リ弔祭料療養料又ハ手当金ヲ給与スヘシ

第二条 弔祭料ハ死歿者ノ月俸式ヶ月分ヲ給与スヘシ

第三条 療養料ハ負傷ノ当日ヨリ診察料手術料及薬価并総テ実費ヲ給与スヘシ

第四条 死歿者ニ遺族アリ他ニ之ヲ保育スル者ナキハ手当金トシテ本人月俸四ヶ月分ヲ給与ス

但保育スル者アルモ生計上非常困難ナルヲ認ムルハ其實際ノ情状ヲ酌量シ本文ノ金額ヨリ多カラサル手当ヲ給与スルヲアルヘシ

第五条 負傷ノ為メ遂ニ全ク廢疾不具トナリタル者ハ左ノ區別ニ従ヒ手当金ヲ給与スヘシ

第一 四肢五管ノ機能ヲ失ヒ終身自営ノ途ヲ失シタル者ハ本人月俸四ヶ月分ヲ給与ス

第二 一肢以上機能ヲ失ヒ自己専門ノ業務ヲ採ル能ハザル者ハ本人月俸三ヶ月ヲ給与ス

第三 自己専門ノ業務ヲ採リ得ルト雖モ一肢以上ノ機能ヲ失ヒ充分ナル動作ヲナシ能ハザル者ハ本人月俸二ヶ月分ヲ給与ス

第六条 月給雇員日給雇員社務ノ為メニ死歿若クハ負傷シタルハ本則ニ従ヒ第九条ニ掲ケタル支給額ノ八割ヲ給与ス

第七条 五ヶ年以上勤続ノ社員(雇員ヨリ社員ニ登リタルモノハ勤続年限ヲ通算ス)在職中病死セシ者ハ社務ノ為メニアラスト雖モ弔祭料トシテ本人月俸一ヶ月分ヲ給与スヘシ

但五ヶ年未満ノ者ハ八月俸ノ半ヶ月分ヲ給シ一ヶ年未満ノ者ハ之ヲ

給セス

第八条 七ヶ年以上勤続ノ雇員在職中病死セシ者ハ社務ノ為メニアラスト雖弔祭料トシテ本人月給一ヶ月分ヲ給与ス

但七ヶ年未満ノ者ハ^{〔俸給〕}月俸ノ半ヶ月分ヲ給シニヶ年未満ノ者ハ之ヲ給セス

第九条 社員月俸拾円ニ滿タザル者ハ総テ拾円ヲ給スニヶ月分以上モ亦之ニ準ス

諸工夫死傷手当規則

第一条 本社各工場ニ使役スル諸工夫操業^上中死傷スルハ本則ニ依リ手当ヲ給与ス

第二条 手当ノ等級ヲ分テ左ノ四等トス

第一等

即死或ハ重傷死ニ至ルモノ

第二等

重傷死ニ至ラズト雖モ廢疾不具トナリ全ク自営ノ途ヲ失スルモノ

第三等

一部ノ不具トナリ專業ヲ営ムヲ能ハズト雖モ自己ノ用ヲ弁スルモノ

第四等

身体ノ毀傷全ク旧復セサルモ猶ホ自己専門ノ業ニ従事シ得ル者及ヒ治療ヲ得テ旧ニ復スルヲ得ルモノ

第三条 手当金ハ扶助料、葬祭料療養料ノ三種ニ分チ左ノ「方」法ニ依テ之ヲ給与ス

第一項 尅等手当ハ扶助、葬祭、療養ノ三料ヲ給シ式等及三等手当ハ扶助料並療養料ヲ給シ四等手当ハ療料^{〔養脱カ〕}ノミヲ給ス

第二項 扶助料ハ死傷者ノ父母妻子ニ従来其者ニ依リテ生活ヲナセシ

36

ニ死傷後他ニ之ヲ保育スルモノナキ場合ニ限り之ヲ給与ス但保育スルモノ之アルモ生計上非常ニ困窮ナルヲ認ムルハ其實際ノ情状ヲ酌量シ規定ノ範圍内ニ於テ相当ノ額ヲ給与スルヲアルベシ

第三項 死歿者ノ遺族其他ニ之ナキトキハ其葬祭料療養料ハ身元引請人ニ給シ葬祭[□]ノ費用ニ充テシムベシ

第四項 即死療治ヲ經サルモノハ其療「養」料ヲ給セス又療養中全ク他ノ病症ニ依リテ死スル者ハ扶助料及葬祭料ヲ給セス

但其「病」根操業上ノ負傷ヨリ併發スルモノハ此限ニアラス

第四条 工夫頭操業上死傷スルハ本則手当表ノ五割ヲ増与シ工夫頭見習ハ同三割ヲ増与スヘシ

第五条 死傷者アルトキハ主課掛員直チニ臨場シ其原由輕重等ヲ檢察シ所長ニ報告スベシ所長ハ該報告ト医員ノ診斷書ヲ審査シ左表ニ照シ手当ヲ給与スヘシ

但死傷[□]原因本人ノ過失ニ出スルモノハ表面金額ノ二分ノ一ヨリ多カラザル範圍内ニ於テ所長ノ見込ヲ以テ相当ノ手当ヲ給与スルヲアルベシ

死傷者手当表

事項	尅等	式等	三等	四等
扶助料	四拾円	四拾円	三拾円	〇
葬祭料	拾円	〇	〇	〇
療養料	自己賃金ノ二割減ニテ死ニ至ル迄給与ス但療養數月ヲ經過スル者ハ一百日ヲ限り給与ス	自己賃金ノ二割減ニテ七十日以内之ヲ給与ス	自己賃金ノ二割減ニテ五十日以内之ヲ給与ス	自己賃金ノ二割減ニテ三十日以内之ヲ給与ス

第六条 前条療手当ノ外診察料手術料及薬価ハ実費額ヲ給与スベシ

第七条 負傷ノ為メ其業務ニ腹スル^⑧能ハズ退職願出帰郷ノトキハ旅費

規則ニ依リ旅費ヲ給与スヘシ

第八条 負傷者医師ノ診ニヨリ近傍病院或ハ温泉所在ノ地又ハ転地療養

セサルヲ得サル場合ハ該地ヘ護送実費ヲ給与スヘシ

第九条 負傷者自己ノ勝手ヲ以テ主任者ヨリ指定シタル医員ノ治療ヲ受

ケサルハ其療養料ヲ給セス

*無地白紙に謄写印刷した縦帳（山中家文書11-1-2）

*表紙は無く、袋とじで綴られている

*一枚目下方に朱印「山中」、同上方に朱印「藤田組大森鉱山所印」

8 藤田組大森鉱山所附則

（表紙）「藤田組大森鉱山所附則」

（表紙見返） 第壹章 総 則

第貳章 職制及職権

第參章 賞 罰

第四章 宿直及当直

第五章 注意及禁戒

第六章 書 例

第七章 雜 則

第壹章 総 則

第壹条 当鉱山所ハ島根県下石見国邇摩郡大森鉱山ノ事業ヲ行フ所ニシテ藤田組大森鉱山所ト称ス

第貳条 当鉱山所ハ固ヨリ本店ノ規則及職務章程ヲ遵守スルモノナリト

雖^⑨右ハ大要ヲ示スノミナルカ故ニ此附則ヲ製シ本則ニ併セテ履行スルモノトス

第參条 本店ノ規則及職務章程中此附則ト抵触スルモノハ附則ノ方ヲ実用シ又附則中明文ナキモノハ所長臨機調理スヘシ

第四条 此附則中各章ニ於テ諸制規ヲ定ムト雖^⑩時宜ニ依テ変更修正スル^⑪アルヘシ

第貳章 職制及職権

第五条 本所ノ職員ヲ區別シテ社員及雇員ノ二種トス藤田組頭取ヨリ辞令書ヲ受タルモノヲ社員ト称シ所長ヨリ受タルモノヲ雇員ト称ス

第六条 本所ノ職科ヲ分チテ二部トシ部中ニ各課ヲ置キ又課中ニ各掛ヲ置ク即左ノ如シ

技術部

採鉱課 開坑掛 採鉱掛 撰鉱掛

精鉱課 製煉掛 分拆掛^⑫

工作課 土木掛 器械掛 測量掛

事務部

庶務課 書記掛 雜務掛

會計課 計算掛 出納掛

用度課 購買掛 倉庫掛

第七条 技術部ハ採鉱、精鉱、工作ノ三課即当鉱山技術ニ係ル一切ノ事ヲ總括執行シ之ニ関スル予算書及現況報告書ヲ調製シ以テ事務部ニ

廻附ス

第八条 採鉱課ハ開坑、採鉱及撰鉱ニ関スル一切ノ事ヲ管理ス

第壹節 開坑掛

第一項 坑道及通洞ヲ開鑿修補スルヲ

第二項 坑夫其他諸職工ノ使役及其勤惰ヲ監督スルヲ

第三項 器械及需用品ノ取扱及保管ノヲ

第四項 毎月一回開坑ニ関スル現況報告及予算並決算ヲ區別シテ部長

ニ報告スルヲ

第貳節 採鉱掛

第壹項 鉱石ヲ堀採スルヲ主トシ鉱脈ノ盛衰ニ注意スルヲ

第二項 堀採シタル鉱石ハ秤量ノ上撰鉱掛ヘ送ルヲ

第三項 坑夫其他諸職工ノ使役及其勤惰ヲ監督スルヲ

第四項 器械及需用品ノ取扱及保管ノヲ

第五項 毎月一回採鉱ニ関スル現況報告及予算並決算ヲ區別シテ部長

ニ報告スルヲ

第參節 撰鉱掛

第壹項 採鉱掛ヨリ受取タル粗鉱ヲ選別種類シ之ヲ精鉱課ヘ送ルヲ

第貳項 撰鉱夫其他諸職夫ノ使役及其勤惰ヲ監督スルヲ

第參項 器械及需用品ノ取扱及保管ノヲ

第四項 毎月一回撰鉱ニ関スル現況報告及予算並決算ヲ區別シテ部長

ニ報告スルヲ

第九条 精鉱課ハ製煉及分拆^(新)ニ関スル一切ノヲ管理ス

第壹節 製煉掛

第壹項 採鉱課ヨリ受クル所ノ鉱石ヲ改秤シ品位種類ニ応シテ之ヲ製

煉スルヲ

第二項 精製シタル製産物ハ秤量ノ上會計課ヘ送ルヲ

第三項 職工雇夫等ノ使役及其勤惰監督ノヲ

第四項 器械及需用品ノ取扱及保管ノヲ

第五項 毎月一回製煉ニ関スル現況報告及予算並決算ヲ區別シテ部長

ニ報告スルヲ

第貳節 分拆^(新)掛

第一項 鉱石及諸製産物ノ含有品位ヲ分拆^(新)スルヲ

第二項 職工雇夫等ノ使役及其勤惰監督ノヲ

第參項 器械及需用品ノ取扱及保管ノヲ

第四項 毎月一回分拆^(新)ニ関スル現況報告及予算並決算ヲ區別シテ部長

ニ報告スルヲ

第拾条 工作課ハ土木器械及測量ニ関スル一切ノ事ヲ管理ス

第壹節 土木掛

第壹項 家屋及道路橋梁等築造及ヒ修繕ノヲ

第二項 職工雇夫等ノ使役及其勤惰監督ノヲ

第參項 器械及需用品ノ取扱及保管ノヲ

第四項 毎月一回土木ニ関スル現況報告及予算並決算ヲ區別シテ部長

ニ報告スルヲ

第貳節 器械掛

第壹項 諸器械を新製シ及修繕ノヲ

第貳項 諸器械ノ新製ハ用度課ノ証憑ニ依リ修覆ハ各課直接ノ証憑ニ

依リ之ヲナスモノトス

第三項 職工雇夫等ノ使役及其勤惰監督ノヲ

第四項 器械及需用品ノ取扱及保管ノヲ

第五項 毎月一回器械ニ関スル現況報告及予算並決算ヲ區別シテ部長

ニ報告スルヲ

第參節 測量掛

- 第壹項 坑内外ノ測量并ニ図面調製ノ
- 第貳項 職工雇夫等ノ使役及其勤務監督ノ
- 第參項 器械及需用品ノ取扱及保管ノ
- 第四項 毎月一回測量及製図ニ関スル現況報告及予算并決算ヲ區別シテ部長ニ報告スル
- 第拾壹条 事務部ハ庶務會計及用度ノ三課即チ技術部外ニ係ル一切ノ事ヲ總括執行シ之ニ関スル予算決算書及現況報告書ヲ調製シ以テ所長ニ報告ス
- 第拾貳条 庶務課ハ書記及雜務ニ関スル一切ノ事ヲ管理ス
- 第壹節 書記掛
- 第壹項 各課分担ノ草案ヲ除クノ外諸草案ヲ起稿シ往復書類其他ノ書面ヲ編製スル
- 第貳項 本所ノ名義アル印章ヲ丁寧ニ保管スル
- 第參項 本店規則及職務章程並附則ノ実行ニ注意スル
- 第四項 官衙法律ニ関スル事件及証書類ノ取調及編纂ノ
- 第五項 社員雇員ノ入退及派出歸所等ヲ詳ニスル
- 第六項 社員雇員ノ勤務ヲ調査シ勤怠録ヲ掌ル
- 第貳節 雜務掛
- 第壹項 來信書類及來訪者ノ受付ヲ為シ其次第ヲ受付簿ニ記シタル上其名宛者ヘ通達スル
- 但シ來信書類ハ受取人ノ檢印ヲ受クヘシ
- 第二項 発信書類ノ差出方ヲ掌ル
- 第三項 所長或ハ庶務課長ノ命ニ応シ臨時ニ出来シタル雜事ヲ管掌スル
- 第四項 火災盜難等異変アルハ速カニ所長部長及其關係アル課長ニ報告スル

- 第五項 報時鐘其他裝置品ノ取締ヲナス
- 第六項 事務所小使ヲ指揮監督スル
- 第七項 所中ノ掃除等ニ注意スル
- 第拾參条 會計課ハ計算及出納ニ関スル一切ノ事ヲ管理ス
- 第壹節 計算掛
- 第一項 本所ノ金錢出納ニ係ル諸般報告書ヲ精査調整シ且簿記ヲ担任スル
- 第貳項 計算ニ係ル本店並各所ヘノ往復文書ヲ起稿スル
- 第參項 製產品ノ原価取調并販売上ノ精算ヲ為ス
- 第四項 庶務課ヨリ各課ノ予算及決算書ヲ廻付シ得タルトキハ調査スヘキ
- 第五項 支払及收入ノ証書ハ調査ノ上違式並違算ナキヲ認メ部長並課長ノ檢印ヲ受出納掛ニ廻付スル
- 第六項 本店ニ進達スヘキ書類ヲ調整スル其表類左ノ如シ
- 収支概算特報 鉾山營業月報
- 總勘定表 技術月報 損益月表
- 本店貸借内訳表
- 以上ハ毎月末調整スルモノナリ
- 仮払金明細表 倉庫品有高表
- 損益總勘定表 營業収支勘定予算表
- 以上ハ半季末ニ調整スルモノナリ
- 第七項 損益計算完結ハ毎年四月及十月ノ兩度ト定メ上半[季分]ハ七月十日下半季分ハ翌年一月十五日ヲ限り精査終了スル
- 第八項 簿記ハ複記法ヲ用ヒ出納簿并附替簿ヲ本トシ原簿ニ於テ題号ヲ区分登録シ日々計算ノ突合ヲ為ス
- 第九項 簿記ハ適宜補助簿ヲ設ケ其類題ヲ区分シテ登録シ日々原簿ニ

突合ヲ為ス

第拾項 簿記者ハ帳簿取扱ヲ鄭重ニシ筆記ハ極メテ丁寧ヲ肅トシ一目瞭然タラシメ決テ刪除又ハ錯誤違算ナキヲ要ス

第拾壹項 計算簿記ニ係ル一切ノ帳簿及諸表類ヲ保管スル

第貳節 出納掛

第壹項 現金ヲ収支及管守スル

第貳項 精鉦課ヨリ送付シタル製產品ヲ管守シ并其運送方を司ル

第參項 出納ニ係ル往復文書ヲ起稿スル

第四項 現金ハ計算掛ヨリ回附シタル原証書ニ依リ部長及課長ノ検印ヲ認メタル上ニテ収支スル

第五項 収支シタル金額ハ日々出納簿ニ詳細登録シ残金ハ計算掛ト突合ス

合ス

第六項 不動産ノ証書及金銭貸借証書其他証書類ヲ保管スル

第七項 出納ニ係ル一切ノ帳簿ヲ保管スル

第拾四条 用度課ハ購買及倉庫ニ関スル一切ノ事ヲ管理ス

第壹節 購買掛

第一項 本所一切ノ需用品ヲ購買スル

第二項 購買ニ関スル各所往復文書類ヲ起稿スル

第三項 物品ヲ購買スルニハ其時機ヲ計リ広ク各地ノ商況ヲ探リ其主要者ト商議ノ上買入ヲ為ス

第四項 購買品ハ総テ倉庫掛ヨリ注文シタルモノニ限ル

第五項 物品ヲ購買スルニハ評議簿ヲ製シ其都度部長課長ヘ評議ノ上検印ヲ受ケテ買入ニ及フ

第六項 購買シタル物品ハ直ニ倉庫掛ニ引渡ス

第七項 購買ニ係ル一切ノ帳簿書類ヲ保管スル

第貳節 倉庫掛

第壹項 倉庫品ヲ収支シ並保管スル

第貳項 倉庫ニ関スル往復文書類ヲ起稿スル

第參項 各部課長ノ検印アル証憑ニ依テ倉庫品ヲ支出スル

第四項 各部課長^(他)支用ノ物品ハ概算ヲ計リ時々其予算ヲ立テ部課長ノ検印ヲ受ケ購買掛及工作課ヘ注文ヲ為ス

第五項 購買掛及工作課ノ報告ヲ以テ倉庫品ヲ受入ル

第六項 収支シタル物品ハ其都度帳簿ニ登録シ其総金額ハ計算掛ト突合ヲ為ス

第七項 毎月二回倉庫品現在高ヲ改メ帳簿ト突合ヲナス

第八項 火藥其他ノ危害品ハ取締規則ヲ遵守シ平常戒心ヲ加ヘ別シテ注意保管スル

第九項 倉庫ニ関スル一切ノ諸帳簿ヲ保管スル

第拾五条 本所ノ職員ヲ區別シ其職權ヲ定ムル

所長 部長 課長 係員 助役

「但副課長ハ其課ノ便宜ニ拠リ設クルモノトス」

第拾六条 所長ハ頭取ノ訓令ニ基キ当山事業ノ盛衰ニ注意シ本所事務一切ノ事ヲ監督總理シ左ニ掲ケタル事項ハ便宜之ヲ決行シ頭取ニ対シテ総テ其責ニ任スヘシ

第壹項 事業ノ方向及其伸縮ヲ指定スル

第貳項 部長以下ノ職務ヲ監督指揮スル

第參項 課長以下ノ職任ヲ定メ其能否勤惰ヲ視察シ各本務ヲ尽サシムル

第四項 雇員以下ノ進退黜陟ヲ行フ

第五項 社員ノ輕賞罰及ヒ雇員以下ノ賞罰ヲ行フ

第六項 工場規則並諸内規ヲ製定スル

第七項 本所ニ関スル臨時ノ事件ヲ処理スル

右之外事業ノ興廢盛衰ニ係ル重大ノ件ハ勿論土地山林売買ノ契約金銭物件ノ貸借ハ本店ノ許可ヲ得テ之ヲ施行スヘシ

第拾七条 部長ハ所長ノ訓示ニ基キ各部担任ノ事務ヲ監督整理シ左ニ掲

ケタル事項ハ便宜之ヲ決行シ所長ニ対シテ総テ其責ニ任スヘシ

第壹項 各課ノ事務ヲ監督整理スルヲ

第貳項 部下一切ノ職員ヲ指揮スルヲ

第參項 部下職員ノ勤惰ヲ視察シ所長ニ向テ其賞罰ヲ稟議スルヲ

第四項 各課諸般ノ計算書類ノ事業ノ成績等精密ニ調査シ其誤ナキヲ

認メ意見ヲ付シテ所長ニ具狀スルヲ

右ノ外担任ノ事務ニ付所長ト其意見ヲ異ニスルヲアルハ直ニ頭取ニ開申スルヲ得

第拾八条 課長ハ部長ヲ補翼シ左ノ事故^{〔項〕}ヲ執行シ部長ニ対シテ其責ニ任ス

「但副課長ノ職權ハ課長ニ亞クモノトス」

第壹項 課中諸般ノ業務ヲ整理スルヲ

第貳項 部長ノ指図ニ從ヒ配下ノ諸員ヲ指揮スルヲ

第參項 配下所員ノ勤惰ヲ視察シ部長ニ向テ其賞罰ヲ協議スルヲ

右之外担任ノ事務ニ付部長ト其意見ヲ異ニスルヲアルハ直ニ所長ニ開^{〔開〕}申スルヲ得

第拾九条 掛員ハ課員ヲ補翼シ左ノ事項ヲ執行ス

第壹項 課中分担ノ職務ヲ掌ルヲ

第貳項 部下長ノ指図ニ從ヒ配下一切ノ役夫ヲ指揮スルヲ

第參項 配下役夫ノ進退賞罰ノ意見ヲ課長ニ開陳スルヲ

第貳拾条 助役ハ掛員ヲ補助シ分担ノ職務ヲ尽スヲ

第廿壹条 職員不在ノ時ハ都ヘテ其詰合次席ノモノ代理スルモノトス

第參章

賞罰

第廿貳条 賞罰ハ獎勵ノ基ナレハ必ス公平無私確實鄭重ヲ首トス

第廿參条 賞罰ハ概ネ昇等賞金（重賞）及賞狀（輕賞）タルヘシ

第廿四条 責罰ハ概ネ放免降等罰俸無給使役（重罰）及謹身謝罪書（輕

罰）タルヘシ

第廿五条 左ノ項目ニ合ナフモノハ相当ノ褒賞ヲ与フヘシ

第壹項 事業ヲ改良シ功勞ヲ顯シタルモノ

第貳項 事業ニ関スル損害ヲ防キ利益ヲ顯シタルモノ

第參項 規則命令ヲ確守シ正実ニ職務ヲ勉勵スル者

第四項 壹週年間欠勤セサルモノ

第五項 忠直正実ニシテ本所ノ面目ヲ顯シタルモノ

第六項 非常ノ節拔群ノ功アルモノ

第廿六条 左ノ項目ヲ犯シタル者ハ相当ノ罰ニ処スヘシ尤モ為メニ損害ヲ来シタル者ハ本罰ノ上ニ其損耗ヲ償シムルヲアルヘシ

但シ国法ニ違犯シタルモノハ其筋ヘ引渡スヘシ

第壹項 規則違犯ノモノ

第貳項 上長ノ命令及諭告ニ背キタルモノ

第參項 担当事務取扱上錯雜及誤謬ヲ来シタルモノ

第四項 購買ノ不正並私利ヲ謀ルモノ

第五項 職務ヲ怠リ及職制ヲ紊リタルモノ

第六項 保管ニ属スル貨幣物品及要書ヲ紛失セシメタルモノ

第七項 品行不正及懶惰ノモノ

第八項 無届ニテ欠勤及外出シタルモノ

第四章 宿直及当直

第廿七条 宿直及当直者ハ左ノ項目ヲ以テ心得トス

第壹項 宿直及当直ハ所長部長ヲ除クノ外諸職員輪番ヲ以テ之ヲ為ス

ヘシ

但シ不得止事故アルトキハ所長ニ届出許可ヲ得テ代理者ヲ立ル
コヲ得ヘシ

第貳項 宿直者ハ退出時間ヨリ翌朝出勤時間迄当直者ハ休暇日ノ出勤
時間ヨリ退出時間迄ヲ各其責任トス

第參項 宿直及当直者ハ猥リニ外出ス可ラス

第四項 宿直及当直者ハ盜難及火災等ニ戒心スヘシ

第五項 宿直及当直者ハ各地ヨリ来信ヲ受ルトキハ日誌ヘ登記シ至急
ト見認ルモノハ直ニ其当局本人ニ配附シ通常ノ者ハ翌日配附スヘ
シ

第六項 非常ノ事アルトキハ其輕重ニ由リ主任者ハ勿論所長ヘモ通報
スヘシ尤モ順次ヲ經過スルニ暇アラサルトキハ直ニ所長ヘ経伺ノ
上処分スヘシ

第七項 当山内出火其他非常ノ事アル節ハ速カニ非常鐘ヲ鳴ラスヘシ

第八項 宿直者及当直者ハ弁当料トシテ一度毎ニ金五錢ヲ給スヘシ

第九項 宿直及当直ニ掛ル簿冊等ハ順次当番員ニ引継クヘシ

第拾項 遊戲及飲酒等ヲ嚴禁ス

第五章 注意及禁戒

第廿八条 国法ニ違背セサル様注意スヘシ

第廿九条 本所規則類及諭告等ハ其部度謄写シ置キ之ニ悖ラサル様常ニ
服膺スヘシ

第參拾条 総テ冗費ヲ省キ節儉ヲ嚴守シ専ラ収益ノ増殖ヲ図ルヘシ

第卅一条 業務ニ関スル事柄ハ仮令自分専断ノ權ヲ有スル〇ト雖可成衆
議ヲ聴キ反覆熟考シ以テ過誤遺漏等ノ患ナキヲ要スヘシ

第卅二条 担当事務ヲ丁寧精密ニ取扱フハ勿論假令担当外ノ事タリト雖
モ苟モ本所ノ利害得失ニ関スルモノハ精々注意着目シ以テ利便ヲ図
ルヘシ

第卅三条 非常報ヲ聞クトキハ直ニ本所ヘ駆付ケ主任者ノ指揮ヲ受ケ防
禦ニ尽力スヘシ尤モ被害現場明瞭ニシテ本所ヘ廻ル余暇ナシト思量
スルトキハ直ニ現場ヘ駆付クヘシ

第卅四条 品行ヲ謹ミ言行ヲ一致シ且他人ニ対シ必ス温淳謙讓ヲ蓄トス
ヘシ

第卅五条 自己ノ商業ヲ営ミ或ハ其他当事業外ニ決シテ心ヲ委^スシ可ラス
但シ雇員ニシテ不得止場合所長ノ特許ヲ得タルモノハ此限ニ非ス

第卅六条 事業上ニ関スル事件ハ一切他言ス可ラス

第卅七条 事業ニ関スル事件ハ自宅ニ於テ取扱フコトヲ許サス

但所長ヨリ特ニ許シタルモノハ此限ニアラス

第卅八条 取引先及使役夫等ト賄賂ケ間敷贈答饗酬及金錢貸借一切之ヲ
嚴禁ス

第六章 書例

第卅九条 後証ヲ要スル件及諸願伺届意見具申等ハ総テ書面ヲ以テスヘ
シ

第四拾条 書面ハ総テ後証トナルモノナレハ文面記名捺印共明瞭鄭重ヲ
蓄トスヘシ

第四拾一条 書面ハ都ヘテ所長宛ト為シ夫々主任者ノ手ヲ經テ差出ス可
シ

第四拾二条 諸願伺届書類ハ所長^{不在ノ時}ハ代理^ハノ檢印ヲ以テ^{テ示}（尤モ事故アル
ハハ朱書ヲ以
テ示）指令ノ証ト為スモノニ付必ス其都度之ヲ受置クヘシ

第四拾三条 職員辞令書及入退証書類ハ都ヘテ本店ノ定例ニ依ルヘシ

第四拾四条 職員ヘ出張ヲ命スル節ハ左ノ書式ニ依リ辞令書ヲ渡ス可シ

第四拾五条 出張シタル職員帰所ノ節ハ必ス復命書ヲ差出スヘシ
 第四拾六条 職権外ノ事ヲ臨時職員ニ命スルトキハ左式ノ証券ヲ与ヘ置
 キ其権限ヲ照明セシムヘシ

割印

何 某

何々ノ件ニ付何
 地へ出張申付候
 事
 但並旅行或ハ急行
 ノヲ

年月日

所 長

印

割印

何 某

何々々々ノ証

年月日

所 長

印

第七章 雑則

第四拾七条 執務時間ヲ定ムル左ノ如シ

六月一日ヨリ九月三十日ニ至ル
 午前七時出勤
 午後五時三十分退散

十月一日ヨリ五月三十一日ニ至ル
 午前八時出勤
 午後五時退散

但シ臨時事務繁劇ナルトキハ退散時限ヲ伸延シ休暇日タリトモ出
 勤為サシムヘシ

第四拾八条 毎朝出勤之節勤怠録ヘ捺印ス可シ出勤例刻ニ遅速アレハ其
 時刻ヲ記シ置ヘシ

第四拾九条 勤務時間内ニ於テ外出ヲ要スルトキハ上長ノ許可ヲ得テ庶
 務課ヘ届出ヘシ

第五拾条 病氣又ハ不得止事故等ニテ不勤スルトキハ書面ヲ以テ庶務課
 へ届出ヘシ

第五拾一条 休暇日ヲ定ムル左ノ如シ

一月 一日 二日 三日

毎月 一日 十六日

十二月 三十日 三十一日

大祭祝日

山神祭日 四月廿八日

但シ臨時休暇日ハ此限リニ非ス

第五拾二条 社員ノ旅費支給方ハ本店ノ定則ニ依ル

第五拾三条 雇員ノ旅費規則ヲ定ムル左ノ如シ

名 称	等 級	忬	忬
車馬賃	忬里程ニ付	七 錢	六 錢
滞在日当		貳拾八錢	貳拾四錢
宿泊料		貳拾八錢	貳拾四錢
日帰り手当		貳拾八錢	貳拾四錢
小蒸気船	下 等		
船中手当	汽船賃 貳割	全 上 忬割半	

「但支給方ハ総テ本店規則ニ仍ル」

但シ日帰り手当ハ所在地ヨリ三里以上六里未満ノ処ニ往復スルモ

ノニ給ス急行旅費ハ車馬賃ノ三割ヲ増給ス

第五拾四条 通常会議ヲ毎月五日午后五時卅分ヨリ十時迄ノ間ニ之ヲ開

クモノトス

第五拾五条 臨時商議スヘキ事アルトキハ所長ノ見込ヲ以テ何時モ開会

スルモノトス

*活版印刷された縦帳（山中家文書11-1-4）

*表紙右上に朱印「藤田組大森鉦山所印」、同左下に朱印「山中」

*第一章冒頭上部に割印A

*第二三条、第二四条の丸括弧は朱書

藤田組大森鉦山事務所規則

（表紙）「藤田組大森鉦山事務所規則」

藤田組大森鉦山事務所規則

第一章 総 則

第一条 当所ハ島根県石見国邇摩郡大森村大森鉦山ノ業務ヲ取扱フ所ニシテ藤田組大森鉦山事務所ト称ス

第二条 藤田組大森鉦山事務所規則ハ本店鉦山事務所通則第十二条ニ依リ編成スルモノトス

第三条 当鉦山事務所員ハ本店ノ諸規則ヲ遵守スルハ勿論ナレト此規則ニ於テ特ニ定メタルモノハ之ニ拠ルモノトス

第四条 此規則ハ業務ノ情況ニ従ヒ本店ノ認可ヲ經テ削補修正スルヲアルベシ

第二章 職制及職権

第五条 藤田組大森鉦山事務所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 忬名 社員

掛長 参名 社員（時宜ニヨリ他ノ掛長ヲ兼務スルヲ得）

担当 八名 社員（時宜ニヨリ他ノ担当ヲ兼務スルヲ得）

掛員 若干名 社員、雇員

第六条 所長ハ頭取ノ訓令ニ基キ所属職員ヲ指揮シ本所一切ノ事務ヲ総理ス左ノ事項ハ之ヲ専決シ頭取ニ対シテ総テ其責ニ任ス

一 事業ノ方向及伸縮ヲ指定スル事

二 予算内ノ経費ヲ適宜支出スル事

三 担当以下ノ職任ヲ授ケ所属職員ノ勤怠ヲ視察シ各其本職ヲ尽サ
シムル事

四 社員ノ進退黜陟ハ意見ヲ具シテ頭取ニ稟請シ雇員以下ハ之ヲ專
行スル事

五 所属職員ヲ各地ニ派遣スル事

六 工場規則及諸内規ヲ制定スル事

七 社員ノ輕賞罰及雇員以下ノ賞罰ヲ行フ事

第七条 掛長ハ所長ノ訓示ニ基キ所属担当以下ヲ指揮シ掛内一切ノ業務
ヲ整理シ所長ニ対シ総テ其責ニ任ス

第八条 担当ハ各掛長ノ命ヲ受ケ主管ノ事務ヲ整理シ掛長ヲ補佐ス

第九条 掛員ハ担当ノ事務ヲ助ク

第三章 事務章程

第十条 藤田組大森鉦山事務所ニ坑業、精鉦、工作、庶務ノ四掛ヲ置キ
各掛中担当ヲシテ其業務ヲ分担セシムルヲ左ノ如シ

坑業掛

開坑及探鉦担当

採鉦担当

精鉦掛

精鉦担当

撰鉦担当

工作掛

器械担当

土木担当

庶務掛

庶務担当

會計担当

出納担当

用度担当

売買担当

第十一条 坑業掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 坑道通洞及探鉦坑ノ開鑿及修理ノ事

二 鉦脈ノ姿勢ヲ考慮シ出鉦ノ増減ニ注意スル事

三 鉦石ヲ掘採シ其量目ヲ改メテ精鉦掛ヘ廻送スル事

四 坑内及坑業要地ヲ測量シ及製図スル事

五 毎五日ニ坑業ノ景況ヲ報告スル事

六 毎月一回事業ノ景況及決算ヲ報告スル事

七 毎六ヶ月ニ事業ノ予算ヲ編成スル事

八 操業ノ方法及支用品ノ適否ヲ調査スル事

九 所属工夫ノ進退賞罰ヲ執行スル事

十 所属工夫ヲ使役シ及其勤怠ヲ監督スル事

十一 所長ノ檢印ヲ得テ需用物品ヲ庶務掛ニ請求スル事

十二 主管ノ文書簿冊及器械類ヲ整理保管スル事

第十二条 精鉦掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 坑業掛ヨリ送付セシ鉦石ヲ改秤シ其品位種類ニ応シテ之ヲ撰鉦
製煉スル事

二 製産物ハ秤量ノ上庶務掛ヘ送付スル事

三 鉦石及製産物ヲ分析スル事

四 毎月一回事業ノ景況及決算ヲ報告スル事

五 毎六ヶ月ニ事業ノ予算ヲ編成スル事

六 操業ノ方法及支用品ノ適否ヲ調査スル事

七 所属工夫ノ進退賞罰ヲ監督スル事

八 所属工夫ヲ使役シ及其勤怠ヲ監督スル事

- 九 所長ノ檢印ヲ得テ需用物品ヲ庶務掛ニ請求スル事
- 十 主管ノ文書簿冊及器械類ヲ整理保管スル事
- 第十三条 工作掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 道路橋梁家屋等ヲ築造及修補ノ事
- 二 器械器具ノ新調及修繕ノ事
- 三 工作ニ関スル図面及費用ノ予算ヲ調製スル事
- 四 毎月一回其主管ニ関スル事業ノ景況及予算決算ヲ報告スル事
- 五 所属工夫ノ進退賞罰ヲ執行スル事
- 六 所属工夫ノ使役及其勤怠ヲ監督スル事
- 七 所長ノ檢印ヲ得テ需用物品ヲ庶務掛ニ請求スル事
- 八 主管ノ文書簿冊及器械類ヲ整理保管スル事
- 第十四条 庶務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

庶務ノ事

- 一 本所ノ印章ヲ保管スル事
- 二 諸官衙及法律規則ニ関スル事件ヲ処理スル事
- 三 所員ノ入退及出張歸所其他勤怠ヲ調査スル事
- 四 所員ノ名簿ヲ整理シ工夫ノ戸籍ヲ調査スル事
- 五 地所建物及備品類ヲ管理スル事
- 六 來賓ノ応待及音信贈答ニ従事スル事
- 七 所管内ノ警戒火防及衛生等ニ注意スル事
- 八 信書ノ発着ヲ取扱フ事
- 九 死傷者ニ関スル事
- 十 所務ノ要領ヲ日記シ他日ノ参照ニ供スル事
- 十一 事務所附ノ小使ヲ指揮監督スル事
- 十二 各掛主管外ノ事務ヲ処理スル事
- 十三 文書簿冊ヲ整理保管スル事

36

會計出納ノ事

- 一 營業費金ノ収支出納及予算決算ヲ整理スル事
- 二 金錢ノ出納ハ其証書ヲ調査シ違式或ハ違算ナキヲ確認シ所長ノ檢印ヲ得テ取扱フ事
- 三 金錢ヲ出納セシキハ其都度出納檢印簿ニ登録シ其金額ハ日々殘金ト併セテ原簿ニ突合ヲナス事
- 四 簿記ノ登録ハ所長及庶務掛長ノ認印アルヲ見認メテ之ヲ取扱フ事
- 五 毎月一回左ノ報告表類ヲ調製スル事
 - 収支概算特報 總勘定表
 - 損益月報 營業月報
 - 興業月報 本店貸借内訳表
 - 仮払及操替貸内訳 倉庫品有高表
- 六 毎半季ニ損益勘定表及決算報告書類ヲ調製スル事
- 七 精鉅掛ヨリ廻付シタル製産物ヲ保管シ及売却ニ関スル事
- 八 簿記ハ複記法ヲ用ヒ適宜補助簿ヲ設ケ日々原簿ト突合ヲナス事
- 九 総テ簿記ハ鄭重ヲ旨トシ筆記ヲ明瞭ニシ決シテ刪除錯誤及違算ナカラシムル事
- 十 會計ノ帳簿ハ管掌職員ノ外社員ト雖モ猥リニ点檢セシム可ラサル事
- 十一 現金殘額ハ時々所長ノ檢閱ニ供スル事
- 十二 主管ノ文書簿冊及諸証書類ヲ保管スル事
- 用度ノ事
 - 一 坑内及坑外起業各掛等需用物品ヲ貯藏シ及之ヲ出納スル事
 - 二 各掛其他坑内外ノ需用物品ハ所長ノ認可ヲ得テ購求スル事
 - 三 物品ハ所長及掛長ノ檢印アル請求証ニ依テ支出スル事

- 四 収支シタル物品ハ其都度帳簿へ登録シ其金額数量等毎週会計担当ト突合ヲナス事
- 五 火薬其他ノ危険品ハ規則ニヨリ其取締ヲ厳ニスル事
- 六 毎月一回貯蔵品ヲ調査シ帳簿ニ突合ヲナス事
- 七 購求スヘキ物品ハ其品位及価格ヲ検査シ所要ノ適否ニ注意スル事
- 八 他人ト物品ノ売買ヲ約定スルハ約定証ヲ受領シ他日紛議ノ憂ナキ様注意スル事
- 九 物品ヲ購求スルニハ其時機ヲ計リ各地ノ商況ヲ探リ其主要者ト商議ノ上購求スル事
- 十 主管ノ文書簿冊及諸証書類ヲ保管スル事
- 一 諸職工需用ノ物品ヲ貯蔵シ及之ヲ出納スル事
- 二 諸職工需用ノ物品ハ所長ノ認可ヲ得テ購求スル事
- 三 諸職工ヘ需用品ヲ売与セルハ働賃金額ニ比較シ賃金ニ超過セサル様注意シ一切前貸ヲナサ、ル可キ事
- 四 収支シタル物品ハ其都度帳簿へ登録シ其金額数量等毎週会計担当ト突合ヲナス事
- 五 毎月末ニ至リ諸職工ヘ売与物品代価ノ人別仕訳書及物品増減仕訳書ヲ調製シ掛長ヘ報告スベキ事
- 六 毎月一回貯蔵物品ヲ調査シ帳簿ニ突合ヲナス事
- 七 購求スヘキ物品ハ其品位価格ヲ検査シ所要ノ適否ヲ注意スル事
- 八 他人ト物品ノ売買ヲ約定スルハ約定証ヲ受領シ他日紛議ノ憂ナキ様注意スル事
- 九 物品ヲ購求スルニハ其時機ヲ計リ各地ノ商況ヲ探リ其主要者ト商議ノ上購求スル事

36

- 十 主管ノ文書簿冊及諸証書類ヲ保管スル事
- 第四章 賞 罰
- 第十七条 賞罰ハ奨励ノ基ナレハ必ス公平無私確實鄭重ヲ旨トス可シ
- 第十八条 賞与ハ概ネ昇級増給賞金（以上重賞）及賞状（輕賞）タルベシ
- 第十九条 責罰ハ概ネ解雇降級減給（以上重罰）及謹慎謝罪書（以上輕罰）タルベシ
- 第二十条 左ノ項目ニ合フモノハ相当ノ褒賞ヲ与フベシ
 - 事業ヲ改良シ功績ヲ顕ハシタルモノ
 - 事業ニ関スル損害ヲ防キ利益ヲ顕ハシタルモノ
 - 規則命令ヲ確守シ正実ニ職務ヲ勉勵スルモノ
 - 半季間皆勤セシモノ 但本店皆勤賞与規則ニ依ル
 - 忠直正実ニシテ本所ノ面目ヲ顕ハシタルモノ
 - 非常ノ節拔群ノ功アルモノ
- 第二十一条 左ノ項目ヲ犯シタルモノハ相当ノ罰ニ処シ為メニ損害ヲ来シタルモノハ尚ホ之ヲ弁償セシムベシ
 - 但国法ニ違犯シタルモノハ其筋ヘ引渡スベシ
 - 規則違犯ノモノ
 - 上長ノ命令及諭告ニ背キタルモノ
 - 担任書類ノ借雜及事務取扱上誤謬ヲ生シタルモノ
 - 不正ノ売買ヲナシ及私利ヲ謀ルモノ
 - 職務ヲ怠リ担任事務ニ渋滞ヲ来スモノ
 - 保管ニ属スル貨幣物品及要書類ヲ亡失シタルモノ
 - 品行不正及懶惰ノモノ
 - 無届ニテ欠勤及勤務時間ニ他出スルモノ
 - 許可ヲ得ステ旅行スルモノ

第五章 雇員取扱

第二十二條 新ニ雇入スヘキモノハ確實ナル保証人ヲ立テ三ヶ月以内其
技芸才能等ヲ試用シ然ル後雇員ニ登用スルモノトス

但特殊ノ技芸ヲ有シ又ハ優待スヘキモノハ直ニ雇員ニ採用スルヲ
アルベシ

第二十三條 新備ノ雇員ハ三ヶ年ノ期限ヲ定メ確實ナル保証人氏名ヲ立
テ雇用請書ヲ徴シ雇用辞令書ヲ付与スベシ其請証及辞令書ハ左ノ書式
ニ依ル

雇員請証式

⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

雇用請証

一拙者義貴所へ御雇入相成候ニ付テハ御規則堅ク相守リ聊カ違背
不仕事
一御使役中ハ私利ヲ謀リ又ハ他事ニ心ヲ委スル等ノ事決シテ不仕
事
一勤務上万一不都合ノ義有之其行為ヨリ御損失ヲ醸シ或ハ引負等
致シタル節ハ資産限り速カニ弁償致シ尚ホ不足アレハ受人ニ於
テ弁償シ聊カ御損失相掛申間敷事
一貴所営業上機密ニ係ル事ハ親子兄弟タリヒ一切漏洩不致凡テ勤
務上ニ属スル事件ハ他言不致事
一雇役年限ハ明治何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ満何ヶ年間
御約束仕候ニ付キ年限中何等ノ事故アルモ退所申出間敷候然
レヒ貴所御改革又ハ自己勤務上不都合有之御解雇相成候節ハ聊
カ苦情申出間敷事

住所族籍

年 月 日 氏 名 印

右之通相違無之万一人ノ行為ヨリ御損失ヲ醸シ又ハ引負等致シ
本人償還ノ義務ヲ果サ、ル節ハ拙者共ニ於テ弁償可致其他本人身
上ノ事ニ付キ如何様ノ義出来候共拙者共引受ケ聊カ御迷惑相掛申
間敷候依テ奥書如件

年 月 日 住所族籍
受 人 氏 名 印
全 上

全 氏 名 印

藤田組大森鉦山事務所御中

雇用辞令書式

割印

雇用辞令

雇員日(月) 給金何拾錢(円) 給与ス

年 月 日

何 某 殿

藤田組大森鉦山事務所

第二十四條 雇員ノ増給ハ左ノ書式ニ依リ辞令書ヲ付与スベシ

割印

増給辞令

自今日(月) 給金何拾錢(円) 給与ス

年 月 日

何 某 殿

藤田組大森鉦山事務所

第二十五条 雇員解雇ノ件ハ勤務中取扱タル事務ノ顛末ヲ明瞭ニシ左ノ書式ニ依リ解雇証ヲ徴スベシ

④ 壹錢 印紙	
解雇証	
一拙者義今般御解雇相成候処勤仕中給料其他受取ル可キ金員ハ悉皆領収シ一切ノ事務ニ於ルモ向後貴所ニ対シ聊カ申分無之満足仕候且御使役中貴所雇員ノ名義ヲ以テ金品借入等ハ少シモ無之都テ貴所へ御迷惑ニ相成候様ノ關係無御座候依テ為後証如件	
年 月 日	氏 名 印
藤田組大森鉦山事務所	
御 中	

第二十六条 雇員ノ入退并ニ増給減給ハ即時ニ之ヲ本店へ報告スヘシ

但新傭ノモノハ其原籍生年月日雇入年月日雇用期限証人及ヒ職名

給額ヲ併セテ報告スルモノトス

第二十七条 雇員ノ給料ハ日給金五拾錢以内月給金五拾円以下トシ所長

ノ見込ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 勤務心得

第二十八条 事務掛員ノ執務時間ヲ定ムル左ノ如シ

六月一日ヨリ九月三十日ニ至ル

(午前七時出勤
午後五時退勤)

十月一日ヨリ五月三十一日ニ至ル

(午前八時出勤
午後五時退勤)

第二十九条 現場掛員ニシテ昼夜勤務アルモノハ昼勤者夜勤者互ニ交代

スルモノトシ其時間ヲ定ムル左ノ如シ

昼 勤

(午前六時出場
午後六時退場)

夜 勤

(午前六時出場
午後六時退場)

但昼勤ノミノ者ハ右時間ヲ伸縮スルヲアルベシ

第三十条 毎日出勤ノ節ハ勤怠簿へ捺印スベシ

但遅刻セシ者ハ遅参簿へ捺印スベシ

第三十一条 勤務時間内ニ於テ外出ヲ要スルハ庶務掛へ申告スヘシ

第三十二条 病氣又ハ不得止事故等ニテ欠勤スルハ書面ヲ以テ庶務掛

へ届出ツベシ

但病氣一週間以上ニ至ルモノハ医師ノ診断書ヲ添へ更ニ届出ツヘ

シ

第三十三条 私用ノ為メ三日以上ノ欠勤ヲナスモノハ予メ所長ノ認可ヲ

受クベシ

第三十四条 休暇日ヲ定ムル左ノ如シ

一月 一日 二日

十二月 三十一日

毎月 二回(十一日、廿六日)

大祭祀日 孝明天皇祭 紀元節 春季皇霊祭 神武天皇祭 神嘗祭

秋季皇霊祭 天長節 新嘗祭

山神祭 二日(四月廿七日、廿八日)

第三十五条 事務繁劇ナルハ臨時ニ退散時間ヲ伸延シ休暇日ニ勤務セ

シムルヲアルヘシ

第三十六条 宿直及当直ハ所長掛長ヲ除クノ外職員輪番ヲ以テ之ヲ勤ム

ヘシ

第三十七条 宿直ハ退散時刻ヨリ翌日出勤時刻マテ当直ハ休暇日ニ於テ

出勤時刻ヨリ退散時刻マテ勤務スルモノトス

第三十八条 宿直及当直ハ盗難及火災等ヲ警戒シ若シ異状ノ事故アルハ

其主務者ニ通報シ其重要急劇ニシテ順次ヲ經過スルニ暇アラサルハ

直ニ所長へ経伺ノ上処分スベシ

第三十九条 宿直及当直ハ電報及信書ヲ收受シ直ニ之ヲ主務者ニ送達スベシ

第四十条 当宿直ノ簿冊ハ順次当番員ヘ引継クベシ

第七章 服務心得

第四十一条 国法ニ違背セサル様注意スベシ

第四十二条 本店及本所ノ規則類其他諭告等ハ其都度之ヲ熟覽シ悖戾セサル様常ニ服膺スベシ

第四十三条 総テ冗費ヲ省キ節儉ヲ守リ専ラ収益ノ増加ヲ図ルベシ

第四十四条 業務ニ関スル事柄ハ自己専断ノ權ヲ有スルモ可成衆議ヲ聞キ反覆熟考シ過誤遺漏等ノ患ナキヲ要スヘシ

第四十五条 主管ノ事務ヲ鄭重精密ニ取扱ハ無論仮令主管外ノ事件ナルモ苟モ本所ノ利害得失ニ関スルモノハ精々注意着目シテ利便ヲ図ルベシ

第四十六条 総テ架空ノ理論ニ失セス繁文ヲ省キ専ラ事務ノ敏捷円滑ヲ主トシ務メテ実跡ヲ挙クルヲ要スベシ

第四十七条 総テ所員ハ上下一和言行一致品行ヲ謹ミ実直ヲ旨トシ公衆

ニ対シ温淳謙讓苟モ粗傲ノ挙動アルベカラズ

第四十八条 自己ノ商業ヲ営ミ其他心ヲ事業外ニ委スベカラズ

第四十九条 事業上ニ関スル要件ハ一切他ヘ漏洩スベカラズ

第五十条 事業ニ関スル事件ハ自宅ニ於テ取扱ヲ許サズ

但所長ノ特許シタルモノハ此限ニアラズ

第五十一条 非常報アルハ直ニ現場ニ至リ相当ノ防禦ニ尽力スヘシ

第五十二条 取引先及工夫等ト賄賂ニ類スル贈答饗酬及金錢貸借等一切之ヲ嚴禁ス

第八章 給与

第五十三条 所員ノ給料旅費等ヲ支給スルハ受取証簿ヘ各自捺印セシ

メ若シ本人不在ノ時ハ委任ノ証憑ニ依リ代理者ノ受印ヲ要ス

第五十四条 給料ハ毎月廿五日ニ渡スベシ必ズ前借ヲ許サス

但月給ノモノハ任免共日割ヲ以テ支給ス

第五十五条 定式休暇日ニ当リ事務ノ都合ニ依リ就業セシムルハ日給者ニ限り日給三分ノ一ヲ増給スルヲアルベシ

第五十六条 事務ノ都合ニ依リ昼夜勤続スルモノハ夜勤料金拾銭ヲ給与スヘシ

但夜勤十二時限リノモノハ本文ノ半額ヲ給ス

第五十七条 当宿直ヘハ弁当料トシテ一回ニ付金五銭ヲ支給スベシ

第五十八条 月給員病氣又ハ不得止事故ニ依リ欠勤日数三十日ヲ超過スルモノハ月給ノ半額ヲ給シ六十日ヲ過レハ全ク之ヲ支給セス

第五十九条 日給員定式休暇日ノ外病氣又ハ事故ニ依リ欠勤スルモノハ其日ノ日給ヲ支給セス

第六十条 所用ヲ以テ關係部内ヘ出張スルハ本店旅費定則ニ準シ三等以上ハ一割五分四等五等ハ一割六等七等ハ五分ヲ減シ其旅費ヲ支給スベシ

第六十一条 本所ノ關係部内ト称スルハ松江、鶴峠、浜原、三次、浜田、

温泉津ノ線路部内ヲ指スモノトス

第六十二条 關係部外旅費支給方ハ本店旅費規程ニ依ル

第九章 雜則

第六十三条 後証ヲ要スル件及諸願伺届意見具申等ハ凡テ書面ヲ以テシ其文面記名捺印ハ明瞭鄭重ヲ旨トスベシ

第六十四条 諸願伺書類ハ総テ所長宛トシ其主任ヲ經テ提出シ所長ノ認印ヲ以テ（事故アルハ朱書ヲ以テ之ヲ示ス）指令ノ証トナスヘシ

第六十五条 秘密ノ事件ヲ電報スルハ必ス暗号電信ヲ用ヒ通常ノ事件ハ並電信ヲ用ユルモ妨ナシ

第六十六条 緊要ノ書類ヲ郵送スルハ書留郵便ヲ以テシ通常書類ハ並郵便ヲ用ユルモノトス

第六十七条 所長ハ毎月二回掛長担当ヲ集メ商議會ヲ開クベシ

第六十八条 職員ハ出張又ハ分掌ヲ命スルハ左ノ書式ニ依リ辞令書ヲ附与スヘシ

分掌辞令

割印

何々ヲ命ス

年 月 日

藤田組大森鉦山事務所

何 某

出張辞令

割印

何々ノ為メ某地へ出張ヲ命ス

年 月 日

藤田組大森鉦山事務所

何 某

第六十九条 出張員帰所ノ節所長ニ於テ必要ト認ムルハ特ニ命シテ復命書ヲ差出サシムベシ

第七十条 所長関係部外ニ旅行スルハ上席掛長ヲシテ其事務ヲ代理セシムベシ

第七十一条 職員転任或ハ退任スルハ所長ノ立会ヲ以テ文書簿冊其他金銭物品等ヲ調査シ引継目録書ニ依リ一週間以内後任者ヘ引渡ヲナスベシ

第七十二条 社員雇員ニハ本店暑中休暇規則ニ依リ暑中休暇ヲ与フベシ
第七十三条 社員雇員等社務ノ為メ死傷スルハ本店死傷手当規則ニ依リ相当ノ手当金ヲ給与スベシ

第七十四条 事務所ハ貯金取扱規則ニ依リ貯金ヲ預ルベシ

畢

(裏表紙)「

大阪国文社印行」

*全38項の活版印刷された冊子(山中家文書11-1-1)

注

史料中、必要箇所に番号を付し若干の注を以下に列記した。なお、No付き数字は個々の文書番号を示す。また典拠した文献のうち以下のものは略記した。

- 『創業百年史 同和鉱業株式会社』一九八五年……『創業百年史』
 『石見銀山近代史料集 第一集』二〇一六年……『第一集』
 『石見銀山近代史料集 第二集』二〇一七年……『第二集』
 『石見銀山近代史料集 第三集』二〇一八年……『第三集』

「諸官省願伺届書綴」

- (1) 【特置巡查（誓願巡查）】 会社や町村または個人の誓願により特別に巡查を配置する制度で、費用は誓願者が負担した（明治一四年四月一八日内務省達乙第二二号）。県内の鉱山では、鵜峠（出雲市）、笹ヶ谷（津和野町）、大森（大田市）、銅ヶ丸（美郷町）、宝満山（松江市）に巡查が配置された（島根県警察本部『島根県警察史』明治・大正編一九七八年）。大森鉱山では急速な事業拡張に伴い坑夫・職工が千人規模に急増し、鉱区内の治安維持等のため明治二四年二月に請願が出され（『第三集』No.709）、同二五～三一年、同三九～大正一二年に配置された（前掲『島根県警察史』）。なお明治二五年度の費用は一六三円四八錢七厘（No.25）、同二六年度は一四二円五二錢三厘（No.143）であった。

- (2) 【古城山官林】 古城山は山吹城跡を指す呼称で、近世には製錬に必要な木炭を供給する御立山に指定されていた。銀山料内では鵜丸城跡（大田市）、櫛山城跡（同）、丸山城跡（川本町）など中世末の山城跡が御立山とされた。近代になって旧幕領の山林は官林に編入された。（農林省『農林行政

史』第五卷下一九六三年、仲野義文「銀山を支えた資材調達システム」『銀山社会の解明』二〇〇九年）

- (3) 【官有森林原野及産物特売規程】 農商務省所管の官有森林原野について、鉱業用に土地貸与と建築材や薪炭材の売却が可能となり（「官有森林原野及産物特別処分規則」明治二十三年四月五日勅令第六九号）、その際の手続きが特売規程に定められた（明治二四年九月四日農商務省告示第八号）。

- (4) 【広島大林区署】 明治一九年の林区制度の整備に伴い、国有林経営を所管する大小林区署が各地に設けられた（「大小林区署官制」明治一九年四月一七日勅令第一八号）。大林区署は農商務大臣の管下で官林の管理や同地産物の売却等を所掌した。広島大林区署は、当初広島県下を管轄区域とし（明治一九年五月二〇日閣令第二二号）、同二六年には中国五県を管轄区域とした（明治二六年一〇月三十一日勅令第一四七号）。

- (5) 【牧相信】 熊本生まれ。明治一三（一八八〇）年五月、工部大学校鉱山科第二回卒業（大蔵省『工部省沿革報告』一八八九年）。同年工部省に入省し、八等技手（『改正官員録』明治一三年七月）として官営の院内銀山に勤務する。同一年に古川市兵衛に払い下げ後も同鉱山で鉱務課長を務める。同二〇年に藤田組入社、同二五年に大森鉱山事務所に勤務。同三九年には別子銅山で採鉱課主任として労務管理の改革を実施した。大正一〇（一九二一）年没。（吉田國夫「みゆき坑の官員たち」『会誌院内銀山』第三〇号院内銀山史跡保存顕彰会一九七七年）

- (6) 【広島鉱山監督署】 鉱業条例の制定にあわせ、明治二四（一八九一）年に鉱山監督署が新たに設置されることになり（明治二四年七月二七日勅令第一四五号）、東京ほか五ヶ所に配置された。広島鉱山監督署は中国五県

と香川県、愛媛県を管轄し（明治二五年三月八日農商務省令第三号）、鉱業条例施行日の同二五年六月一日に広島市大須賀村第四番地で開庁した（明治二五年五月二七日農商務省告示第一〇号）。同二六年には大阪鉱山監督署に業務が移管されることとなった（明治二六年一〇月三十一日勅令第一四八号）。

(7)【鶴峠鉱山出張所】 島根県出雲市鶴峠^{うづど}に所在した銅鉱山で、船谷銅山ともいう。幕末に松江藩による鷺銅山（同鷺浦）の開発中に発見され、明治三年から本格的に開発された。明治二〇年七月から藤田組が借区権を得し、同三一年まで操業した（梶谷実「鷺の銅山と勝部本右衛門」『大社の史話』第一五号一九七六年、『創業百年史』）。

(8)【誓願巡査費】 誓願者から徴収された巡査費は県地方税雑収入のうち警察費雑入に全額繰り入れられ、警察費として支出された（島根県議会議事事務局『島根県議会議史』第一巻一九五九年）。二六年度の費用はNo.143、154参照。

(9)【島根県内務部第四課】 明治一九年に定められた地方官官制が同二三年（二八九〇）年に改正され、府県の事務分掌を二部三署体制とした。このうち内務部第四課は府県費の会計、府県税及び備荒儲蓄の収支出納を分掌し（明治二三年一〇月一日告示勅令第二二五号）、島根県庁には県費係、県税係がおかれた（島根県議会議事事務局『島根県議会議史』第一巻一九五九年）。

(10)【鉱業条例】 明治二三年九月二六日公布法律第八七号。同二五年六月一日施行。明治六年に施行された日本坑法で規定された鉱物政府所有の原則から先願主義への変更など近代鉱業法として大幅に法整備が行われた。同三八年鉱業法の施行に伴い廃止された。（石村善助『鉱業権の研究』

一九六〇年）

(11)【御料局製錬所】 明治二四（一八九一）年に設置された宮内省御料局生野支庁附属大阪製錬所（明治二四年九月一〇日宮内省達甲第二号）。大阪造幣局構内の一角に建設され、御料局所管の佐渡鉱山、生野鉱山のほか、民営鉱山からも半製品を買い入れて製錬を行った。同二九年、佐渡・生野両鉱山とともに三菱合資会社に払い下げられた。（通商産業大臣官房調査統計部『本邦鉱業の趨勢50年史』解説編一九六四年、三菱鉱業セメント（株）『三菱鉱業社史』一九七六年）

(12)【大森小林区派出所】 明治二五年一月時点で、島根県内には吉賀小林区署、川本小林区署と松江派出所が置かれていたが、翌年一月には津和野、大森、川本、松江、今市の各小林区署が置かれた。（内閣官報局『職員録（甲）』明治二五年一月、同二六年一月）

(13)【シカゴ・コロンブス博覧会】 コロンブスによるアメリカ大陸発見四百年を記念してシカゴで開催された万国博覧会。会期は明治二六（一八九三）年五月一日〜一〇月三〇日。（伊藤真実子『明治日本と万国博覧会』二〇〇八年）

(14)【農商務省鉱山局】 明治十八年に工部省が廃止され、鉱業に関する業務は農商務省に移管された。鉱業の事業認可や鉱区設定など鉱業活動全般を鉱山局が所掌した。（農商務省官制 明治一九年二月二七日勅令第二号）

(15)【和田維四郎】 安政三（一八五六）年、若狭小浜生まれ。東京大学理学部地質学科の教授であったナウマンのもとで金石学、地質学を担当。明治一五（一八八二）年に設立された地質調査所の初代所長となる。同一八

年には東京大学理学部教授を兼務、同二年から農商務省鉱山局長を兼務し、鉱業条例の制定を主導した。大正九（一九二〇）年没。佐々木亨「和田維四郎小伝（上・中・下）」『三井金属修史論叢』No.4～6 一九七〇～七二年、地質調査所百年史編集委員会『地質調査所百年史』一九八二年）

(16)【明治三三年島根県訓令第五〇号】土木起工規則（明治三二年一〇月一日島根県訓令第一九八号）第六条を改正した訓令で、第二種以下の道路等の改修の申請手続きに必要な添付図面について定めている（明治三三年三月一二日島根県訓令第五〇号）。

(17)【郵便条例】近代郵便事業の基本法例（明治一五年一二月一六日太政官布告第五九号）。同一年一月一日施行。郵便物を四種類に分類した点に特徴があり、第一種は書状、第二種は郵便葉書、第三種は毎月一回以上発行する定期印刷物及びその付録、第四種は書籍などの各種印刷物、写真・書画・絵画・罫紙・営業品の見本及び雛形に分けられた。同三三年、郵便法・鉄道船舶郵便法の公布により廃止。（郵政省郵務局郵便事業史編纂室編『郵便創業120年の歴史』一九九一年）

(18)【メートル法】度量衡の国際的な統一のためにフランスで制定された単位制度。一八七五年にメートル条約成立。日本は明治一八（一八八五）年に条約に加盟し、翌年四月に公布。その後、度量衡法（明治二四年三月二四日法律第三号）に取り入れられ、以後普及していった。

(19)【田中隆三】元治元（一八六四）年、秋田生まれ。帝国大学法科大学卒業後、明治二二（一八八九）年農商務省に入省し参事官室試補となる。翌年に鉱山局次長となり、和田維四郎局長の下で鉱業条例の制定にあたった。条例施行に伴い鉱山監督官として広島・福岡の両鉱山監督署長となり、

後に本省の鉱山局長となる。同三八年に合名会社藤田組に入社し鉱山課長となり、翌年には小坂鉱山事務所長として小坂鉱山の経営再建にあたった。同四二年に常務理事に就任し、翌年同社を退職（『創業百年史』）。その後農商務次官、衆議院議員となり、昭和四（一九二九）年に文部大臣となる。同一五年没。秋田鉱山専門学校の創設に尽力した。（秋田県『秋田の先覚 近代秋田をつちかった人びと』第三 一九七〇年、葉賀七三男「田中隆三―秋田鉱専創設恩人のひとり―」『日本鉱山史研究 昭和六一年秋大会資料』一九八六年）

(20)【蒸気器械取締規則】蒸気器械取締規則（明治二六年三月六日島根県令第三三三号）はNo.105に記載。

(21)【臨時種痘】明治政府は、明治九年に「天然痘予防規則」を施行し、満一歳までの種痘を義務付けた（明治九年五月一八日内務省布達甲第一六号）。本史料の書かれた当時、島根県では年二回（三～六月、九～十一月）定期的な種痘の実施を定めていたが（『種痘細則』明治一八年一二月二五日島根県布達甲第一六九号）、同二六年一月に隣県で天然痘流行の兆候があったため、二、三月の二か月間に満三〇歳以下を対象に臨時の種痘を実施することとした（明治二六年一月二六日島根県告示第二二号）。

(22)【永久部の入込人員増加】永久部の事業拡張に伴い、多数の人々が鉱山で従事するようになり、周辺農村部における労働力の流出が懸念されるようになった（「只其日の生計に安んず」『山陰新聞』明治二四年五月九日第一六〇四号）。本史料中にも県内外の村役場から本籍を離れた人たちの消息を照会する文書が散見されるようになる。なお本文書にある寄留者への賦課金については後掲No.110、111、173、173参照。

(23)【短木】史料には「榎木」と書かれているが、木橋に関する近世の示方書や近代の構造説明書には橋梁の束柱を短木と記した用例があるので、翻刻では短木と表記した。(土木寮『堤防橋梁積方大概』一八七一年、前澤初治『実用木橋架設便覧』一九〇八年)

(24)【蒸気器械検査】蒸気器械取締規則(明治二六年三月六日島根県令第三三三号)により既設器械の検査が義務付けられた(同規則中附則)。施行後初めて検査が、石見地方では大森銀山のほか銅ヶ丸鉾山、浜田製糸会社、笹ヶ谷鉾山、津和野製糸会社の五か所で実施されると報じられた。(『蒸気機関及船燈検査』『山陰新聞』明治二六年四月二六日第二一九七号) No. 133参照。

(25)【大浦兼武】嘉永三(一八五〇)年、鹿兒島生まれ。明治二六(一八九三)年三月二日から同二八年三月二六日まで島根県知事(明治二六年三月二二日『官報』第二九一五号、同二八年三月二八日『官報』第三五二〇号)。のち山口県、熊本県、宮城県知事を経て、警視総監、国務大臣を歴任。大正七(一九一八)年九月没。(香川悦次・松井広吉『大浦兼武伝』一九二二年)

(26)【小坂鉾山】秋田県小坂町に所在した鉾山で、銀・銅などを産出した。文政二年に鉛鉾が発見されていたが、本格的な生産の開始は幕末以降である。明治維新後は官営に移管されたが、明治一七年に藤田組に払い下げられた。近代的な開発や施設改造を経て、明治二〇年代以降、銅鉾の大規模な採掘に成功し、銅山として盛況となった。(『創業百年史』)

(27)【保金山^{ほう}】山梨県早川町保に所在した金山。戦国期(天文年間)には創業しており、戦国大名武田氏を支えた鉾山の一つであった(平凡社『山梨

県の地名』一九九五年)。明治になり山梨県や個人の経営を経て同二一年に藤田組の所有となった(『創業百年史』)。

(28)【阿仁鉾山】秋田県北秋田市に所在した鉾山。金・銀・銅を産出した。金山としては一四世紀の発見と伝える。銀山は天正三(一五七五)年、銅山は一七世紀半ば以降の開発。近世の一部時期を除いて秋田藩が経営したが、明治維新後に官営に移管し、明治一八(一八八五)年に古河市兵衛に払い下げされた。

(29)【刑法第四二五条第五項】旧刑法(明治一三年七月一七日太政官布告三六号)四二五条は違警罪に関する規定で、第五項「蒸気器械其他烟筒火竈ヲ建造修理シ及ヒ掃除スル規則ニ違背シタル者」は「三日以上十日以下ノ拘留ニ処シ又ハ一円以上一円九十五銭以下ノ科料ニ処ス」とされている。

(30)【波根西村尋常小学校の修学旅行】この修学旅行には上級生徒と教員合わせて三四名が参加し、一泊二日で邇摩郡の久利、大森、大國、馬路、仁万、宅野、五十猛、安濃郡鳥井の各村を順にめぐり、各小学校と名所旧跡を訪ね歩いた。大森では諸官衛社寺名所等を経て永久鉾山を見学した(『小学生徒の修学旅行』『山陰新聞』明治二六年五月三〇日第二二二六号)。No.137、165、170参照。

(31)【警察費科目】俸給、雑給、庁費の区分は県地方税支出費目のうち警察費の科目に相当する(前掲『島根県議会議史』、『島根県警察史』)。

(32)【布哇出稼】ハワイ移民は、サトウキビ畑や製糖工場の労働力確保を目的に始まり、日本からは明治元(一八六八)年に初めて一五三名が渡航し

た。同一八年から官約移民の募集が開始され、以後山口県大島郡の住民が多数渡航した。移住した人たちは異なる環境や過酷な労働条件下で厳しい作業に従事した（土井弥太郎「山口県大島郡におけるハワイ移民史」『山口大学農学部学術報告』第八号一九五七年、布哇日系人連合協会『ハワイ日本人移民史』一九六四年）。No.160、162参照。

(33)【大島郡】山口県大島郡は、瀬戸内海に浮かぶ屋代島（周防大島）を中心とした島嶼で構成されていた。可耕地が少なく、近世中期以降の人口増加により近代にいたるまで、島民の出稼ぎが盛んであったことは、島出身の宮本常一の著作に詳しい（宮本常一「日本の中央と地方」『宮本常一著作集』第二巻一九六七年）。

(34)【金庫】国庫金の取り扱いを担当する機関。明治二年、中央金庫―本金庫―支金庫の制度が導入され、国庫金の出納・保管事務を日本銀行に委託した（『金庫規則』明治二年二月一日勅令第一二六号 同二年四月一日施行）。日本銀行の支店・出張所が事務を担当し、島根県内には松江本金庫の下に広瀬、掛谷、大東、今市、大森、川本、浜田、益田、津和野、西郷、福井の各支金庫が設置された（明治二年二月二八日大蔵省令第一八号及び同二年一月四日大蔵省告示第一号）。支金庫の取扱店は浜田、益田、津和野が第五十三国立銀行で、そのほかは第三国立銀行であった。（日本銀行『日本銀行沿革史』第七卷一九一三年、同『日本銀行百年史』一九八二年）

(35)【品川彌二郎の来森】明治二六（一九九三）年八月一四日に広島県三次から島根県に入った品川彌二郎は、一五日に大森に着き、元郷宿の川北家に止宿。翌日城上神社で開かれた懇話会には三百人余りが参加した。品川はその後井戸神社を参拝し、午後は大原順之助の先導で永久鉾山を巡

視している（『品川子爵県下に入り浜田に向ふ』『山陰新聞』明治二六年八月一九日第二二九六号）。なお、川北家の出納簿によると、品川の宿泊にかかる日当二円が藤田組から支払われた（大森小学校研究班『町の歴史』第四集一九六二年）。

(36)【特別待遇による観覧】山陰新聞の記事によると、蒸気機関が新設された柑子谷製錬所では見学者が急増し、その対応でしばしば業務が妨げられる状況が生じたことから、鉾山事務所では見学者一人につき十銭の参観料を徴収することでその抑制を図り、併せて就業中に負傷した坑夫や死亡の際の遺族に対する扶助金に充てることにしたようである（藤田組銀山の蒸気機関『山陰新聞』明治二四年二月二日第一七七七号）。史料には修学旅行に伴う観覧につき「通常参観人ノ例ニ依ラス特別ノ待遇」を受けたとあることから、参観料の免除を願い出たものとも考えられる。

(37)【石見八幡宮】大田市仁摩町大国にある神社。祭神は品陀別命、帶中津彦命、息長帯姫命。縁起書では欽明天皇時代の創建と伝え、近世以降は高田城（現江津市）城主であった大崎氏の末裔が代々神主職を世襲したといわれる。仁摩町内の八幡宮の中で社領が最も多く、古式祭礼は大変賑わったという（仁摩町誌編纂委員会『仁摩町誌』一九七二年）。

「藤田組規則類」文書一覧

No.	表 題	年月日	発 信 者	山中家文書番号
1	[通知] (号外)	明治21年7月2日	藤田組取締課	11-1-7
2	[名称規程] (規第壹号)	明治21年7月2日	藤田組取締課	11-1-7
3	[鉾山事務所通則] (規第貳号)	明治21年7月2日	藤田組取締課	11-1-7
4	[鉾山出張所規程] (規第三号)	明治21年7月2日	藤田組取締課	11-1-7
5	[鉾山巡視規程] (規第四号)	明治21年7月2日	藤田組取締課	11-1-7
6	[改正旅費規程] (規第五号)	明治21年7月2日	藤田組取締課	11-1-6
7	[社員死傷手当規則并諸工夫死傷手当規則] (規第六号)	明治21年7月2日	藤田組取締課	11-1-2
8	藤田組大森鉾山所附則	(年未詳)		11-1-4
9	藤田組大森鉾山事務所規則	(年未詳)		11-1-1

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
189	[依頼] (江津村尋常 高等小学校修学旅行 生徒の見学につき)	明治26年9月8日	大国村長中村狷蔵	大森鉦山藤田組事務所	
190	[案内] (石見八幡宮 大祭への参拝につき)	(明治)26年9月8日	氏子惣代尾川利三、 菅森源右衛門、安井好尚	藤田組鉦山事務所	
191	[依頼] (石見八幡宮 大祭への御申奉納に つき)	(明治)26年9月8日	氏子惣代尾川利三、 菅森源右衛門、安井好尚	藤田組鉦山事務所	
192	鉦業用火薬類買入願	明治26年9月10日	大森鉦山稼業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
193	運搬許可証還納届	明治26年9月22日	大森鉦山稼業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
194	荷積車新調御届	明治26年9月22日	大森鉦山稼業人藤田傳三郎 代理大原順之助	島根県知事大浦兼武	
195	坑業用火薬類運搬願	明治26年9月22日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
196	* [依頼] (別紙書類の 下付につき)	明治26年9月9日	邇摩郡静間村役場	藤田組大森鉦山事務所	
197	* [領収] (書類の受取 につき)	明治26年9月12日	楫野鶴太郎	藤田組大森鉦山事務所	
198	* [依頼] (使役人の所 在確認につき)	明治26年9月18日	大国村役場	大森鉦山藤田組事務所	
199	* [回答] (照会のあつた 人物の現況につき)	9月18日	坑業	庶ム係	
200	* [回答] (照会のあつた 人物の現況につき)	明治26年9月19日	大森鉦山藤田組事務処	大国村役場	
201	御届 (諸願伺届書の 代理につき)	明治26年9月	藤田組頭取藤田傳三郎	島根県知事大浦兼武、 邇摩郡大国村長中村狷蔵、 邇摩郡大森村長福井栄輔、 邇摩郡長藤岡直蔵、 大森警察署長中山門	代理：大原 順之助、 西田挺
202	鉦業用火薬類買入願	明治26年9月25日	大森鉦山稼業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
203	御届 (電報配達先に つき)	明治26年9月24日	藤田組大森鉦山事務所	大森電信郵便局	

(注) 表題に*印をつけた文書は本書に翻刻を掲載しなかった文書

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
166	[指令] (松立木の払下につき)	明治26年6月3日	広島大林区署長林務官 有田正盛	稼業人藤田傳三郎代理西田 稔	
167	* [回答] (照会のあつた人物の所在状況につき)	明治26年6月18日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
168	* [回答] (行方不明者の所在確認につき)	明治26年6月14日	飯石郡来島村役場	藤田組大森鉦山事務所	
169	* [回答] (鉦山使役人の所在確認につき)	明治26年6月19日	大国村役場	藤田組鉦山事務所	
170	謝状 (先般修学旅行の際の応対につき)	明治26年5月28日	波根西尋常小学校校長竹下濱市、 同村長竹下英三	藤田組大森鉦山事務所	
171	鉦業用火薬類買入願	明治26年7月5日	大森鉦山稼業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
172	[照会] (寄付金の至急納付につき)	明治26年6月27日	大国村役場	藤田組大森鉦山事務所	
173	納付証	明治26年6月28日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
174	寄留届	明治26年7月7日	金子十兵衛、家主藤田組事 務所	大国村長中村狷藏	
175	[依頼] (預金受取にかかる証書紛失につき)		藤田組事務所	熊谷信常	
176	* [照会] (徴兵検査不参者の所在確認につき)	明治26年7月7日	神門郡園村役場	永久銅山事務所	
177	[依頼] (産出鉦物の調査につき)	明治26年7月12日	大国村役場	藤田組鉦山事務所	
178	[届] (職工長屋建設につき)	明治26年7月17日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
179	[職工長屋一覧表]		安富	藤本	
180	* [依頼] (家出人の所在確認と帰宅説論につき)	明治26年7月29日	邇摩郡静間村役場	永久鉦山事務所	
181	鉦業用火薬類買入願	明治26年8月2日	大森鉦山稼業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
182	運搬許可証返納届	明治26年8月2日	大森鉦山稼業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
183	* [依頼] (家出人への帰宅説論につき)	明治26年8月5日	邇摩郡静間村役場	藤田組大森鉦山事務所	
184	[通知] (今度大森に来訪する品川弥二郎との談話会開催につき)	明治26年8月14日	大国村長中村狷藏	大森鉦山藤田組事務所	
185	* [照会] (那賀郡下松山村住民の所在確認につき)	(明治)26年8月14日	大国村役場	大森鉦山藤田組事務所	
186	運搬許可証還納届	明治26年8月19日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長中山門	
187	納税代理人御届	明治26年8月	藤田組頭取藤田傳三郎代理大 原順之助、代理人三浦万二郎	邑智郡君谷村役場	
188	[照会] (道路等変更願にかかる書類再提出につき)	明治26年8月23日	大国村役場	大森鉦山藤田組事務所	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
140	* [依頼] (那賀郡井野村住民の所在確認につき)	明治26年5月16日	大國村役場	大森鉦山藤田組事務所	
141	* [照会] (意宇郡出雲郷村住民の帰郷につき)	明治26年5月31日	出雲国意宇郡出雲郷村役場	大森鉦山事務所	
142	* [回答] (照会のあった人物の現況につき)	6月2日	藤田組大森鉦山事務所	出雲郷村役場	
143	[通知] (請願巡査費の徴収につき)	明治26年6月1日	大森警察署	大森鉦山藤田傳三郎代理 大原順之助	
144	* [依頼] (那賀郡井野村住民の所在確認につき)	明治26年6月6日	大國村役場	大森鉦山藤田組事務所	
145	* [依頼] (徴兵検査不参加につき)	明治26年5月31日	飯石郡来島村役場		
146	* 事由書	明治26年 月 日	田部亀市	来島村助役石田豊三郎	
147	[依頼] (電報料等の送付につき)		中田	事務所	
148	病気届	明治26年6月4日	大原順之助	三次区裁判所長	
149	診断書	明治26年6月4日	医士 加藤俊富		
150	* 通知書	明治26年6月6日	三次区裁判所裁判所書記永原尚史		
151	* 鑑定人呼出状	明治26年5月29日	三次区裁判所裁判所	工学士大原順之助	
152	* 鑑定ス可キ事項				
153	* 郵便送達証書	明治26年6月7日	大森郵便電信局配達人田中官二郎	大原順之助	
154	証 (請願巡査費の内訳と上納につき)	明治26年6月2日	大森鉦山稼人藤田傳三郎代理人大原順之助	大森警察署長警部中山門	
155	[回報] (鉦山水引夫の募集条件につき)	明治26年6月5日	大島郡役所渡邊渡	西田稔	
156	委任状	明治26年1月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
157	[回答] (代理委任状写しにつき)	明治26年6月8日	大原順之助	大森村役場	
158	[照会] (代理委任状写しの提出につき)	明治26年6月7日	大森村役場	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	
159	御届 (電報配達先につき)	明治26年6月10日	藤田組大森鉦山事務所	大森郵便電信局	
160	[書簡] (鉦山水引夫募集につき)	(明治)26年6月10日		藤岡直蔵	
161	[依頼] (立木払下にかかる領収証書につき)	(明治)26年6月14日	藤田組大森鉦山事務所	浜田支金庫	
162	[書簡] (鉦山水引夫募集につき)	明治26年5月30日	西田稔	大島郡長渡辺渡	
163	* [回答] (照会のあった人物の所在ならびに盗難物品の有無につき)	明治26年5月28日	藤田組大森鉦山事務所	大森警察署長警部中山門	
164	* [照会] (寄留者の所在確認につき)	明治26年5月25日	大國村役場	藤田組鉦山事務所	
165	[通知] (波根西尋常小学校修学旅行生徒の見学につき)	明治26年5月19日	邇摩安濃郡役所第一課	藤田組大森鉦山事務所	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
118	[照会] (石炭の消費高につき)	明治26年4月11日	大国村役場	藤田組鉦山事務所	
119	[依頼] (鉦物寄贈につき)	明治25年9月24日	大分県尋常師範学校教諭 篠本二郎	石見銀山	
120	寄留届	明治25年11月5日	酒井美福	大国村長中村狷蔵	
121	鉦業用火薬類買入願	明治26年4月27日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
122	[照会] (明治二十四年上半期鉦業明細表記入内容につき)	4月22日	鉦山局統計主任	藤田傳三郎殿代理大原順之助	
123	借区坑業明細表				
124	[回答] (借区坑業明細表記入内容につき)		大原順之助	鉦山局土肥統計主任	
125	[依頼] (所得税調査につき)	明治26年4月11日	所得税下調委員邇摩安濃郡書記原田豊之助	大森鉦山藤田組出張所大原順之助	
126	[書簡] (所得税調査への協力を謝するにつき)	4月14日	原田豊之助	大原順之助	
127	* [書簡] (広島控訴院の依頼による測量師派遣につき)	(明治)26年4月13日	浜田区裁判所判事尾上勤	藤田組大森鉦山事務所	
128	* 証拠物件鎖置目録	明治26年4月18日	巡査酒井美福、差出人藤田組大森鉦山事務所藤井薫		
129	[依頼] (地方税・村税徴税伝令書の配布につき)	(明治)26年4月19日	大国村役場	藤田組事務所	
130	[依頼] (管区員の鉦山事業参観につき)	明治26年4月21日	島根県第三土木管区員派出所	大森鉦山藤田組出張所	
131	* モクタ川堤防測量鑑定書	明治26年4月13日	鑑定人杵野為吉		モクタ川近傍見取図添付
132	運搬許可証還納届	明治26年5月14日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長中山門	
133	[通知] (建造器械検査執行前の掃除につき)	明治26年4月28日	大森警察署	稼業人藤田組頭取 藤田傳三郎代理大原順之助	
134	鑑定書	明治25年6月15日	大森銀山所藤田組技師工学士 大原順之助		
135	[回答] (工学士姓名・鉦山所在地につき)		藤田組大森鉦山事務処	渡辺又三郎	
136	[依頼] (技士・工学士姓名と鉦山所在地につき)	5月3日	渡邊又三郎	大森銀山藤田傳三郎、事務所	
137	[回答] (波根西村尋常小学校修学旅行生徒の縦覧につき)	明治26年5月12日	藤田組大森鉦山事務所	邇摩安濃郡役所	
138	[依頼] (波根西村尋常小学校修学旅行生徒の参観につき)	明治26年5月11日	邇摩安濃郡役所	藤田組大森鉦山所	
139	[依頼] (安濃郡・邇摩郡十四村組合高等小学校修学旅行生徒の縦覧につき)	明治26年5月12日	安農郡大田村外九村・邇摩郡五十猛村外三村組合高等小学校	大原順之助	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
93	旧道縦断面図				
94	旧道平面図				
95	改修線路縦断面図				
96	[木橋目論見]				
97	[改修線路縦断面図]				
98	* [回答] (照会のあった人物の所在につき)	明治26年3月30日	藤田組大森鉦山事務所	広島県三次郡布野村役場	
99	* [依頼及び照会] (出兵適齢者身体検査のため役場出頭につき)	明治26年3月24日	広島県三次郡布野村役場	永久銀山事務所	
100	運搬許可証還納届	明治26年3月30日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長中山門	
101	重傷者御届	明治26年3月30日	大森鉦山稼業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
102	[依頼] (蒸汽器械等の検査につき)	明治26年3月31日	大森鉦山稼業人藤田組頭取藤田傳三郎代理士族大原順之助	島根県知事大浦兼武	
103	石見国邇摩郡大森鉦山蒸汽器械取調書	明治26年3月31日	大森鉦山稼業人藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助		
104	汽罐汽機取扱者履歴書		長沢徳之助、安保東助		
105	[島根県令] (蒸汽器械取締規則)	明治26年3月6日	島根県知事篠崎五郎		島根県令第33号
106	鉦業用火薬類買入願	明治26年3月31日	大森鉦山稼業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
107	坑業用火薬運搬願	明治26年4月1日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長中山門	
108	[回答] (蒸汽器械建造場所図面の送付につき)	明治26年4月2日	藤田組大森鉦山事務所	大森警察署	
109	[依頼] (蒸汽器械建造場所図面の提出につき)	明治26年3月30日	大森警察署	藤田組大森鉦山事務所	郵便はがき
110	[回答] (鉦夫一人あたりに賦課される義務金の負担につき)	明治26年4月5日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
111	[照会] (他町村より入込寄留届未済者の義務負担金の寄贈につき)	明治26年4月4日	大国村役場	藤田組大森鉦山事務所	
112	* [回答] (徴兵検査対象者の所在につき)	(明治)26年4月8日	藤田組大森鉦山事務所	広島県山県郡大朝村役場	
113	* [依頼] (徴兵検査対象者の所在確認につき)	明治26年4月6日	広島県山県郡大朝村役場	大森銀山事務所	
114	[回答] (石炭などの使用状況につき)	(明治)26年4月10日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
115	[照会] (明治廿五年中の石炭消費高につき)	明治26年4月10日	大国村役場	藤田組鉦山事務所	
116	運搬許可証還納届	明治26年4月13日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長中山門	
117	[回答] (コークスの消費高につき)	明治26年4月12日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
69	[依頼] (郵便物ならびに電信受取方につき)	明治26年2月8日	藤田組大森鉦山事務所	大森郵便電信局	
70	[依頼] (木材及薪材木炭需用額調につき)	(明治)26年2月20日	大森小林区署	大森銀山事務所	
71	[回答] (木材及薪材木炭需用額調につき)	明治26年2月25日	藤田組大森鉦山事務処	大森小林区署	
72	廿五年度木材及薪材木炭需用額調	明治26年2月25日	藤田組大森鉦山事務処	大森小林区署	
73	運搬許可証還納届	明治26年2月5日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長中山門	
74	鉦業用火薬類買入願	明治26年2月5日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長中山門	
75	[返戻] (蒸気器械取締規則達供覧済みにつき)	(明治)26年3月9日	事務所	大森村役場	
76	[回付] (蒸気器械取締規則達につき)	明治26年3月8日	大森村役場	大森鉦山藤田組事務所	
77	[照会] (鉦山使役人別種痘接種状況につき)	明治26年3月10日	大国村役場	藤田組大森鉦山事務所	
78	[照会] (寄留届無届職員の負担義務取り扱いにつき)	明治26年3月10日	大国村役場	藤田組大森鉦山事務所	
79	[回答] (使役夫の種痘接種状況にかかる照会につき)	明治26年3月12日	藤田組大森鉦山事務処	大国村役場	
80	家屋建築届	明治26年2月15日	藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	大国村長中村狷藏	
81	寄留人出発届	明治26年2月18日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
82	寄留届	明治26年2月15日	西田稔、藤田組事務所	大国村長中村狷藏	
83	* [照会] (窃盗事件にかかる取調につき)	明治26年3月16日	松江地方才判所浜田支部予審判事折井正和	藤田組会計係	
84	* [回答] (照会事項につき)	明治26年3月17日	藤田組大森鉦山事務処	松江地方裁判処浜田支部予審判事折井正和	
85	* [依頼] (堤坊取除請求及損害要償の扣訴事件の鑑定人として技手一名出張につき)	明治26年3月16日	浜田区裁判所	大森銀山藤田組出張所	
86	* [回答] (堤坊取除請求及損害要償の扣訴事件の鑑定人依頼につき)	明治26年3月18日	藤田組大森鉦山事務処	浜田区裁判所	
87	転寄留御届	明治26年3月18日	裏松勇太郎、藤田組大森鉦山事務所	大国村長中村狷藏	
88	[照会] (大乙第四一号照会の件、再応照会につき)	明治26年3月28日	大国村役場	藤田組大森鉦山事務所	
89	[回答] (道路改修願付属書類中添付洩れの分送付につき)	(明治)26年3月29日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
90	摘要表				
91	摘要表				
92	[木橋目論見]				

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
47	郵便切手売下免許願	明治25年12月4日	藤田組社員上野席次郎	松江郵便電信局	
48	運搬許可証還納届	明治25年12月6日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理西田梃	大森警察署長中山門	
49	御払下松木及鹿朶伐 採済届	明治25年10月31日	大森鉦山牧相信代理西田梃	広島大林区大森小林区署	
50	〔書簡〕（薬品類直段 付取調べにつき）	12月14日	藤田組事務処	杵浦讓三	
51	〔照会〕（郵便物投函 方再度の問合せにつ き）	（明治）25年12月18日	藤田組大森鉦山事務所	大森郵便電信局	
52	鉦業用火薬買入願	明治25年12月22日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長中山門	
53	鉦業用火薬類買入願	明治25年12月22日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長中山門	
54	運搬許可証還納届	明治26年1月9日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長中山門	
55	〔回答〕（メートル法 度量衡器具員数取調 につき）	明治26年1月9日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
56	〔照会〕（メートル法 度量衡器具員数取調 につき）	明治26年1月9日	大国村役場	藤田組事務所	
57	〔進達〕（鉦業明細表 につき）	明治26年1月22日	藤田組大森鉦山事務所	広島鉦山監督署	
58	鉦業用火薬類買入願		大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長中山門	
59	鉦業用火薬類買入願	明治26年1月22日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理大原順之助	大森警察署長中山門	
60	* 〔回答〕（陸軍予備役 服役中のもの不在に つき）	明治26年1月21日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
61	* 〔依頼〕（陸軍予備役 服役中のもの役場出 頭すべきこと伝達に つき）	明治26年1月21日	大国村役場	藤田組大森鉦山事務所	
62	* 〔依頼〕（予備役輜重 輸卒服役中のもの役 場出頭につき）	明治26年1月18日	大国村役場	藤田組大森鉦山事務所	
63	〔回答〕（製煉所建物 棟数・坪数取調につ き）	（明治）26年1月27日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
64	記（製煉所建物棟数・ 坪数につき）	明治26年1月27日	藤田組大森鉦山事務所		
65	〔依頼〕（製煉所建物棟 数・坪数取調につき）	明治26年1月27日	大国村役場	藤田組大森鉦山事務所	
66	〔照会〕（工業会社及 製造表につき）	明治26年1月24日	大国村役場	藤田組鉦山事務所	
67	〔照会〕（工業会社及 製造表再度の問合せ につき）	明治26年1月31日	大国村役場	藤田組鉦山事務所	
68	領収証（金銀鉛銅鉦 試掘認可願聞届のう え下付につき）	明治26年2月5日	藤田組頭取願人藤田傳三郎、 右代理大原順之助	広島鉦山監督署長田中隆三	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
23	[添状] (明治廿二年より同廿四年に至る三ヶ年間製産品取調進達につき)	明治25年9月20日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
24	産出品数量及代価調	明治25年9月24日	藤田組大森鉦山事務所		
25	証 (明治廿五年度請願巡査費上納につき)	明治25年9月17日	藤田傳三郎代理人大原順之助	内務部第四課長参事官伊藤石介	
26	鉦業用火薬類買入願	明治25年9月26日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長中山門	
27	[大森鉦山概要]	明治25年9月22日	藤田組大森鉦山事務処	大森郵便電信局	
28	鉦山用材伐採跡地ノ景況				
29	鉦山用材伐採跡地ノ景況				
30	[回答] (蒸汽機関用に使用する薪消費高取調方につき)	明治25年10月8日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
31	[副申] (鉦山合宿所寄留者につき)	明治25年11月12日	藤田組大森鉦山事務所	大国村々長中村狷藏	
32	寄留変換御届	明治25年11月12日	戸主公田刀市、藤田組大森鉦山事務所	大国村長中村狷藏	
33	* [回答] (紹介のあった人物の現況につき)	11月13日	藤田組大森鉦山事務所庶務係	大国村役場	
34	[依頼] (コロンブス博覧会にかかる報告書及び鉦石回送につき)	明治25年10月8日	鉦山局長和田維四郎	藤田傳三郎	青焼き
35	[照会] (藤田組処有地の道路変更にかかる図面差出につき)	明治25年11月15日	大国村役場	藤田組事務処	
36	[回答] (道路開鑿願書添付図面四通差出につき)	明治25年11月18日	藤田組大森鉦山事務所	大国村々役場	
37	鉦業用火薬類買入願	明治25年11月22日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎代理西田稔	大森警察署長中山門	
38	鉦業用火薬類買入願	明治25年11月22日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎代理西田稔	大森警察署長中山門	
39	[添状] (コロンブス博覧会出品物進達につき)	明治25年11月24日	藤田組大森鉦山事務処	農商務省鉦山局	
40	記(鉦物の出品につき)	明治25年11月24日	藤田組大森鉦山事務所	農商務省鉦山局	
41	大森鉦山概況	明治25年11月	藤田組大森鉦山事務所		
42	[添状] (コロンブス博覧会出品にかかる鋳型銅分析表進呈につき)	(明治)25年11月26日	藤田組大森鉦山事務所	農商務省鉦山局	
43	絞銅分析表	明治25年11月25日	藤田組大森鉦山事務所	農商務省鉦山局	
44	絞銅分析	明治25年11月25日	分析場		
45	[依頼] (郵便物投函方問合せにつき)	明治25年12月2日	藤田組大森鉦山事務所	大森郵便電信局	
46	[依頼] (郵便切手売下免許願につき)	明治25年12月4日	藤田組大森鉦山事務所	大森郵便電信局	

「諸官省願伺届書綴」文書一覧

上野家（下博多屋）文書13-5

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
1	特置巡查へ御落居ヲ願フ件左ニ	明治25年4月	藤田組大森鉦山事務所	中山門	
2	〔記〕（第一撰鉦其他棟数及用材につき）				
3	松立木御払下願			広島大林区署長林務官 有田正盛	
4	設計書				
5	松損木御払下願			広島大林区署長林務官 有田正盛	
6	〔記〕（尺ノ算出法）				
7	松損木御払下願	明治25年5月18日	大森鉦山稼業人大阪府平民 藤田傳三郎代理牧相信	広島大林区署長林務官 有田正盛	
8	松立木御払下願	明治25年5月18日	大森鉦山稼業人大阪府平民 藤田傳三郎代理牧相信	広島大林区署長林務官 有田正盛	
9	設計書				
10	道路開鑿願	明治25年5月20日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 牧相信	大国村長中村狷藏	
11	村道開鑿仕訳書				
12	自大国村大字大国至 大森村大字大森道路 開修ニ付道敷潰地取 調書				
13	松枝条御払下願	明治25年6月	大森鉦山稼業人大阪府平民 藤田傳三郎代理牧相信	広島大林区署長林務官 有田正盛	
14	請書（松立木払下に つき）	明治25年7月 日	買人牧相信	特売主任林務官有田正盛	
15	証（松立木等領収に つき）	明治25年7月	買人牧相信	引渡主任営林主事補和合善男	
16	栗丸太寸法調	(明治)25年7月19日	藤田組大森鉦山事務所	和合	
17	〔副申〕（鉦山合宿所 寄留者につき）	明治25年8月9日	藤田組大森鉦山事務所	大国村々長中村狷藏	
18	寄留御届	明治25年8月9日	杵野為吉、安富暢熊、大島 時次郎、石川亀之助、藤井薫、 藤田組大森鉦山事務所	大国村々長中村狷藏	
19	〔依頼〕（借区坑業明 細表提出につき）	明治25年8月9日	藤田組大森鉦山事務所	大国村役場	
20	〔書簡〕（大森鉦山施 業按返付につき）	8月27日	広島鉦山監督署	大原 ^(順) 甚之助	
21	坑業用火薬運搬願	明治25年9月9日	大森鉦山鉦業人藤田傳三郎 代理牧相 ^(信) □	島根県大森警察署長警部中 山門	
22	自明治廿二年至同廿四 年製産品数量及代価調		藤田組大森鉦山事務所		

石見銀山近代史料集 第四集

編集

島根県教育委員会（松江市殿町一番地）

発行

大田市教育委員会（大田市大田町大田口二二一番地）
島根県教育委員会

島根県教育庁文化財課世界遺産室

（☎〇八五二一二一五六四二）

URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/sekaiisan/>

発行日

平成三十一（二〇一九）年 三月二十九日

印刷

株式会社 報光社